豊かな自然と快適な生活を支える

寺谷里づくり計画

平成10年5月

寺谷里づくり協議会

寺谷里づくり計画策定にあたって

寺谷里づくり協議会
会長　高尾 和幸

我がふる里寺谷は，西神ニュータウン，西神南ニュータウン，複合流通団地等に囲まれ，明石海峡大橋，山陽自動車道，中国自動車道につながる神戸西インターまで僅か５分という環境下に位置しています。

一方，永年慣れ親しんだ寺谷の風景が，ほ場整備事業の実施により大きく変わろうとしています。

こういった集落内外の変化が著しい大切な時期に，神戸市のモデル地区として，「豊かで快適な寺谷に」という住民の願いを込め，寺谷里づくり協議会を発足し，当協議会が西区第１号としての認定を受けることになりました。

現在は，地域住民の意志が反映される時代ですが，「豊かに，快適に」と思っても住民だけでは，なかなか具体的な方策がすぐには見あたりません。

しかし専門的な立場から，京都大学の高橋教授からコンサルタントとしてアドバイスを受け，神戸西農政事務所の支援で熱のこもった会議を重ねるごとに，少しずつ具体的な部分が見えてきました。

さらに，今までは地域にいても色々な人と意見交換する機会があまりありませんでしたが，ハード面を中心に考える里づくり協議会でありながら，住民同士の交流が増え，「心の里づくり」という，ソフト面でとても大切な要素があることにも気付きました。

激動する時代の中で，今後寺谷里づくり協議会が大きな不安を大きな希望に置き換えて，その力を発揮することを切に願います。

最後に京都大学の高橋教授には大変お世話になり，厚く感謝申し上げます。

寺谷里づくり計画の策定にあたって

京都大学大学院農学研究科
教授　高　橋　　強

神戸市では自然と調和した土地利用の実現に向けて、平成８年４月に「人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例」が制定されました。この条例に基づく里づくり計画の策定については、１日も早い実現を待ち望んできましたが、今回はからずも寺谷地区の里づくり計画策定のお手伝いをさせていただくことになったことは、この上ない喜びとするところです。

そして、何度か当地区に訪れる度に里づくり協議会役員をはじめ、住民の方々のご理解とご協力をいただき、また神戸市当局関係各位のご支援により次第に盛り上がりを見せる度に、里づくり計画への期待の大きさと歓心の高さを改めて認識させられた次第です。

初めて当地区に足を踏み入れたのは平成８年の秋でした。私の第１印象は、市街地に近くて便利な場所にもかかわらず静かなたたずまいの農村で、自然に恵まれた快適農村そのものではないかということでした。しかし、つぶさに見てみると、耕作に不便な谷あいの農地や交通事故の危険にさらされた生活環境など、改善すべき課題も多いことがわかりました。アンケートでもいろいろな課題が指摘されました。これらの課題に対して、「豊かな自然と快適な生活を支える」寺谷地区里づくり計画として、里づくり協議会の成果をとりまとめることができました。これからは、国、兵庫県、神戸市当局の支援のもとに、圃場整備事業等を通じて計画を一歩一歩実現していくことを期待していますが、もっとも大切なことは、住民の方々が共生ゾーン条例の趣旨とこの里づくり計画の意図するところを理解し、計画実現にご協力いただくことだと思います。

本地区の最も重要な課題は、山林と土取り場跡地の利活用の問題で、これについては十分な時間がなく、明確な方向を示せなかったのが心残りです。しかし、里づくり協議会の活動はこれで終わりではなく、計画の実現や社会経済情勢の変化に応じた調整を図るために継続して活動していくことが必要です。上記の課題についても、里づくり協議会の今後の重要課題として、引き続き論議していただくことが必要で、今回の里づくり計画がそうした話し合いの契機になれば、それなりの意義はあったといえるでしょう。

これを期に里づくり活動にいっそうの歓心が高まることを期待します。

寺谷土地利用構想の実現をめざして

神戸市産業振興局
西農政事務所長 藤平博司

市内の農業・農村地域は，「新鮮で安全な農産物の供給」「自然と緑の保全管理」など多面的な機能を果たすとともに，そこに暮らす人々によって，古民家などの建築物や伝統的な祭りや催事などの農村文化が，永年守り育てられてきました。

また，緑豊かな山林，豊な実りをもたらす農地，点在するため池，ゆるやかに流れる河川やせせらぎと,そこに正息するメダカやトンボ,ホタルなどが人々の暮らしと調和して，豊な農村景観を形づくり，農村地域に潤いと安らぎを与えています。

このようなかけがえのない環境を守り，育て，より良いものにして次世代に伝えていくことは，現代に生きる私たちの責任であり，神戸市では，市内の農業・農村地域を「人と自然との共生ゾーン」と位置づけ，農業の振興及び農業地域の活性化とあわせ，農業・農村の持つ多面的な機能を発揮させるために，平成8年4月に「人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例」を制定しました。

神戸市では，これまでも「都市計画法」「農地法」「農業振興地域の整備に関する法律」などの法律により，農業・農村地域の乱開発の防止に一定の効果をあげてきました。

しかし，農業を取り巻く社会的，経済的条件は大きく変わりつつあり，また農業従事者の高齢化，兼業化，後継者不足により，地域社会の活力の低下がおこる恐れがある一方，土地利用に対する市民・事業者・農業者などの意識も多様化しつつあります。

このため，農村地域で資材置場，廃車置場等が増加する一方，ビニールや空き缶などのゴミの不法投棄も見られ,営農環境や農村環境に悪影響を及ぼしています。

このような現状の問題に対応しつつ，"活力と魅力にあふれた快適農村空間の形成"をめざすため，地域住民自らが農業の振興と地域活性化，そして秩序ある土地利用に積極的に取り組んでいかなければなりません。

寺谷地区では,農業生産の効率化と生活環境の改善を図るためにほ場整備事業に取り組まれていますが,それと平行して里づくりに熱心に取り組まれていることに敬意を表しますとともに,今回その活動の成果として策定されました寺谷地区土地利用構想の実現をめざして,寺谷の里づくりが出来ることを期待いたします。

豊かな自然と快適な生活を支える

寺谷地区里づくり計画　目次

序章　計画の基本方針

わが国の農村地域は、国民の生活に必要な食料・農産物の供給といった生産機能のみならず、大気や水資源の保全はもちろんのこと、豊富な動植物を育み、自然生態系を維持し、さらには自然災害の防止に至るまで、多様な環境保持機能を担っている。加えて、緑豊かな自然景観の維持は国民に憩いとやすらぎの場を提供し、歴史的文化遺産を包蔵するなど国民にとって魅力に富んだ貴重な地域となっている。

いうまでもなく、農地は農業生産の基盤であり、地域農業の振興と食料自給率の維持向上を図っていく上で優良農用地の確保とその効率的な利用は不可欠であるが、一方地域住民の健康で文化的な生活を保障し、定住を図っていくために、生活の利便性、安全性、快適性、保健性の向上を目指した生活環境の整備も欠かすことはできない。

しかしながら現実の農村地域では、農業従事者の高齢化・後継者不足による農地管理の粗放化や耕作放棄地の増加に加えて、農地へのゴミの不法投棄、道路沿いの商業広告類の乱立、非農業的資材置き場や駐車場の増加などにより、緑豊かな自然景観の保持が困難となり、美しい農村景観が破壊されつつある所も少なくない。このようなことから、農村地域の豊かな自然環境や農村文化等の地域資源の保全と活用を図りながら、農村の多面的機能を維持し、活力ある農村づくりを目指す取り組みがこれからの極めて重要な課題である。

これからの農村環境整備は、それぞれの地域特性に応じた農村の活性化を目指して、農業生産環境と生活環境の維持向上はもちろんのこと、自然環境の保全に配慮した計画づくりが重要である。

神戸市西区櫨谷町寺谷地区は櫨谷川沿いに拓けた自然環境に恵まれた農村あるが、圃場が未整備で、生産環境が劣悪であるため、昨今の農業問題に対応した有効な振興策が困難な状況にある。加えて、西神ニュータウンに隣接し、立地条件に恵まれていることから都市化圧力が強く、これからの土地利用や地域振興に大きなインパクトとなることが懸念される。そこで、「人と自然との共生ゾーン整備」の基本方針に沿い、”豊かな自然と快適な生活を支える”を基本として、農村用途区域の指定、地域農業の振興と農用地整備、生活環境の整備改善、及び地域環境の保全を柱とした「寺谷里づくり計画」を策定した。

第１章　計画対象地区の概要

１.１　計画地域の概要

（１）地理的条件

神戸市西区は1982年（昭和57年）8月1日に垂水区から分区してできた新しい区であるが､豊かな自然と田園風景の中で古くから農業の盛んな地域である。また、神社仏閣・名所旧跡が数多く、歴史と伝統がある地域でもある。神戸市の西北部に位置し、北は三木市、西は加古郡稲美町、南は明石市と神戸市垂水区、東は神戸市北区に接している。中央区など神戸市中心部から見れば六甲山系を越えた西側に位置し、面積は137.86 km²と北区に次いで２番目に広く、神戸市全体の25.1%を占める。同じ六甲山の北側にあたる北区と西区でも、東西で地形的な特徴は異なっている。西区は西側に位置し、緩やかな丘陵と、その間を流れる明石川水系沿いの段丘と播磨平野に連なる平野部からなっている。

西区は対象地区である櫨谷町の他に伊川谷・押部谷・平野・玉津・神出・岩岡の各町からなり、明石川、櫨谷川、伊川と大きく３つの川がほぼ北東から南西方向に流れている。区内の西南方向、明石市に接している、三河川が合流している玉津町と伊川谷町西部は平坦地が多く市街化が進んでいる。それぞれの河川を上流へさかのぼって行くにつれ山がちな地形になっていくが、櫨谷川、伊川の中流から上流にかけての平野、櫨谷、伊川谷の各町は、都市近郊という立地条件を活かした都市型農業が盛んに行われている。同じく明石川の西から北にかけての神出、岩岡の各町も都市型農業が盛んな地域になっている。明石川をさらに上流に行き、雌岡山、雄岡山から伊川谷町の太山寺方面に連なる山地を越えると、神戸市中心部へつながる神戸電鉄線の沿線に出る。その付近は押部谷町になり、新しい市街地が開けつつある。また、明石川と櫨谷川、櫨谷川と伊川、それぞれの間の丘陵地は西神住宅団地､西神工業団地をはじめとする西神ニュータウンが開発されている。さらに、伊川の南には神戸研究学園都市があり、東部の丘陵地は東部丘陵ゾーンと名づけられ総合的に開発が進められている。計画地域の位置を図1-1、図1-2に示す。

櫨谷町は図1-2に示すように、西区のほぼ中央に位置し面積は21.50 km²で、櫨谷川の流域に開けた谷あいの町である。町の南方と北方にニュータウンが開けてきたことを除けば、山間の静かな農村である。歴史的に価値のある史跡にも恵まれており、古くから開けてきた地域だと分かる。特に寺谷地区にある端谷城や谷口地区にある如意寺、栃木東地区にある諏訪神社等は歴史的にも古く、この地域が古くから栄えており文化水準が高かったことを示すもので､櫨谷町の人々の誇りとなっている。
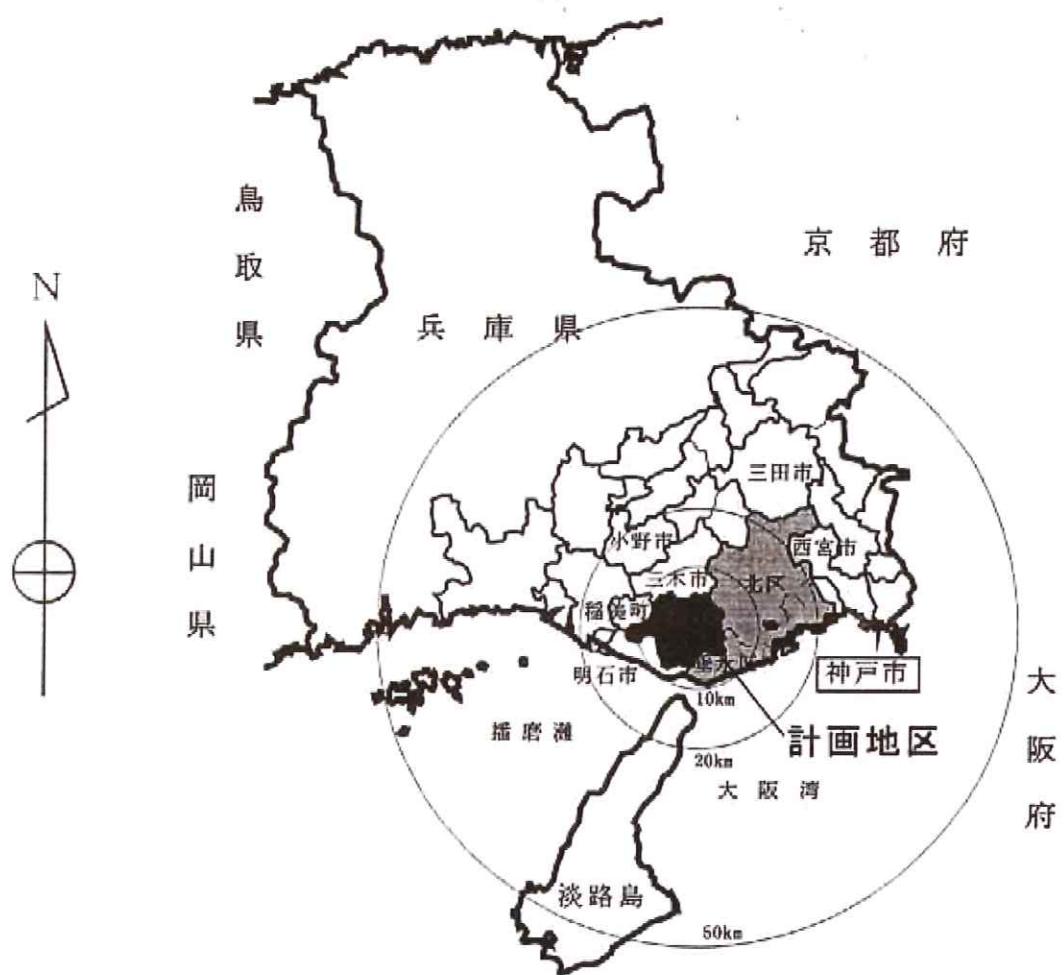
図1-1　計画対象地区の位置

図1-2　神戸市西区の略図
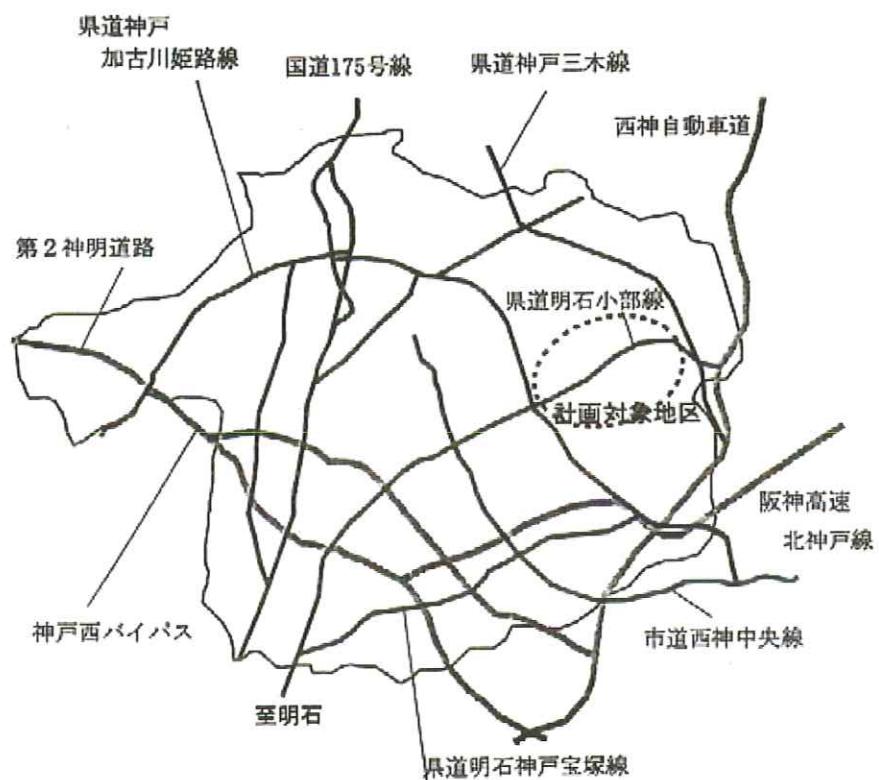
図1-3　計画地域周辺の道路体系

（２）道路・交通状況

神戸市中心部方面につながる道路は、西神住宅団地からでている1986年に完成した市道西神中央線がある。それに合流するような形で北の三木市と神戸市を繋いでいる県道神戸三木線がある。櫨谷町の近くを通るものに県道神戸加古川姫路線があり、これも西神中央線と合流して六甲山系を越えていく。

西区は位置的には六甲山系を越えなくてよい分、明石市に近い。明石市方面に向かう道路は国道175号線と櫨谷町を縦断するように通っている県道明石小部線などがある。櫨谷町からは、神戸市中心部へ行くより明石小部線を通って明石市に行く方が早く、車により約20分程度で行ける。

有料道路は西神自動車道、阪神高速北神戸線、第二神明道路があり、さらに神姫道路が計画されている。計画地域周辺の道路図を図1-3に示す。

鉄道は押部谷町に、神戸電鉄粟生線が通っている。西神住宅団地付近から地下鉄西神延伸線が1987年に開通し、終点である西神中央駅から三宮駅まで30分ほどで行けるようになった。西神ニュータウンの開発に伴って、神戸市中心部へのアクセスは非常に便利になってきている。

一方、櫨谷町、寺谷地区を通るバス路線としては、西神中央経由明石駅行きが、朝夕のラッシュ時には1時間に3～4本、休日や昼間は1時間に1～2本運行されている。

（３）人口

神戸市の人口は現在約150万人でこれからも緩やかながら増加が見込まれる。その中でも西区は、1982年の分区当時94,482人だった人口が1994年11月には20万人を突破し1997年4月には233,690人(9区中3位)と急速に増加してきており、神戸市全体に占める割合は15.6%となっている。さらにこれから大規模なニュータウンの開発など生活基盤や産業基盤の整備が進められることによって、大きな人口増加が起こると予想される。西神地域に開発されてきている西神ニュータウンは1969年に用地買収が開始され、1981年11月に分譲開始、1982年4月に入居開始となった。1993年3月には西神南ニュータウンもまちびらきされ、現在櫨谷町内での用地取得状況は西神住宅団地約409ha、西神第2住宅団地約137haとなっている。（図1-2）

櫨谷町の人口は、地区内に西神ニュータウンを抱えていることから増加傾向にあるように見えるが、ニュータウンを除く人口は逆に減少傾向にある。ニュータウンを含む人口は46,901人であるが、ニュータウンを除いた人口は西区内の７町

の中で最も少なく2,635人である。1980年頃まではわずかながら増加傾向にあったがその後減少に転じ、ここ20年で約11％も減少している（図1-4参照）。これは西区が急激な増加を見せているのとは対照的である。
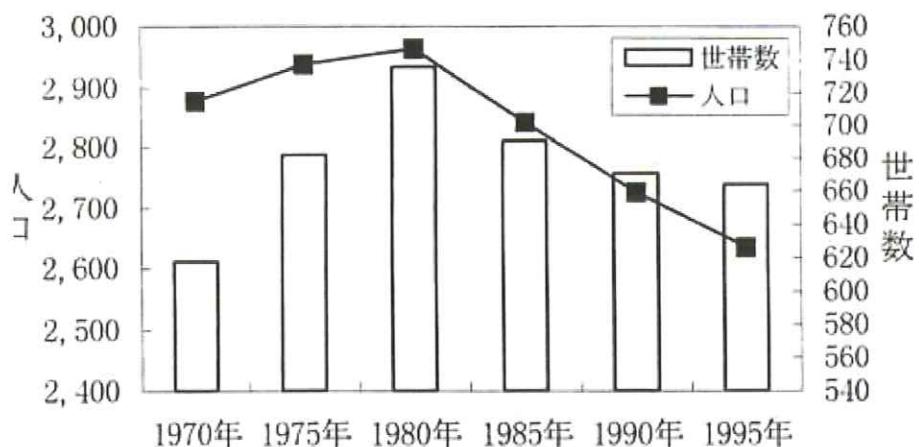
図1-4　櫨谷町の人口と世帯数の推移

（４）社会条件

櫨谷町の大きな特色のひとつに西神ニュータウンの存在がある。寺谷地区をはじめとして、緑が非常に多く自然環境に恵まれた農村と、利便・娯楽施設など都市サービスの充実したニュータウンが隣り合わせになっている。

櫨谷町内の公共施設等の配置は図1-5に示すとおりで、ほとんどが県道明石小部線沿い、もしくは西神中央付近にあり、寺谷地区からは、全て県道明石小部線を通っていくことになる。公共の医療機関は櫨谷町内にはなく、最寄りの救急医療機関は西神ニュータウン内の糀台にある西神戸医療センターである。また国立の総合病院である明石病院が明石市にあり、自動車で30分程かかる。

商業施設は櫨谷町には各集落に個人商店がおおむね一軒づつで、町域内の県道明石小部線沿いには大規模な店舗はないが、西神ニュータウン内には大規模なショッピングセンターの他、ホール、テニスコートなど多くの文化・レクリエーション施設がある。図書館や区民センターなどの集会施設もニュータウン内、西神中央付近の糀台にある。

この他、隣接する押部谷町に神戸市の外郭団体によって運営されている農業公園がある。ここでは宿泊施設やレストラン、バーベキュー広場があり、京阪神の各地から多くの来訪者で賑わっている。敷地内に広大なブドウ畑があり、オリジナルブランドの神戸ワインをつくって販売している。
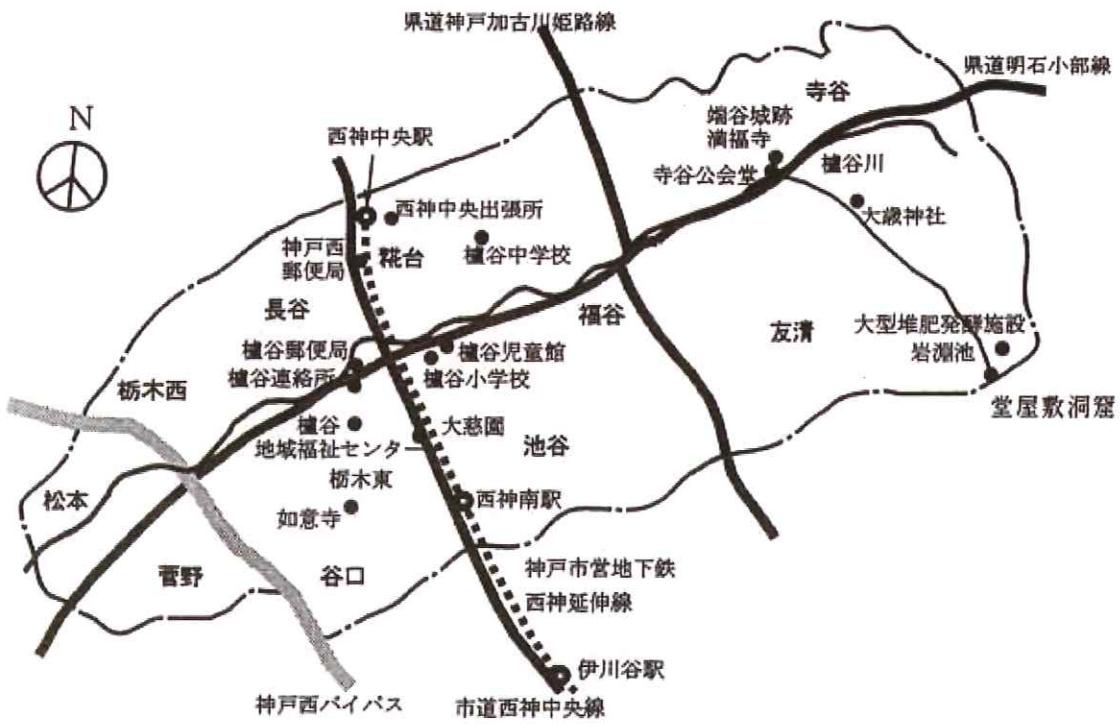
図1-5 櫨谷町の公共施設等の配置

（5）産業・経済

神戸市域の産業従事者数の比は、第1次：2次：3次=1.0：28.7：70.3でありまた、産業別生産額に占める農業の比重は0.2%と極めて低いが、実態としては、約5,200haの農地と約6,600戸の農家により年間農業粗生産額200億円弱という近畿圏でも有数の農業地域を形成している。中でも西区は北区と並んで農業が盛んな地域で、農家世帯割合は5.6%(市全体では1.2%)、農家人口の割合は8.4%(同2.1%)となっている。稲作のほか都市近郊の農業地域としての特色をいかした園芸・畜産・観光農園などが盛んに行われている。農業公園を開設し、オリジナルブランドの神戸ワインを発売するなど、新しい農業への挑戦も行われている。

西区では近年、工業の発展にも力を入れており、西神工業団地・西神第２工業団地(神戸ハイテクパーク)などの開発が進んだことにともない、エレクトロニクスや精密機械などの先端分野の工場進出が相次いでおり、工業が西区の産業に占める割合も大きくなってきている。

櫨谷町は地内の一部に西神住宅団地と西神南住宅団地がかかってはいるが、町域内のほとんどが市街化調整区域で、農業が主要な産業になっており、その中で

も水稲の生産が最も盛んである。経営耕地面積別でみても、田が全体の85%を占めており、水稲が主作物であることがわかる。

表1-1　経営耕地面積(単位：ha)

地　域	田	畑	樹園地	合　計
櫨谷町	223.4	17.7	8.7	249.8
西　区	2,463.8	258.4	47.8	2,769.9
神戸市	4,096.7	297.8	67.7	4,462.1

(資料　1995年農林業センサス)

また西区は神戸市内で最も畜産が盛んな地域で、その中でも櫨谷町は乳用牛では神出町に次いで２番目、肉用牛、豚においては最も多い飼育頭数である。

表1-2　家畜飼育頭数(単位：頭)

地　域	乳用牛	肉用牛	豚
櫨谷町	762	2,730	2,432
西　区	3,324	5,188	2,932
神戸市	4,346	6,699	2,932

(資料　神戸市産業振興局)

1.2　寺谷地区の概要

（1）地形

計画対象地区である寺谷地区は、櫨谷町の東端に位置する谷あいにあり、蛇行して東から西へ流れる櫨谷川と、そこに流れ込む寺谷川や小河川の谷筋に沿うようにして、東西方向にのびる細長い集落である。山に囲まれている分、緑が豊かで自然環境に恵まれており、地区内を太陽と緑の道自然歩道が通っており、森林浴も可能である。またその山地を背にした農村のたたずまいも「大都市に近くて、遠い存在」という魅力的な雰囲気をつくりだしている。

櫨谷川の近くまで山地が迫っているため平坦部がほとんどなく、河川の付近でもある程度の傾斜はある。山沿いはもちろんのこと、その付近でも川に平行な方向の傾斜よりも山地の等高線方向の傾斜がきつくなっている。平坦な農地が少ないため、傾斜のきつい谷筋の奥の方まで農地として利用されている。櫨谷川でも最上流部に当たり山がちな地形のため流域面積が狭く用水が慢性的に不足している。それを補うため各谷筋の最奥部には複数のため池があるが、それでも満足に補えてはいない。

地区の中心を東西に、櫨谷川に沿って県道明石小部線が通っており、明石市まで車で約20分である。また地下鉄西神延伸線の終点駅である西神中央へは自家用車で10分ほどの距離である。いずれも県道明石小部線が住民の重要な交通路となっている。地区周辺の地形図を図1-6に示す。

（2）気象

神戸市の観測地点での1986年から1995年の平均気温は16.0℃、最高気温の平均は34.8℃、最低気温の平均は－2.1℃、平均年間降水量は1,255mmである。瀬戸内海性の気候でおおむね温暖で最低気温もそれほど下がらないが、降水量が少なく水不足に陥りやすいといえる。降雪もほとんどなく、年間数センチ程度である。

図1-6　寺谷地区周辺の地形
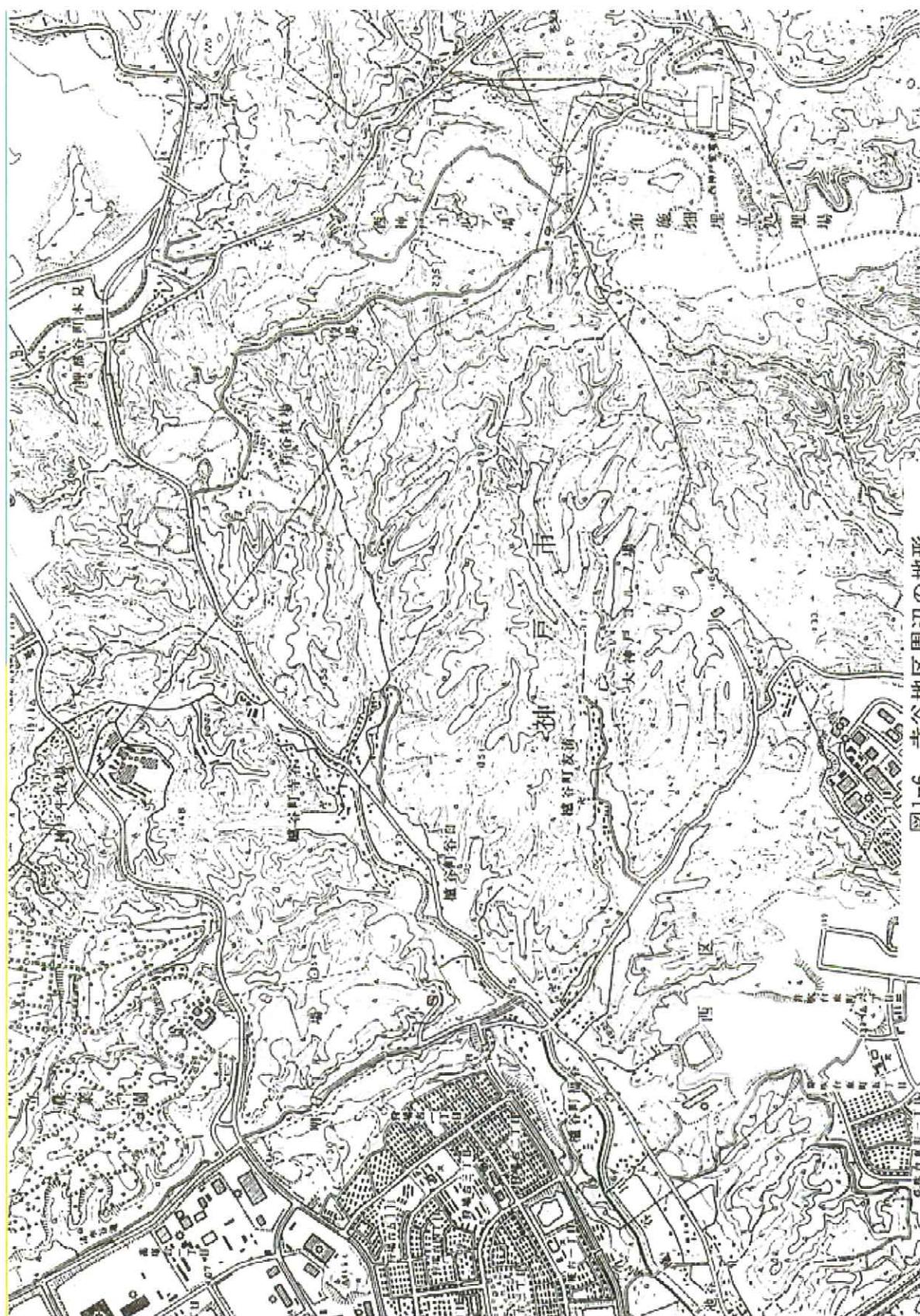
（３）人口

寺谷地区の人口の推移を図1-7に示す。1975年頃をピークとして、人口は年々減少する傾向にある。近くにニュータウンがあり、新しい入居者はそちらへはいるので流入人口による増加が少ないのが理由と考えられる。また寺谷地区は全域が市街化調整区域に指定されているため、開発が抑制されていることも理由の一つになっていると考えられる。

寺谷地区の10歳階級別の人口構成を図1-8に示す。30歳代の人口がほかの年代に比べて少なくなっており、働き盛りの年代が地区外へ流出する傾向が見られる。20歳前後から30歳未満の人々の動向がこれからの地区の発展に関わってくると思われるので、この年代の人にとって魅力ある地区にすることが必要である。
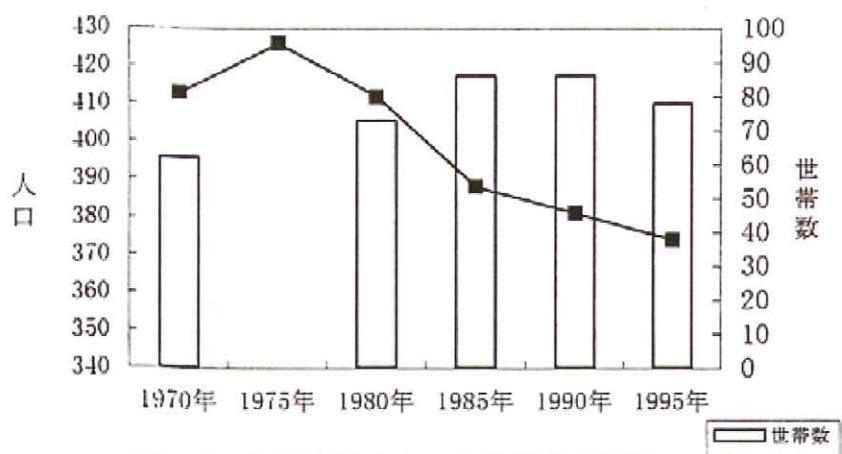
図1-7　寺谷地区の人口と世帯数の推移
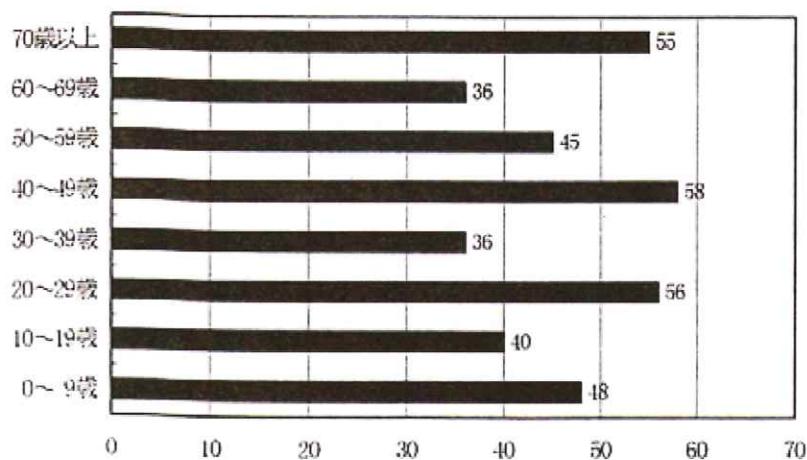
図1-8　寺谷地区の人口構成

（4）営農状況

寺谷地区の総世帯数・農家戸数・農家率の推移は表1-3のとおりである。1970年に比べて農家戸数は徐々に減少してきているものの，ここ10年はほぼ横ばいである。総世帯数の上下に伴って変動しているが，農家率はおおむね70%前後と高い値を示しており，農業が寺谷地区の主軸産業であることがわかる。

表1-3　専兼別農家数の推移

年	農家戸数	専業	一種兼	二種兼	総世帯数	農家率
1970	59	12	20	27	62	95.2%
1975	58	12	18	28	―	―
1980	55	11	9	35	73	75.3
1985	55	0	26	29	86	64.0
1990	54	13	5	36	86	62.8
1995	54	8	9	37	78	69.2

資料：農林業センサス

寺谷地区の専業農家率は14.8%と全国平均に比べてやや高めの値になっているが，神戸市(約21%)，西区(約30%)に比べると低い値となっている。1985年を除いてほぼ横ばいだった専業農家数は、1995年には大幅に減少している。原因の一つとして考えられるのが，地域の特産品として力を入れてきた椎茸やトマトの不振である。椎茸は収穫や出荷が手作業のため，米より手間がかかるうえ，選別が厳しい。そのため，大量栽培，出荷の大規模経営の方が，多くの種類を新鮮なうちにという都市近郊農業より有利になる。さらに近年，中国からの輸入品も，日本人技術者の指導により，質的に向上したため，大量に普及してきており，国内の椎茸市場を圧迫している。トマト農家は無加温(2月播種，5～6月収穫)，抑制(6月播種，9～11月収穫)のハウス栽培を中心に一時期盛んであったが、近年は徐々に減少しつつある。現在では地区内に３戸になっており，栽培面積も50アール程になっている。中には20年程度トマトのみを連作しており，連作障害を起こしている農地もあるため，栽培環境の改善が望まれる。これにかわって近年，高付加価値の軟弱野菜の栽培を新たに始めつつあるが，まだ本格化にまでは至っていない。

兼業農家は，第二種兼業農家が農家総戸数の68.5%と最も高い割合を示し，年々増加する傾向にある。これは全国的にみられる傾向で，農業を取り巻く厳しい経済事情がうかがえる。

販売金額第一位作物別農家数を表1-4に示す。販売農家数は40戸にのぼっているが，うち29戸は稲を販売金額第一位に挙げており，野菜や施設園芸が第一位になっている農家はわずか５戸のみであるが、酪農、畜産が６戸みられるのが特徴的である。

表1-4　販売金額第一位作物別農家数(単位：戸)

販売農家数	稲	野菜	施設園芸	酪農	畜産
40	29	3	2	5	1

(資料　1995年農林業センサス)

経営規模別農家割合においては，表1-5から分かるように、0.5～1.0haの農家が中心で，1.0ha未満の農家が約65%を占めており，経営状態は零細とゆわざるを得ない。経年変化の様子をみても0.3～0.5haの農家が増加し，逆に1.0～2.0haの農家が減少していることから，経営の縮小化傾向がみられる。これらの原因の一つとして，本地区の圃場が厳しい地形的制約を受けており，大規模圃場が少ないこと

表1-5　経営規模別農家数の推移

年	農家戸数	0.3ha未満	0.3～0.5ha	0.5～1.0ha	1.0～2.0ha	2.0ha以上	平均耕地面積(a)
1970	59	1	12	24	22	0	84.2
1975	58	1	11	22	23	1	90.3
1980	55	0	11	23	21	0	86.0
1985	55	1	11	21	21	1	93.4
1990	54	2	5	17	23	1	93.2
1995	54	1	13	21	18	1	88.6

資料：農林業センサス

が挙げられる。もともと谷あいに位置し，平坦な土地の少ない地区で耕作に不利な地域の農地が多いうえ，兼業化や高齢化による労働力不足が原因で耕作できなくなった土地も手放さず，荒れ地にしてしまう傾向があり，農地の効率的利用を拒んでいると考えられる。

（5）農業就業人口

農業就業人口は，農家戸数の減少に伴って推移し，1995年(81人)は1970年(140人)に比べ42.1%減少している。これを男女別でみると，半数以上を女性が占める傾向がずっと続いている。また，年齢別にみると，65歳以上の農業就業人口だけは，大幅に増加しており1995年には全農業就業者の37.0%を占めている。このことからも，農業の高齢化が進んでいることがうかがえる。30歳未満の農業就業人口は，1970年から1995年にかけて，約1/4に減少しており，農業の後継者不足も心配される。

表1-6　年齢別農業就業人口の推移

年次	男性				女性			
	小計	30歳未満	30～64歳	65歳以上	小計	30歳未満	30～64歳	65歳以上
1970	61	15	34	12	79	12	61	6
1975	57	11	32	14	64	11	43	10
1980	35	0	23	12	49	2	41	6
1985	45	7	26	12	50	2	36	12
1990	43	7	19	17	53	6	32	15
1995	38	3	19	16	43	4	25	14

資料：農林業センサス

（6）農地の利用状況

地区内の農用地区域の面積は 72.0haで，そのうちわけは農用地 53.8ha(うち田50.1ha，畑3.7ha)，農業用施設用地 0.9ha，山林・原野 17.3haとなっている。経営耕地

面積の推移を表1-7に示す。1970年から1995年にかけて，全耕地面積も減少しているが，とくに田の面積が約10%の減少となっている。逆に畑地は，上下の変動はあるが増加傾向にあるものの，いまだ耕地面積の90%以上を田が占めている。

表1-7　経営耕地面積の推移（アール）

年	耕地面積	田	畑	樹園地
1970	4,970	4,890	70	10
1975	5,240	4,836	404	0
1980	4,732	4,549	183	0
1985	5,138	4,433	697	8
1990	5,032	4,708	224	100
1995	4,786	4,423	363	0

資料：農林業センサス

作物別収穫面積の推移を表1-8に示す。これをみてもわかるように，年次に関わらず，稲が最も高い割合を示してはいるが，1995年を除き稲の割合はほぼ減少傾向にある。1995年に野菜の収穫面積が落ちこんだのは，前述したように，椎茸やトマトの大規模栽培農家が減少したためと考えられる。飼料作物の減少の原因は、

表1-8　作物別収穫面積の推移（アール）

年	稲	野菜	花卉	飼料作物
1970	4,540	610	0	70
1975	4,215	413	25	385
1980	3,546	290	0	947
1985	3,335	194	45	1,690
1990	2,921	356	0	601
1995	3,214	141	0	404

資料：農林業センサス

近年、牛乳の乳脂肪分を高率にするため購入飼料を与えるようになったためと考えられる。

耕地利用状況を表1-9に示す。借入れ耕地は一旦減少していたものの，近年再び増加の傾向にある。著しいのは耕作放棄地の増加で，ここ10年程で３倍強に増加している。農業就業人口の減少や、兼業化、高齢化による労働力の減少のため、条件の悪い耕地にまで手が回らなくなり、耕作放棄の増加につながっていると考えられる。

表1-9　耕地利用状況の推移(ｱｰﾙ)

年	借入耕地		貸付耕地		耕作放棄		不耕作地	
	農家数	面積	農家数	面積	農家数	面積	農家数	面積
1970	20	463	0	0	0	0	58	30
1975	10	227	15	295	2	25	3	265
1980	3	96	3	189	1	12	8	207
1985	0	0	6	162	6	66	7	149
1990	6	250	6	121	8	182	9	1,131
1995	11	416	10	206	6	206	27	721

資料：農林業センサス

（７）畜産業

西区は全体的に畜産業が盛んで、寺谷地区においても乳用牛、肉用牛の主産地化を図るとされており、肉牛である神戸牛、乳牛、豚を飼育している。地区北部の高台に、地区内の有志数名によって組織経営され年間を通し常時約3,000頭の肉牛が飼育されている神戸牛牧場が、またそこから数百ｍ南に下がったところに有限会社の養豚場がある。地区内の５戸の酪農家で経営されている寺谷ファームズ酪農部会は、地区東部の県道から南へ延びる道沿いに畜舎と三カ所の放牧場をもち、約500頭の乳牛を飼育している。

それら畜産関連施設から出る糞尿の処理は、寺谷ファームズ内にある緑農公社の経営する牛糞堆肥還元施設で行われ、堆肥にリサイクルされている。

（8）地域組織

寺谷地区の町内会組織としては自治会があり、会長は地区民の投票により選出され任期は２年で再選されることもある。他に副会長と会計担当などが会長の任期にあわせて選ばれる。活動としては、年に２回、全世帯が出役して行う櫨谷川清掃などがある。農業関係の任に当たる農会長も２年に一度投票により選出されるのが恒例である。

水利組織としてはため池や川ごとの受益者の集まりである、田人(たど)がある。3～4の字で一つの田人を構成しており、地区内だけで19の田人がある。古くからの慣行水利権で形成されているので、複雑な水利系統になっている。

年齢、性別ごとの組織としては、婦人会、若妻会、老人会、子供会などがある。
婦人会は任期１年の会長、副会長をもち、櫨谷町の婦人会と連携して、廃品回収や婦人部の各種活動に当たる。若妻会とは婦人会の一部で、40才までの女性で構成される。老人会は年１回の総会で会長を選出し、地区の以前からあった行事を担当する。例えば、毎年５月と９月に行われる大歳神社祭礼は老人会の主催で、諏訪神社の宮司が出張して祭神に祝詞奏上・お払いをした後、子供相撲などが奉納される。またお寺の清掃などの奉仕活動も行っている。

お盆の月には満福寺で地区の１年間の物故者の施餓鬼法要が庵主の主催で行われていたが、現在は庵主無住のため念仏講連中が念仏法要を行っている。この念仏講連中とは主に年輩の女性によって組織され、お寺の清掃等奉仕活動を行い、また地区内で葬祭などがあった時の念仏の葬送、通夜での念仏の奉仕などを希望者の参加で行う。

地区の消防活動や各種災害防止には消防団が当たり、その団長及び副団長は毎年団員から選出される。他に、地区内の人がそれぞれグループを組んで講にはいる、サナブリ講がある。初講を１月と６月に開き、11月の農繁期が終わった後で講元の家に招待され御馳走をいただくというものである。講元は順番制で、これは農作業の慰労を兼ねて行われたものと思われる。また別に５年に１回伊勢参りを行う伊勢講、数年に１回大峰山の登山を行う行者講の行事も伝承されている。

その他、地区財産区管理会、寺谷ファームズ酪農部会、酪農組合代表、神戸牛牧場代表、野菜生産者代表、農業委員、民生委員、寺総代(3名)、庵総代(3名)、諏訪神社総代、農協総代等がありそれぞれ任に当たる。また、土地改良事業や里づくりの実施に向けて、土地改良区設立準備会、里づくり協議会設立の準備が進められている。

第２章　計画条件

２.１　神戸市総合基本計画

神戸市では、まちづくりの総合的かつ長期的な指針となる「第４次神戸市総合基本計画(マスタープラン)」が策定されている。このプランは、2025年に向けた神戸の将来像を示す「基本構想」と、それを実現するための市の施策の方向を示す「基本計画」、そして区のまちづくりの指針となる「区別計画」の３つで構成されている。

（１）基本構想

「基本構想」は1993年９月に確定されており、そこでは神戸市の基本理念を「世界とふれあう市民創造都市」としている。すなわち、「地球社会において、人間性豊かでゆとりのある“市民の暮らし”とその基盤となる“都市の魅力と活力”を市民が主体となって創造していく都市」を目標としており、次の５つの目指すべき都市像を示している。それは「福祉の心が通う生活充実のまち」、「魅力が息づく快適環境のまち」、「国際性にあふれる文化交流のまち」を主軸に、「次代を支える経済躍動のまち」で支え、「ともに築く人間尊重のまち」で貫くというものである。

（２）基本計画

神戸市では、1995年1月17日に発生した阪神淡路大震災により神戸市市街地を中心として未曾有の大災害を被ったことから、その復興とまちづくりを目指して、1995年6月に「神戸市復興計画」が策定された。基本計画においては上記の「基本構想」を受けるとともに、この復興計画の精神を踏まえながら、2010年を目標年次として1995年10月に策定されたものである。

基本計画では、基本構想で示された５つの都市像を受けるとともに、それらを実際に神戸市域という土地の上に展開させた「安全で快適な都市空間の形成」、そして５つの都市像を先導する８大プランを位置付けた「アーバンリゾート都市づくりの推進」から構成されている。すなわち、神戸市全体の安全で快適な都市空間の形成のため土地利用や交通施設を示した基本計画図があり、その中で西区は西神中央を衛星都心として、その周りに住宅地や流通・工業・研究業務地をもつが、そのあたりを除くほとんどが農業区域もしくは調和緑地区域になっている。

「都市空間の形成」では、市内に人口や都市機能の集積する都心、副都心、衛星都心といった様々な中心核を設定して、その適性配置を誘導し、それら相互の連携を実現する多核ネットワーク都市を形成しようとしている。

「アーバンリゾート都市づくり」とは、これまでの神戸市の都市づくりを引き継ぎ、包括し、さらに都市の魅力と活力を高める総合的な都市戦略であり、“すべての人が住み続けたくなり、訪れたくなるまち”をめざし、より質の高い都市づくりを進める考え方である。その中核となるプランとしては、以下の８つがあげられている。

①協働のまちづくりプラン　②安全な都市づくりプラン　③のびのび神戸っこプラン　④いきいき長寿プラン　⑤人と環境の共生プラン　⑥文化･情報の拠点プラン　⑦海･空･陸“みなと”交流プラン　⑧広域圏ふれあいプラン

西神・北神地域は、自然が残された中で都市近郊の農業地域として古くから発展してきたが、一方では新たな都市機能の受け入れが計画的に進められ、都市化が急速に進んでいる地域でもある。このため自然環境や農村環境、歴史･文化環境を保全し、自然と都市、新と旧との調和を図りながら、都市の熟成・整備を図っていく必要がある。西神北神地域の自然地帯では、みどりを次世代に継承すべき重要な財産として再認識し､環境整備を行うため、“みどりの聖域”づくりや、人々が憩い安らげる空間である美しいふるさとの創造を目指す。緑地の保全･活用の施策として､樹林地をレクレーションの場として活用したり､農村地域を｢人と自然との共生ゾーン｣として位置づけ、農業環境・農村景観の保全を図る。また農業の振興のため、食糧供給の安定化・アメニティの醸成、農業所得の高水準化や都市と農村の交流を基本方針に定めている。

（３）区別計画

区別計画は、区民により身近な計画として、区の将来あるべき姿とその実現のためのまちづくりの目標･施策の方向を示す区単位の総合的かつ長期的な計画である。

西区区別計画では、長期的課題として農業の活性化、市街地の整備・育成の推進、住民相互の交流をはじめとする10項目があげられている。それらの解決と西区の個性豊かなまちづくりを目指して６つの「まちづくりの方向＝都市像」を将来像として掲げている。それは｢人と自然が共生する生き生きくらすまち｣、｢広い地域を便利にネットワークするまち｣、｢明日を開く先端産業が躍動するまち｣、｢次代を担う活力のある都市型農業のまち｣、「文化を育みスポーツの花咲くまち」、「あたたかいやすらぎが包むまち」である。

また将来構想図によっていくつかのゾーンを指定し､地域ごとの特性を生かす

計画が示されている。櫨谷町では、櫨谷川の周辺は都市型農業の振興ゾーンに、上流部の対象地区を含む付近は自然型レクリエーションゾーンに指定されている。

地域別のまちづくりにおいて、櫨谷地区は「ふるさとの櫨谷川を活かし、みんなで創造する新しい町」を目標としている。

2.2　神戸市農業振興地域整備計画

農業は、新鮮で安全な農産物を豊富に供給するという本来的機能と併せて、大都市神戸の自然と緑を保全管理し、市民に憩いと安らぎの場を提供するという社会的な機能を持っており、優れた農業が営まれることは、農家生活の安定向上に資することはもとより、これら都市農業の機能を高めることにもつながり、市民の豊かで安定した暮らしを支える基盤となり、アーバンリゾート都市づくりの重要な一端を担うことになる。このため、次の方向で市域農業の保全育成に努めることとされている。

①大都市に立地する有利性を活かして、需要に応じた生産と、生産性の向上を図るものとし、農地の流動化を促進させ、中核的担い手を中心とした市域農業を確立する。

②農業経営の基盤である農地条件は、可能な限り土地基盤整備事業を実施する。

③緊急災害時における防災面にも対応した道路・下水道の整備、集会施設、体育施設等の生活環境施設整備を行う。

神戸市の農業地域は、六甲山系の北側の北神地域及び北西の西神地域からなり、それぞれに地域別に今後の整備計画が定められている。ここではその中から、計画対象地区を含む、西神地域・櫨谷地区のものを抜粋して示す。

（1）農用地利用計画

神戸市全体では、現況農用地5,546haのうち、道路・公園等の整備予定地や集落内の介在農地以外の、4,937haについて農用地区域を設定する。現況山林原野の一部を規模拡大のため、農用地区域に設定することとされており、櫨谷地区の用途区分の構想は、櫨谷川とその支流流域の現況農用地概ね260haの地区で、田が約210ha、畑が約50haであり、その他は概ね現況通りの利用となっている。

寺谷地区の区域指定を図2-1に、農用地の面積を表2-1に示すように、現況農用地のほとんどが農用地区域に指定されているほか、山林も一部、樹園地・採草放牧地として農用地区域に指定されている。
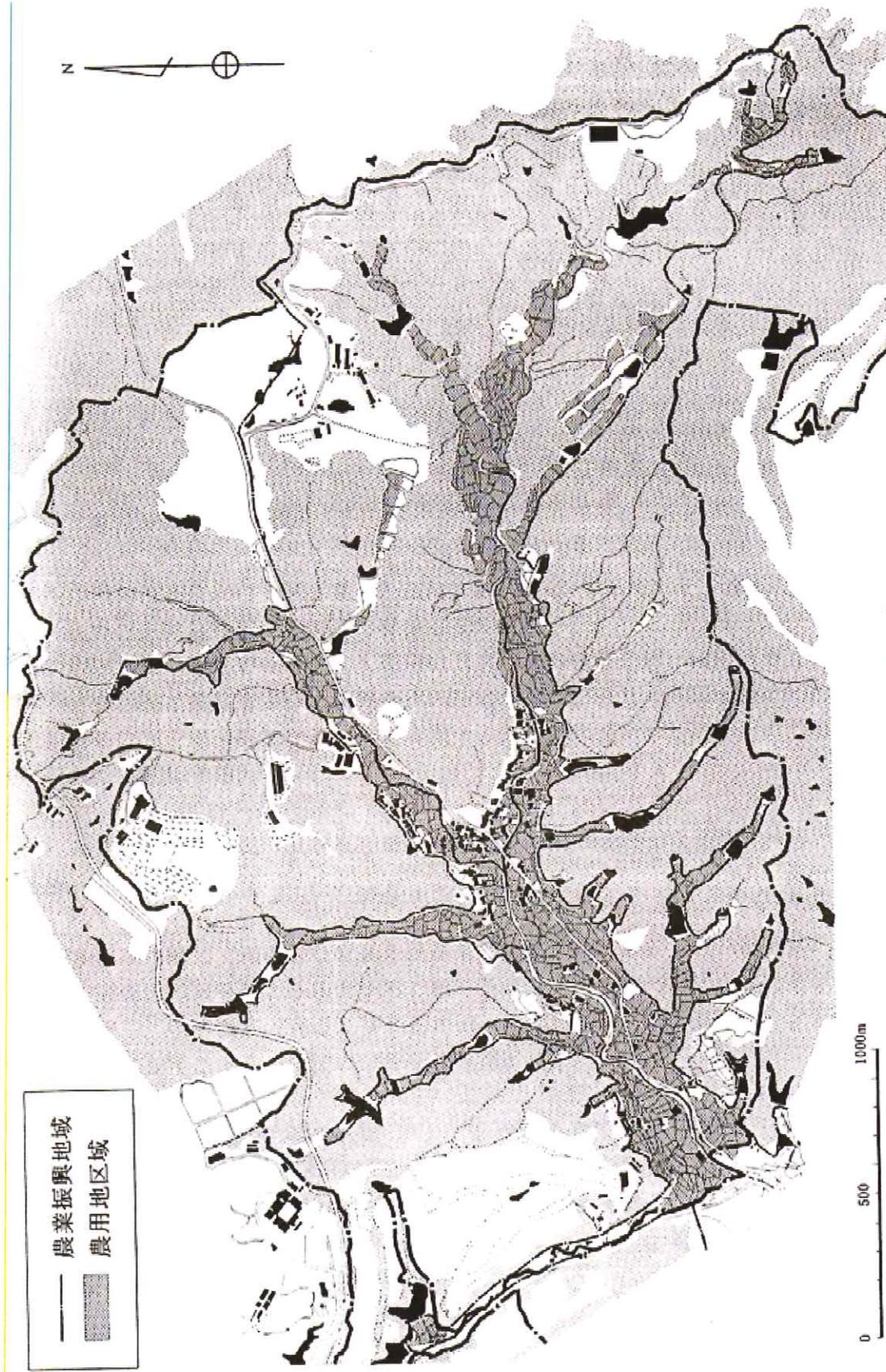
図2-1　農業振興地域区分図

農業振興地域の現況農地面積（単位：ha）

指定地域					農業用施設用地	山林原野	その他	計
	農用地	田	畑	樹園地				
農業振興地域	56.0	52.3	3.7	−	0.9	213.3	7.9	278.1
農用地区域	53.8	50.1	3.7	−	0.9	17.3	−	72.0

資料：農業振興地域整備計画書

また、都市計画法による区域指定では地区全域が、市街化調整区域に指定されている。

（２）土地生産基盤整備計画

今後の西神地域における圃場整備計画は、約230haとなっており、潅漑のパイプライン化など水利施設整備と農道の整備も同時に行う。

櫨谷地区では平坦地では、中・大型化に対応した整備を進め、傾斜地では農道・水利施設の改良整備を主体に農地条件の改善を図る。また、河川改修・都市計画道路等の計画と総合的に関連づけて実施する。寺谷地区内の開発予定の山林は樹園地として整備する。

（３）農業経営の規模拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

多種多様な作柄で、積極的な営農意欲をもつ農家を中核農家とし、優先的に支援する。労働力不足等により経営規模の縮小を志向する農家の農地を意欲ある農業者へ集積し、中核農家の育成に資するため、農地の保全、畜産農家の自給的飼料確保などに資するよう、農地の流動化を促進する。

（４）農村生活環境施設の整備計画

道路・水路の整備、住宅予備地・生活関連施設用地の確保等、農村生活環境整備については、土地基盤整備事業と一体的に進める。また、土地基盤整備が完了した地区では、農村集落排水施設等の整備も進める。

２．３　神戸市農漁業基本計画

（１）策定までの流れ

神戸市は、都市と調和のとれた農業の振興を図るため、1977年7月に「神戸市農漁業基本計画」を策定し、市域の生産基盤整備、生活基盤整備を初め、順調な進展をみせてきた。これらにより神戸市農業は都市近郊農業として確立し、農産物供給などの経済的機能はもとより、自然や緑の保全といった社会的機能についても大きい役割を果たすようになった。

しかし、ガット・ウルグアイラウンド合意による米輸入の自由化、新食糧法の施行等農業情勢の変化に加えて、阪神・淡路大震災からの復興と、第４次神戸市基本計画の策定(平成7年10月)を受けて、２度の改定が行われ、1998年３月には2010年を目標年次とする、第4次神戸市農漁業基本計画が策定された。第4次農漁業基本計画では、①ガット・ウルグアイラウンド対策による事業の導入、②人と自然との共生ゾーンの推進、③環境に優しい農漁業の推進、④防災面に対処した基盤・施設の整備、⑤市民に親しまれる農漁業の展開、等が改定の視点となっている。

（２）第４次農漁業基本計画の骨子

神戸市農業の基本方向としては、第一に農業の振興と合わせて、秩序ある土地利用の推進と快適な農村空間を創出するための生産環境、生活環境、自然環境及び景観の保全・整備と住民主体の里づくり等による「魅力ある農業・農村地域の形成」を、第二に安全で質の高い農産物の安定的供給を行うため、多様な担い手の育成や生産供給体制づくり等を中心とする「産業としての神戸市農業の振興」を掲げ、それに対応する基本課題として、①共生ゾーン条例に基づき、地域住民を主体とした里づくりの推進による、秩序ある土地利用計画の策定を進めること、②生産性の高い農業の実現を目指して、農地、農道、ため池等の生産基盤の整備を進めること、③下水道の整備やため池・水路等の親水空間の整備を進め、農村環境の保全と整備に努めること、④観光農業や体験農園等、都市住民とのふれあいの場を拡充して、相互理解を進めること、⑤安全で質の高い農産物を安定して供給できるための生産・供給体制の整備を進めること、⑥産業として成り立つ魅力ある農業を展開するため、地域特性を活かした高付加価値型農業の展開とブランド化を進めること、⑦多様な担い手を育成するための農業生産組織の法人化や集落営農組織の育成に対する支援、等が盛り込まれている。

西神地域では水稲、園芸作物、畜産の３部門が有機的に連携し、都市近郊農業としての条件を活かした生産活動を展開するとし、良好な営農環境・生活環境及び自然環境の整備・保全・活用を行い、農業・農村の活性化・魅力化に努めることが重要であり、地域住民が主体となった「里づくり」を推進し、その実現に向けた取り組みを支援するとしている。

２.４　人と自然との共生ゾーン整備計画

（１）共生ゾーン整備計画の経緯

神戸市では，今後の農業・農村地域の整備方策を確立するにあたっての基本的方向を，「人と自然との共生ゾーン整備計画」として1992年3月に取りまとめている。その中では，①秩序ある土地利用を強力に進める，②「里づくり計画」を展開する，③環境保全機能を高める地域農業を確立する，④美しい景観を保全・形成・創出する，⑤都市と農村の交流を促進する，⑥隣接市町村との連携強化を図る，ことが施策の展開方向としてあげられている。これを受けて，1996年3月には，「人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例」が制定され、1997年12月には「人と自然との共生ゾーン整備基本方針」が定められ、具体的な施策が示された。

神戸市の北区や西区を中心とする農村地域では古くから住民の農業と生活の営みにより，農地やその背後に広がる里山が守られ，活かされてきた。この豊かな自然環境の恩恵を受けて，良質で新鮮な農産物が供給されてきた。また，農村歌舞伎舞台や古民家などの伝統的な文化財が守り伝えられ，市民全体にとって精神的なふるさとともいえる貴重な空間となっている。しかしながら，都市部に隣接しているため近年では，農業以外の多様な土地利用が発生し，営農環境が悪化するとともに，産業廃棄物の不法投棄による環境・景観の破壊も増加している。

このような状況の中で，農業の振興及び農村地域の活性化と合わせて，自然と緑の保全管理，憩いとやすらぎの場の提供などの多面的な機能を最大限に発揮させるためには，農業生産環境，生活環境及び自然環境を総合的に保全・整備・活用していくことが必要であるとして，これら農村地域を「人と自然との共生ゾーン」として位置づけ，「土地利用計画と土地利用規制」，「美しい景観の保全・創出」及び「新しい地域政策の展開」等を図っていこうとするものである。

（２）農村用途区域の指定

共生ゾーン整備計画の具体的な施策としては、次のような用途区域の指定を柱とした土地利用の規制や誘導を骨子としている。

①農業保全区域…地域農業の振興に不可欠な農地、ため池及び用水路等の農業用施設や農家住宅の敷地が一体となって良好な営農環境を形成し、農村を特徴づける土地利用が行われている区域。基本的に農業の振興及び良好な営農環境の整備、保全及び活用を目的とした土地利用の用途に供する区域。散在した集落も含む。設定面積は概ね３ha以上とする。

②集落居住区域…農家住宅等を中心に、建築物が集団的に立地している区域及び生活関連施設、公共公益施設の効率的整備や良好な住環境の形成に配慮しながら、農家住宅等を計画的に立地させる区域。地区住民がもっぱら利用する公民館、商店及び多目的広場等も含む。この地域は原則として農用地区域に設定してはならない。ただし、ほかの場所は不適で、かつ農業振興地域整備計画の推進に支障を及ぼす恐れがない場合は、許可されることもある。設定面積は概ね１ha以上とする。

③環境保全区域…良好な営農環境及び生活環境に配慮するとともに基本的に良好な自然環境の整備、保全及び活用を目的とした土地利用の用途に供する区域。または農村用途区域の当初指定時において、土地利用が過渡的、または一次的なもので、跡地利用が明確でない区域。農地や集落を取り巻く里山や河川、狭小な棚田等は良好な営農、生活環境を守るためにこれに含む。設定面積は概ね３ha以上とする。

④特定用途区域…基本的に他の用途区域における土地利用以外の土地利用の用途に供する区域。用途によって、Ａ区域とＢ区域に分けられる。特定用途区域Ａ区域では、広域的または不特定の利用を前提とした大規模な公共･公益施設や沿道サービス施設等、市街化調整区域で立地可能な施設の土地利用に供される区域、及びこれらを計画的に誘導する区域。特定用途区域Ｂ区域は地域の営農環境や生活環境の保全に影響を及ぼす恐れのある資材置き場等、基本的に他の区域にはふさわしくない土地利用が行われる区域。周辺の環境や景観等に配慮しながら、これらの土地利用を計画的に誘導する区域。Ｂ区域は基本的に１地区に付き１ヶ所とする。

そのほか歴史的環境及び特に優れた景観の保全や水質･植物等の良好な自然的環境の保全を図ることが必要な地域については,農村景観保全形成地域を指定して神戸らしさにあふれた農村景観の保全･形成に必要な施策を積極的に推進するこ

とができるとしている。

（３）里づくり計画と里づくり協議会

本条例に掲げる農村用途区域の指定や農村景観保全形成地域の指定は、土地利用の規制や制限を通じて、住民個々の生活行動に密接に関わるので、住民の理解と合意に基づいて計画されなければならない。そのため、本条例では住民による里づくり協議会を組織し、里づくり計画の策定や各種協定の締結等による里づくり事業の推進を図ることとなっている。里づくり計画の内容としては、良好な営農環境と農村環境の保全等をはかるため、農業振興計画、環境整備計画、景観形成計画、土地利用計画等を含むこととなっているが、その中で、農村用途区域の指定や見直しも重要な課題となっている。本計画書は、本条例に基づく里づくり計画としてとりまとめられたものである。

その他、神戸市では市域の良好な山林緑地に対して「緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例」が定められているが、本地域内の山林緑地は対象とはなっていない。

第３章　農村環境と土地利用の現状

３．１　土地利用

土地利用現況図を図3-1に示す。本地区の土地利用の特徴は、櫨谷川とその支流の寺谷川に沿って農地が拓け、川沿いの比較的傾斜の緩い所は水田として、谷の上流部や丘陵部では畑として利用されている。集落は、櫨谷川と寺谷川の合流部を中心として、山沿いの比較的高位部に集居状に立地しているが、これより下流部の山沿いや県道小部明石線沿いにも散居状に立地が見られるようになっている。

それ以外は、六甲山系の西に連なる標高150～250ｍの山林となっているが、地区の西端、主要地方道神戸加古川姫路線に沿った区域はゴルフ場として開発されており、また地区の東北端、県道小部明石線沿いの区域では土取り場として大規模に利用され、むきだしの山肌が露出している。

一方、地区の北部の丘陵部では3000頭の肉牛を肥育している神戸牛牧場や養豚場があり、東部丘陵地には500頭の乳牛を飼育する寺谷ファームズがあり、畜舎あるいは放牧地として利用されている。また、地区東部の丘陵地には牛糞堆肥還元施設があり、畜産廃棄物のリサイクルが行われている。

本地区は瀬戸内気候の寡雨地帯に属するため、慢性的な水不足に対処するため、谷間の上流部には多くのため池が見られる。また本地区外であるが、北西部には神戸市農業公園が開設されており、多くの来訪者で賑わっている。

本地区はすべて市街化調整区域に指定されているため、前述のゴルフ場と土取り場以外には大規模な開発は見られないが、県道小部明石線沿いには小規模な事業所や資材置き場、廃車置き場等の立地が見られるようになっている。西神中央や明石市方面へのアクセスもよいので、将来的には農地の転用圧力も高まってくるものと予想される。本地区の優れた農村景観を保全し、営農環境を維持していくためには、土地利用の混乱を未然に防止することが必要であり、計画的な土地利用施策が望まれる。

表2-1　農業振興地域の現状（単位：ha）

指定地域	農地計	田	畑	樹園地	農業用施設用地	山林原野	その他	計
農業振興地域	56.0	52.3	3.7	−	0.9	213.3	7.9	278.1
農用地区域	53.8	50.1	3.7	−	0.9	17.3	−	72.0

資料：神戸市農業振興地域整備計画書

図3-1　土地利用現況図

- 28 -
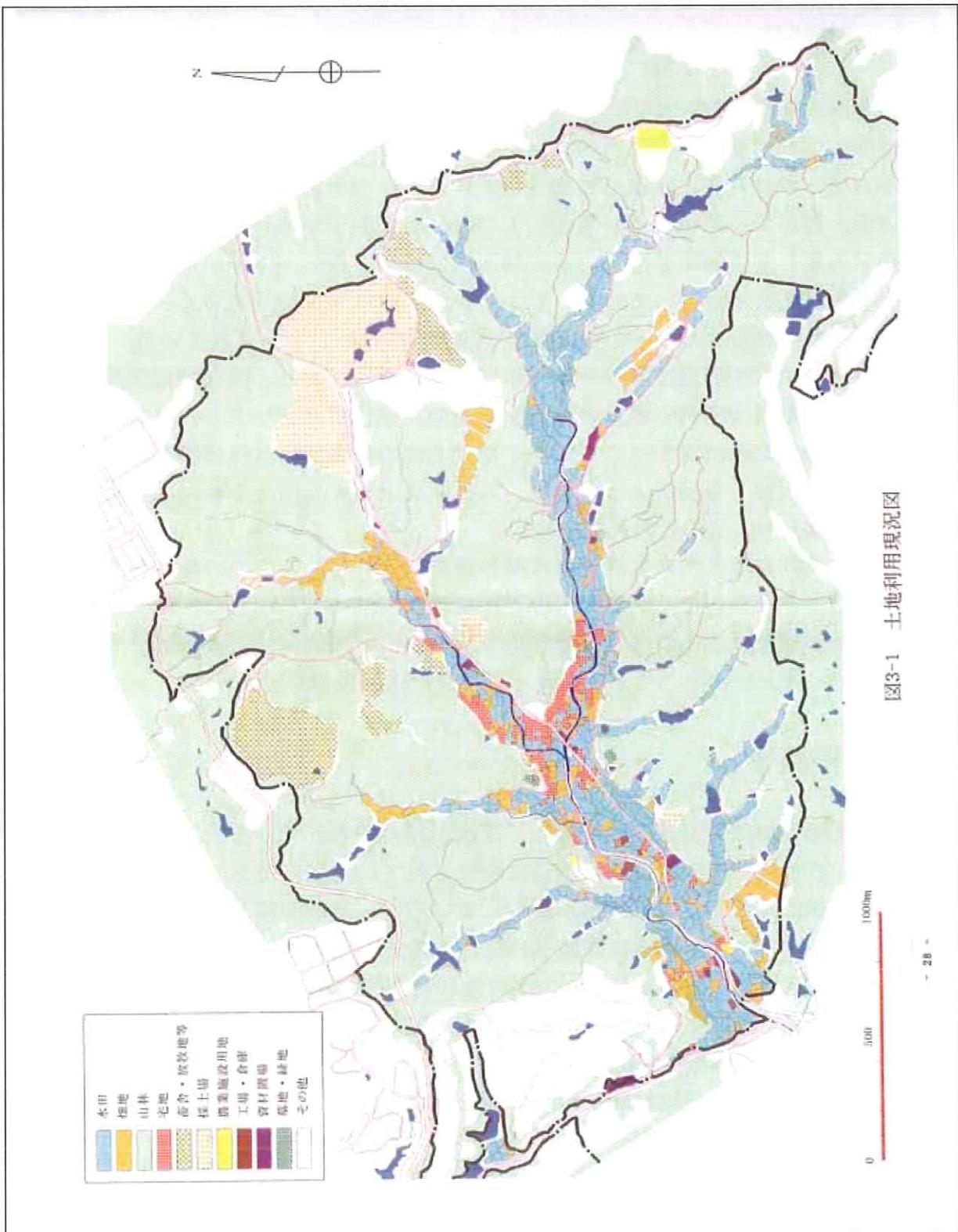
３．２　道路体系

道路整備の現状を図3-2に示す。本地区の主要幹線道路は櫨谷川と寺谷川に沿って地区を縦断している県道小部明石線であるが、全線２車線で舗装されており、集落中央部の寺谷橋までは片側に歩道も整備されている。この幹線道路を通じて明石市、西神中央方面と連絡する路線バスが開通しており、毎日34便が運行されており、住民の通勤、通学の足として利用されている。地区内には３ヶ所のバス停があるが、集落中央部の寺谷橋前が終点となっている。しかしこの路線は通過交通が多く、工事用の大型車の通行も多く見られることから、常に交通事故の危険にさらされている。

地区の西側には主要地方道神戸加古川姫路線が通っており、現在拡幅整備が進められているが、県道小部明石線との福谷交差点の立体化がストップしたままで、ここを起点として毎朝交通渋滞が生じている。地区北側の山間部にはほぼ集落界に沿って、都市計画街路西神１号線が走っており、西神中央と桜ヶ丘団地を結んでいるが、本地区との連結は今のところ行われていない。

幹線道路以外の地区内の生活道路は概ね舗装はされているものの幅員が狭く、自動車の交差ができないところが多い。とくに集落中央部の集居部分では両側に家屋が密集して拡幅困難なところが多く、櫨谷川下流の山沿いに位置する散居部分では普通車の通行がやっとというところがみられる。早急な道路整備が望まれる。

３．３　用排水組織

本地区は櫨谷川の最上流部に位置し、流域面積が限られている上に、寡雨な瀬戸内気候に属するため、慢性的な用水不足に悩まされている地区である。そのため、各谷筋の最上流部には数多くのため池が作られているが、流域面積が狭いため用水量は不足気味である。その中でも地区南東部に位置する岩淵池は地区内最大のため池であるが、ここは櫨谷川の源流に当たり、山間の優れた景観を呈している。

本地区の用水系統はため池掛かりと河川掛かりに分けられる。ため池掛かりは図3-3に示すように、谷筋の棚田を潤し、河川掛かりは図3-4に示すように、27ヶ所の井堰から取水して櫨谷川沿いの比較的平坦な農地を灌漑しているが、それらは19の田人と呼ばれる用水系統に分かれて運用されている。

幅員3.5m以上
幅員2m以上3. 5m未満
幅員2m以上3. 5m未満（未舗装）
幅員2m以下
幅員2m以下（未舗装）
N
0
500
1000m
図3-2　道路整備状況図
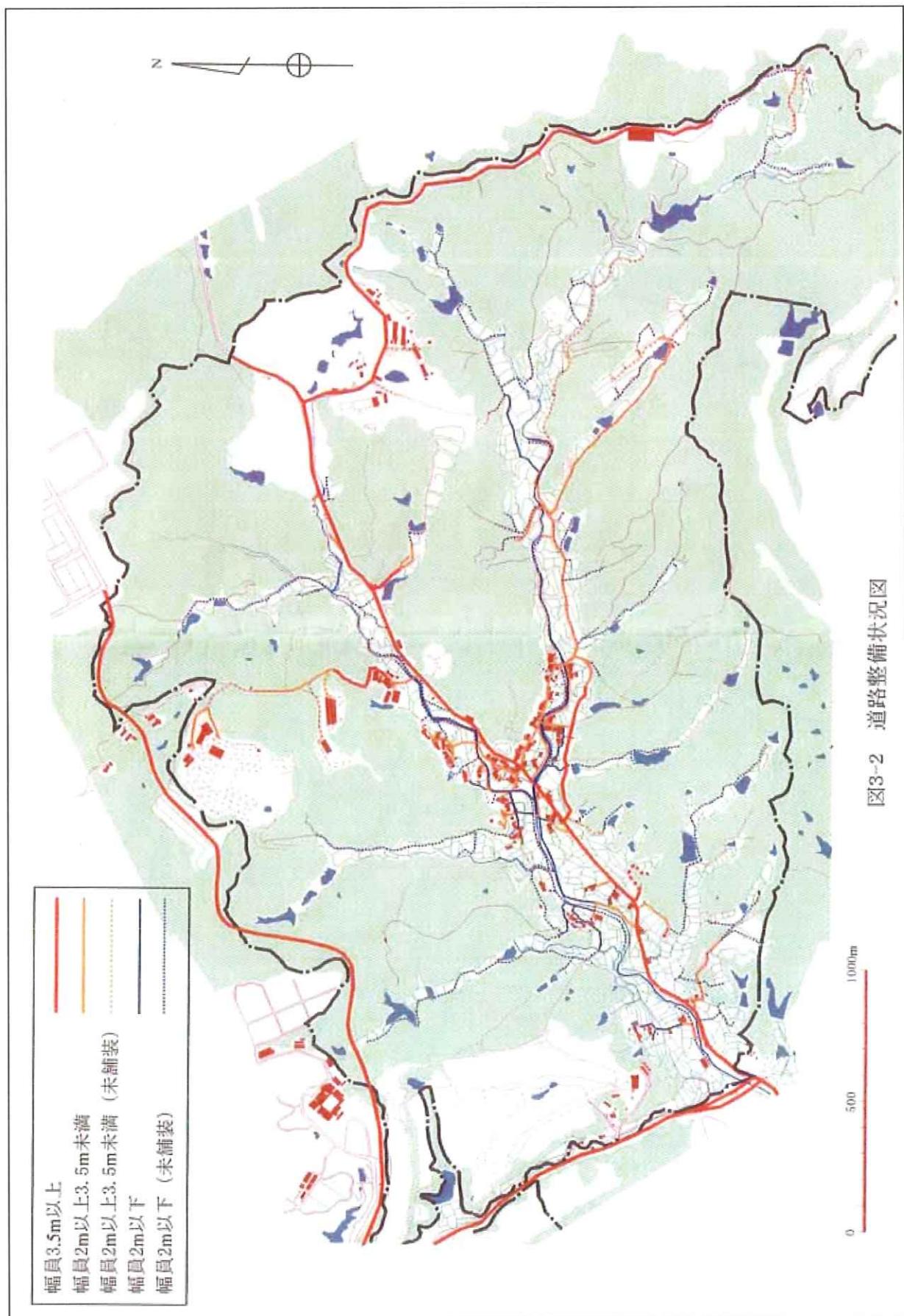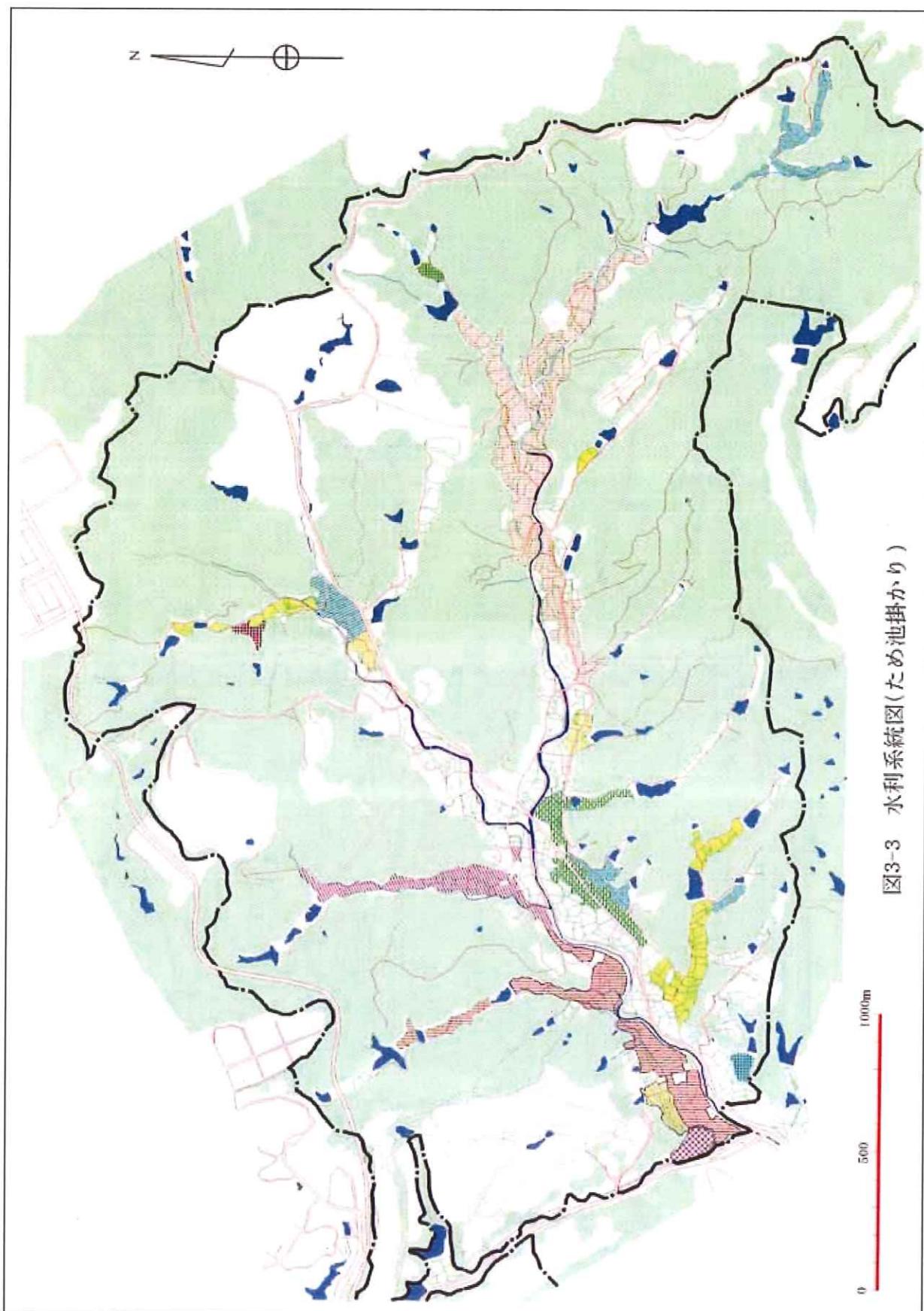
図3-3　水利系統図(ため池掛かり)

図3-4　水利用系統図（河川掛かり）
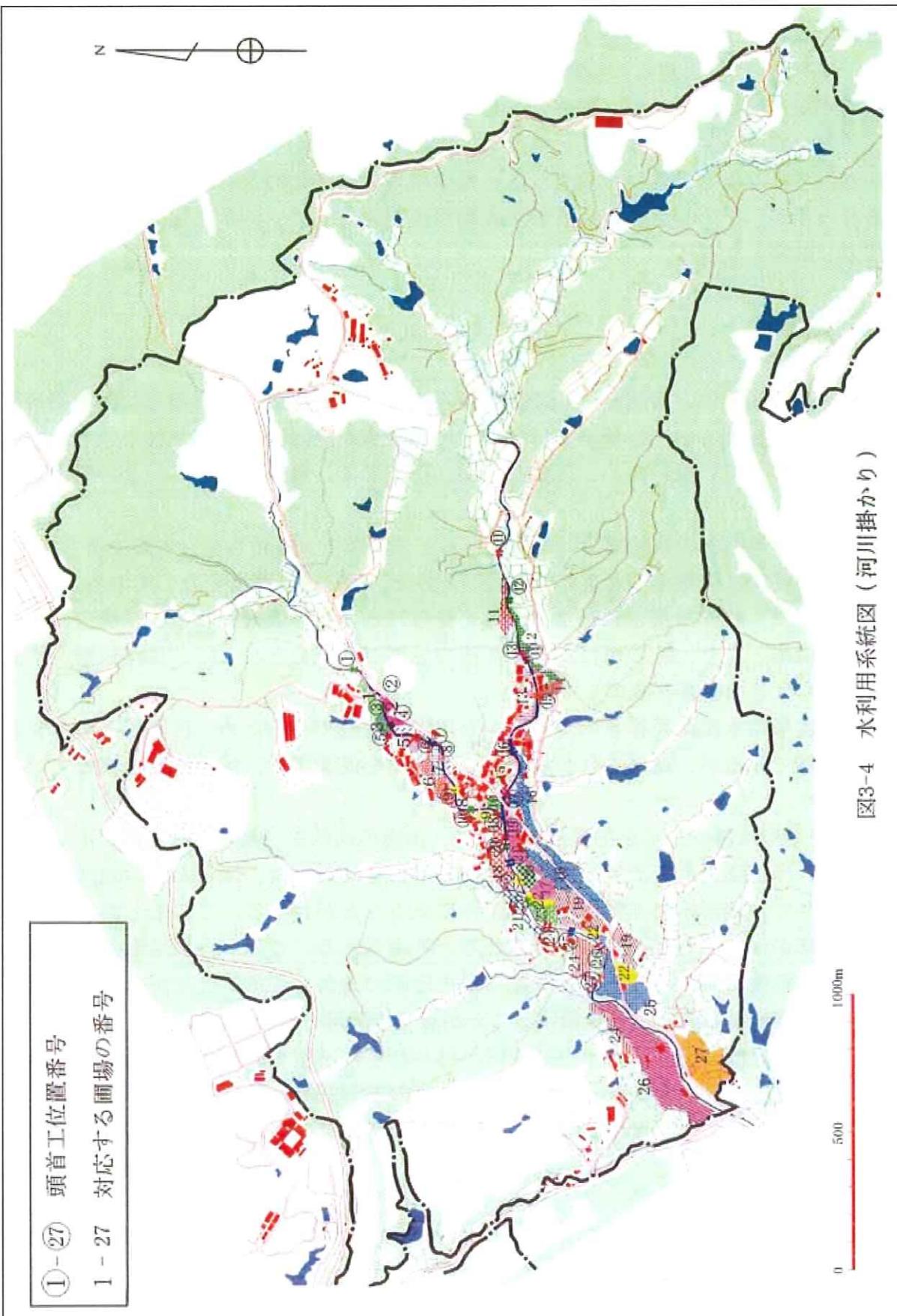
これらは用水不足という実状を反映して、自然に地区内で反復利用が行われるようになっている。すなわち、ため池掛かりの水は田越し灌漑されて谷間の水田を潤した後、櫨谷川に排水されるが、櫨谷川では井堰で取水されて河川掛かりの水田を灌漑する。井堰は27ヶ所にも分かれているため、上流側の水田からの排水は下流側の井堰で取水されて繰り返し灌漑に利用される。用水管理の合理化のためには井堰の統合が必然となろうが、その場合には用水の反復利用度を維持して、いかに用水を確保するかが重要な課題となろう。

３．４　農用地

本地区の農用地は、河川沿いの比較的傾斜の緩い所は水田、傾斜の急な棚田や丘陵部では畑地が拓けており、農地のほとんどは農振農用地区域に指定されているが、圃場整備が行われていないため、区画は狭小、不整形で、農道に接していない農地も多い。

農道は生活道路との兼用部分以外はほとんど未舗装で、幅員も２ｍ未満の所も多い。とくに狭い谷筋に位置する農道では管理不十分で、通行に支障をきたしており、図3-5に示すように、耕作放棄された水田が多く見られる。耕作放棄されると、農道が荒廃して通行困難となり、その奥にあるため池の管理が不十分となって、耕作放棄が水源の確保にも大きな影響を及ぼしている。

末端の農業用水路は用排兼用で、しかも田越し灌漑であるため、区画ごとの水管理操作は困難であるが、逆にこれが用水の反復利用を促進させ、用水不足を補っているといえよう。

図3-6は地形傾斜の様子を把握するために、田面の高低差（畦畔の高さ）を示したものである。寺谷橋より下流域の櫨谷川沿いの水田を除いては、ほとんどの畦畔が１ｍ以上の高さで、地形的に非常に厳しい条件にあることがわかる。このことが、谷奥部で耕作放棄されていることの一因でもあると考えられる。このような地形条件を考えると、圃場整備にあたっては、大規模な整形区画の確保もさることながら、用水量の確保と末端圃場までの農道を整備することが最重要課題となろう。

畑地は、平坦部でトマトのハウス栽培が行われている所もあるが、それ以外は集落内の介在農地での自家菜園か、谷間のハウスでの椎茸栽培が見られる。椎茸栽培は本地区の特産品として取り入れられたが、最近は韓国ものに押されて厳しい状況にある。

図3-5　耕作放棄地の分布

図3-6　田面の高低差
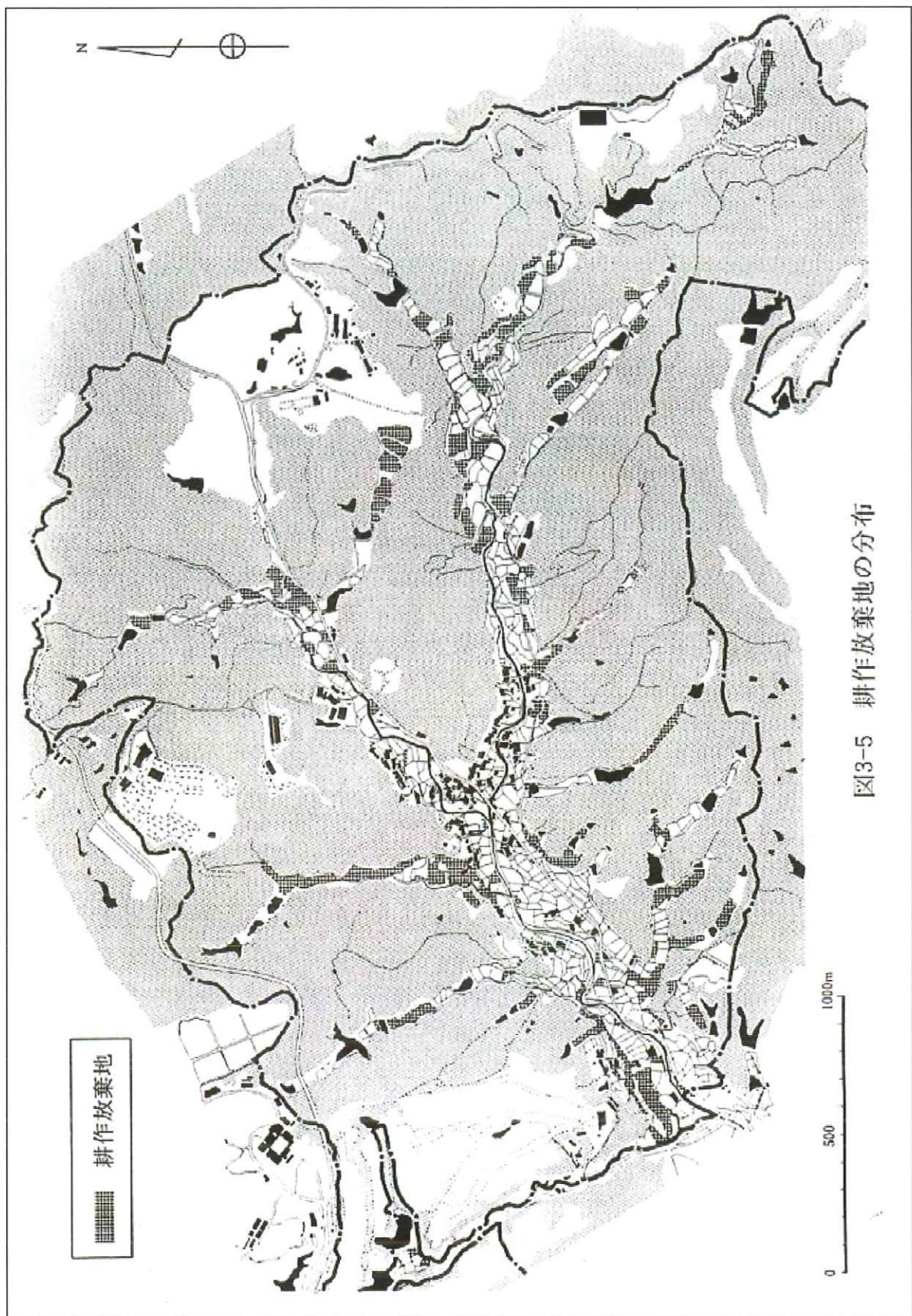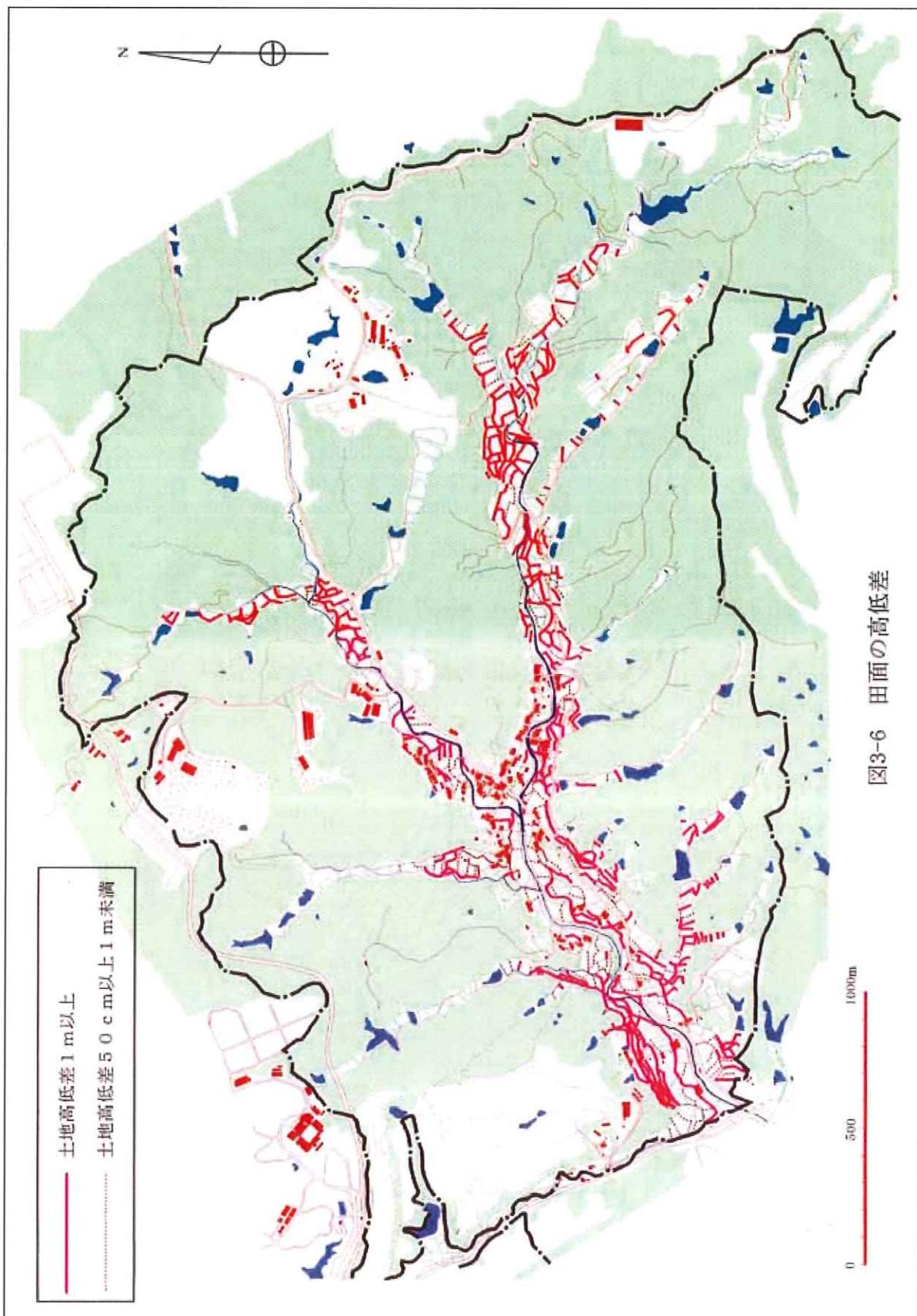
３．５　生活環境

本地区の集落居住区域の主要部分は寺谷橋周辺の比較的狭い区域に集居状に存在しており、公民館と共同作業所、ならびに本地区のシンボルともいえる満福寺と端谷城跡の小山がある。公民館前は路線バスの発着場もあり、地区の中心となっているが、公民館には駐車スペースが少なく、寄り合い等では路上駐車を余儀なくされている。

また、下流域の散居状の区域についても取り付け道路が狭く、交通量の多い幹線道路との接続ヶ所で常に交通事故の危険にさらされている。　小学校、幼稚園は約４km離れた櫨谷町池谷地区にあり、県道小部明石線を通ってバス通学している。中学校は西神ニュータウン内にあり、自転車通学している。
農協支所、郵便局、交番は小学校周辺にあり、市役所支所その他の公共施設、医療機関等は西神ニュータウン内にあり、路線バスまたは自家用車の利用が行われている。
地区内には食料品の個人商店が１軒あるが、それ以外の日用雑貨品については西神ニュータウン内のスーパーが利用されることが多く、このように本地区住民の生活行動はほとんどが県道小部明石線を利用して行われている。

地区内の公園としては、大歳神社境内にみられるが、面積も狭く、遊具等の設備も不十分で、住民の利用も少ないようである。端谷城跡は現在、標識があるのみで、雑木が生い茂り、公園としての利用は行われていない。

上水道の供給やゴミの収集は市の直営によって行われているが、下水道は未整備で、トイレの水洗化が待ち望まれている。

図3-7～図3-9は、地区住民を世帯主、後継者、婦人層に分けて、環境点検図として生活環境の問題点を地図上に直接記入してもらった結果である。婦人層が最も多くの指摘をしており、日常の生活環境に高い関心を抱いていることがわかるが、全ての階層を通じて共通的にいえることは、県道小部明石線の交通事故の危険性である。

３．６　自然環境と景観

本地域は谷間の傾斜地に拓けた農村集落で、周囲を山林に囲まれ、静かな環境に恵まれた農村地域で、山の木々に抱かれるようにたった家々、山の中に隠し田の様にひっそりとたたずむ農地、不整形な棚田など、歴史も感じられ現在そこに暮らす人もみえてくる。歴史的にも古くから拓けた地域で、寺谷地区にも多くの史跡、旧跡が残され、今も住民に親しまれ、崇められているものも少なくない。

その中の代表的なものを示す。

（１）端谷城‥‥築城年代は不明だが、城主は赤松氏の一族である衣笠氏で、防衛上の支城、即ち砦として城ヶ市、城ヶ谷、福谷、池谷、萱野、高和、高畑等をもってい

た。いずれもこれらは当時の交通の要衝に設けられていたと思われる。
天正６年、織田信長の中国征討の際、秀吉に敵対した三木城の別所氏を討つ為におこった三木合戦の際、衣笠氏は別所氏に味方し、一時は織田軍を撃退したが、天正８年三木城落城の約１ヶ月後、端谷城も落城した。その後廃城となり今日に至ったもので、城主衣笠豊前守範景の供養費が満福寺に残されている。
現存する山城遺跡としては神戸市内でも数少ない貴重なものであり、交通の要衝として栄えた所である。城跡は地区のほぼ中央部に位置し、ここを最奥にして櫨谷川沿いに、特に東の山に城が展開していた。東方、南方、西方を川に囲まれ、北側に尾根の突端を利用した天然の要害で、石垣がない室町以前の山城の形態をなし、中世山城の遺構をよく今に残している。その頂上部からは櫨谷町全域、遠くは明石海峡までも見渡すことができるが、現在は簡単な案内標識を残すのみで、城跡に至る歩道も定かでない状態である。今後は市民の憩いの場として史跡公園等として保存整備していくことが望まれる。
（２）堂屋敷洞窟‥‥寺谷地区の東南端に櫨谷川の源流、岩淵池があり、さらにその奥の堂屋敷というところの最奥部にある洞窟で、その頂上付近にはハイキングコース“太陽と緑の道”が通る。洞窟の入口は高さ1.5m、幅２ｍ、奥行きは約15m程あり、奥に行くほど広くなっている。最奥には祭壇があり、数体の地蔵が祀られ、その横には白蛇も祀られている。昔より寺谷大師と呼ばれ、例年8月24日の地蔵盆には祭礼も行われており、明石西国の番外札所として賑わいをみせた。
（３）満福寺‥‥端谷城主衣笠氏が菩提寺として建立した寺であり、以前は現在地とは別の場所にあったが、端谷城落城後、現在地に移された。本尊は聖観音と十一面観音の２体を合わせ祀る。かつては西国十八番の札所として賑わった。現在は庵主不在であるが、地区住民の手により管理され信仰の拠り所となっている。
（４）大歳神社‥‥素戔嗚尊を祀る神社境内は市民公園となっており地区住民に利用されている。毎年５月には亥祭り、９月にはコーゾウの行事が行われている。
境内には弁財天も祀られており、かつて村の若者達が力自慢を競った力石も数個残されている。
他にも、寺谷の地区外ではあるが、谷口地区の如意寺、栃木東地区の諏訪神社など多くの史跡が残っており、住民の誇りとなっている。
また、新しくは櫨谷川の改修に当たり、集落内の30m程度の区間についてホタルブロックによる護岸、河床の植栽等を行い、自然環境の回復に努めた結果、ホタルの里として大勢の見物客が訪れるようになったが、不法駐車や夜間の騒音等、見物客のマナーを問題視する声も聴かれる。
しかしながら、本地区は大都市の近郊に位置し、近くには西神ニュータウン等が開発され、交通条件も改善されてきたことから、次第に都市化の波が見え始めてきた。

地区内に１ヶ所、隣接地に２ヶ所のゴルフ場の開発もさることながら、地区内に土取り場もしくは土取り場跡を利用した建設資材工場が４ヶ所ある。うち、地区東端の県道沿いにある２ヶ所の土取り場は５～10haの広さがあり、遠くから露出した山肌が望まれる。

　また、地区西端の県道沿いには事業所や資材置き場の他、櫨谷川堤防沿いに廃車置き場などが散見され、静かなたたずまいの農村景観に大きなインパクトを与えつつある。

図3-7　集落点検図（世帯主）

図3-8　集落点検図（後継者）

交通事故の危険が多い場所
排水路が不備な場所
防犯灯がなく不安な場所
美しくきれいにしてほしい場所
その他問題のある場所
N
0
500
1000m
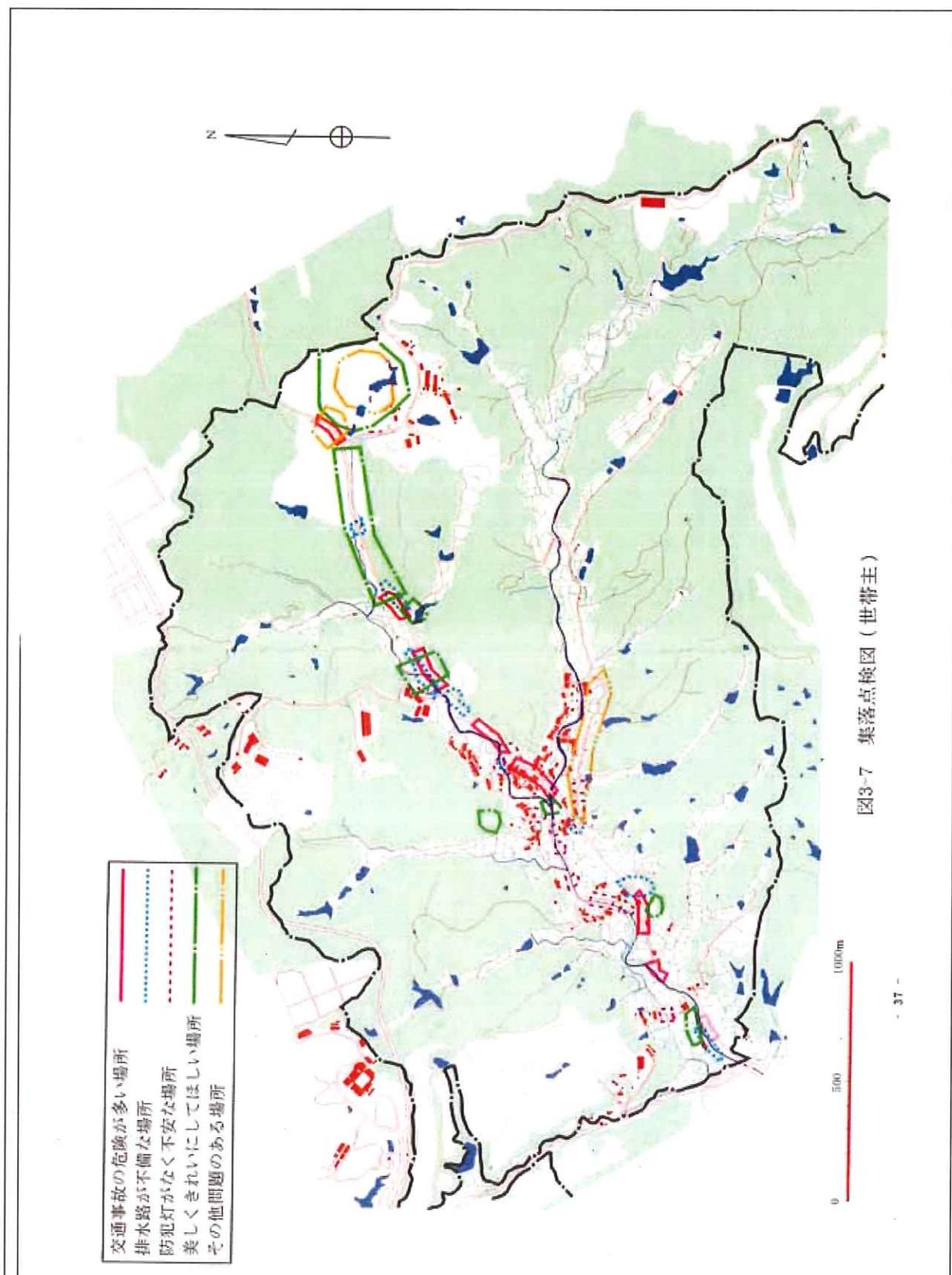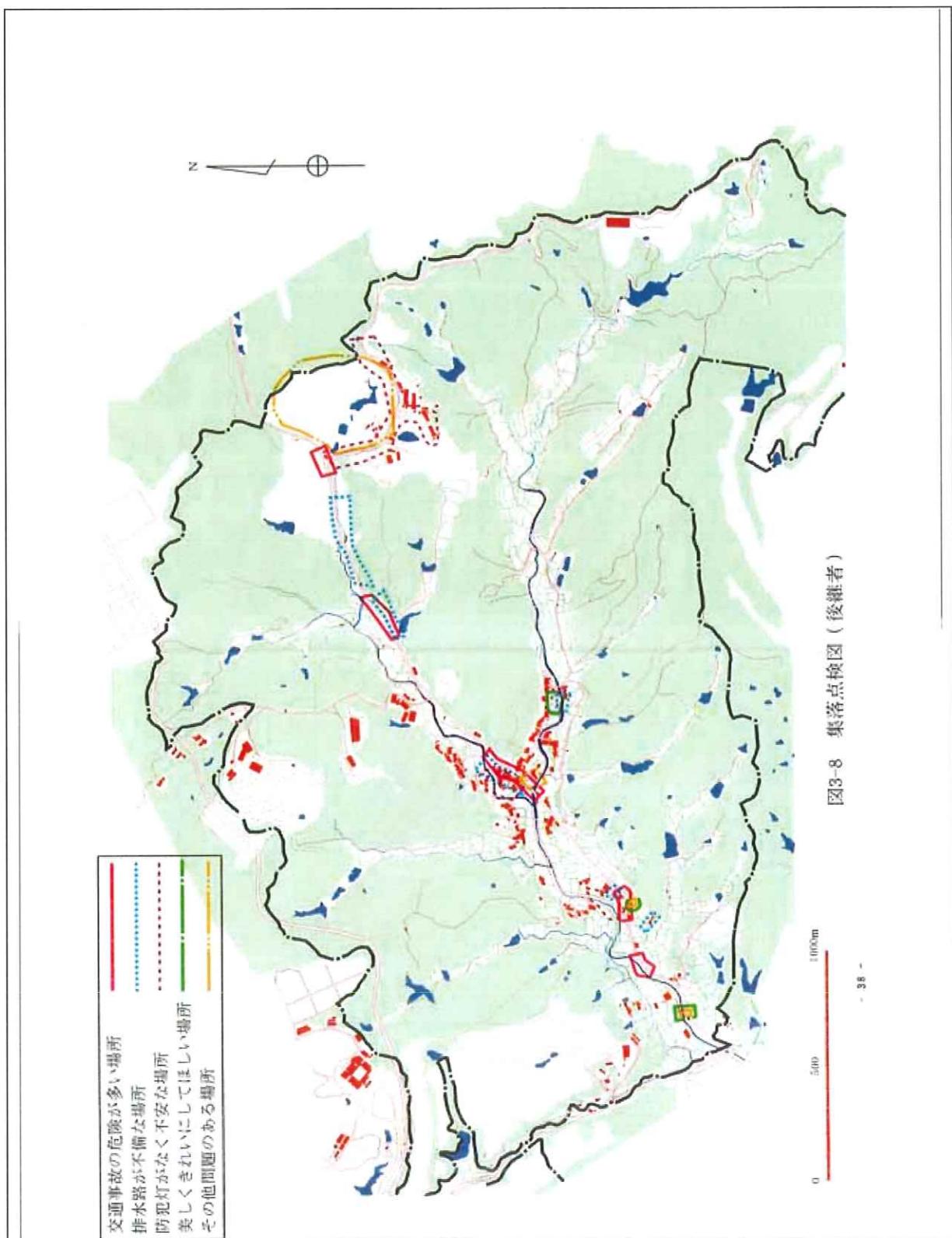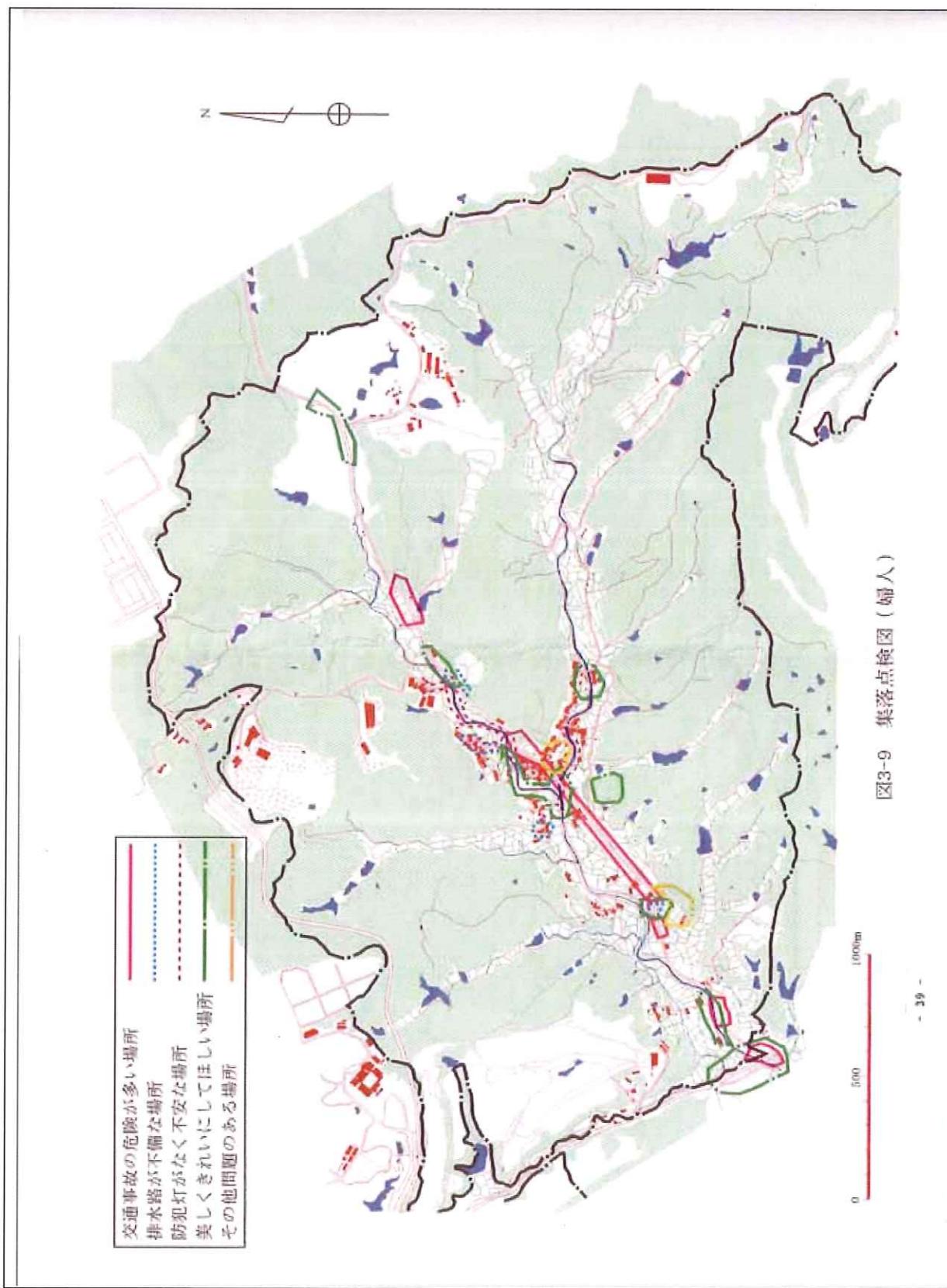
図3-9　集落点検図（婦人）

第４章　住民意向

本地区の農業経営の現状と将来の営農意向、並びに農業生産基盤、生活環境整備の課題、地域の将来像に関する考え方等を把握するために、平成９年２月にアンケートによる住民意向調査を行った。調査対象は地区内に居住している世帯主のみならず、婦人層、後継者層にも幅広く協力依頼し、あらゆる職業、年齢階層の意向を把握するように努めた結果、224人の回答数を得た。これは15歳以上の全居住者310人の72%にあたる。

全回答者の職業を訊ねた結果は図4-1のとおりで、農業が32.6%、会社員等の恒常的勤務が30.4%で、通勤兼業農家が大部分を占めていることがわかる。性別では、男性が51.8%、女性が45.1%（その他は無回答）であった。

年齢階層別は図4-2に示すとおりで、70歳以上の高齢者を除いては全階層ともほぼ均等に回答しているといえよう。
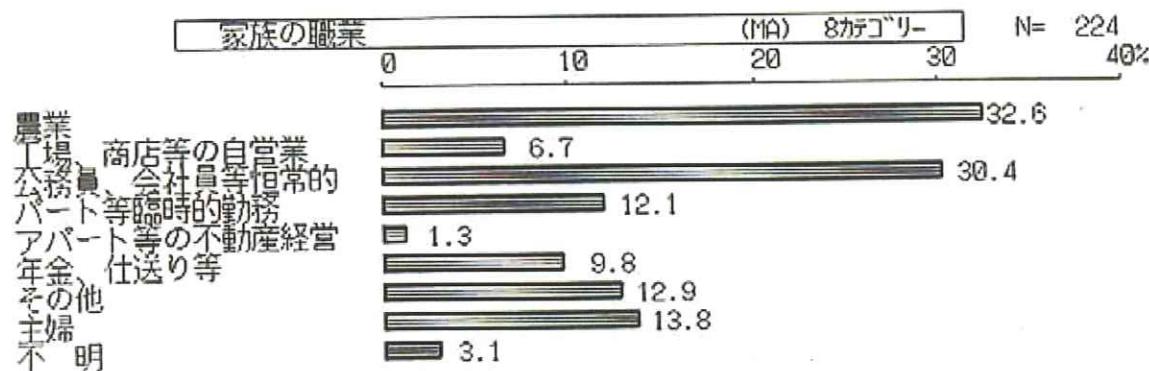
図4-1　回答者の職業
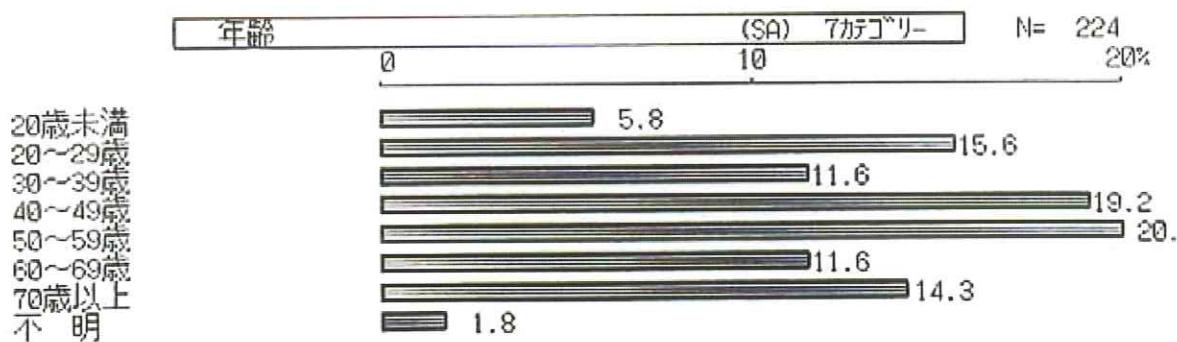
図4-2　回答者の年齢

4.1　農業経営の現状について

図4-3は、アンケートに回答した農家50戸のうちの専兼別農家数の割合を示したものである。専業農家率が26%と比較的高い値を示しているが、一方自家飯米農家も30%に上っている。

地区内所有農地の規模別割合を図4-4に、また地区内で実際に耕作している農地の面積（経営耕地面積）の分布を図4-5に示す。50アール未満の小規模農家が46%を占めているが、1 ha以上の農家も23%存在している。その他の農地の所有、利用状況をとりまとめたものを表4-1に示しておくが、本地区の農家は平均して地区内に87.8アールの農地を所有しているが、そのうち直接自分で耕作している農地は79.7アールで、残りは貸し付けているか、休耕している。農地の一部を休耕している農家は17戸（農家全体の34%）、1戸あたりの休耕農地面積は23.4アールにのぼっている。

販売金額第1位の作目は図4-6に示すとおりで、稲が28%と最も多く、販売なしも24%に上っているが、畜産が14%、施設野菜が12%を示しており、本地区の特徴がうかがわれる。その他の12%は椎茸が中心であると推定される。

以上のように本地区の農業は小規模の自家飯米農家もみられるが、一方では畜産、施設野菜、椎茸等に特化した農家が比較的多いのが特徴といえよう。
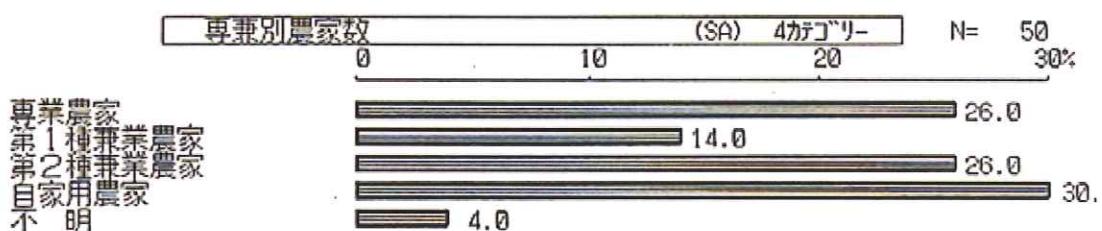
図4-3　専兼別農家数
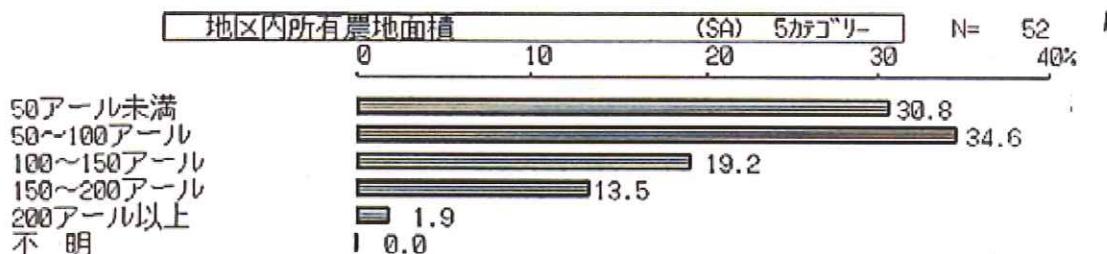
図4-4　地区内所有農地規模別農家数
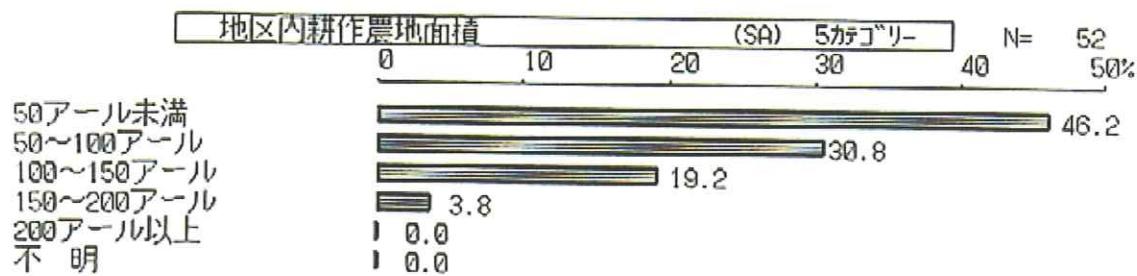
図4-5　地区内耕作農地面積別農家数

表4-1　農地の所有、利用状況

項　　目	地区内所有農地面積	地区内耕作農地面積	地区内貸付農地面積	地区内借入農地面積	地区内休耕農地面積	地区外所有農地面積
件　数	49	37	16	9	17	7
総面積（ｱｰﾙ）	4,303.1	2,950.5	301.9	302.0	398.6	565.0
最大値（ｱｰﾙ）	220.0	180.0	60.0	80.0	50.0	200.0
平均値（ｱｰﾙ）	87.82	79.74	18.87	33.55	23.45	80.71
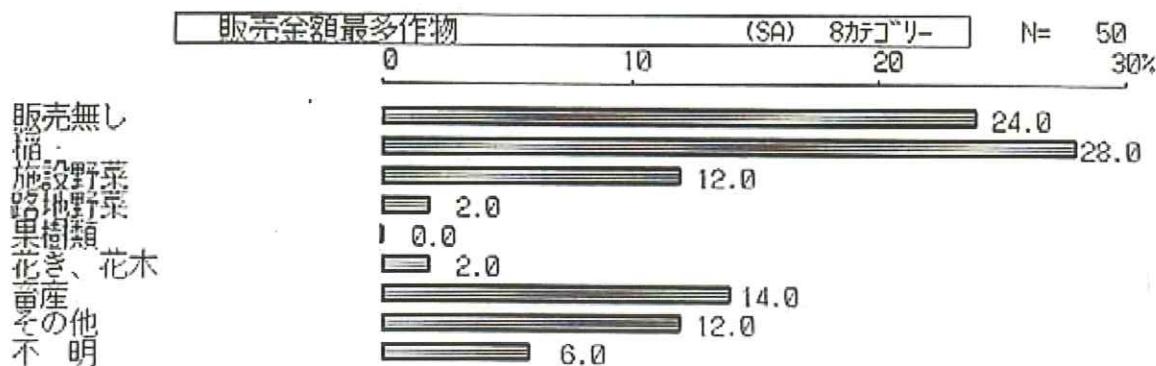
図4-6　販売金額第１位作目別農家数

4.2　今後の農業経営と農用地整備の方向

世帯主の将来の営農志向を訊ねた結果は図4-7のとおりで、離農志向が6%、自家用農家志向が22%にも上る反面、専業農家志向が18%、第１種兼業農家志向が18%あり、本地区ではある程度縮小はされるものの、将来にわたって一定程度の農業が継続されるであろうことが類推される。

図4-8は将来の農業経営規模の方向を訊ねたものである。半数の農家は現状維持で、「規模縮小または離農」と答えた農家も32%あるが、「経営内容を変更」または「規模拡大」と答えた農家もみられる。経営内容を変更したいとする農家は観光農園、市民農園の経営を考えており、一方、規模拡大を希望する農家は農地を購入して拡大したいと答えている。規模縮小または離農を考えている農家の縮小方法は図4-9に示すとおりで、貸し付けるまたは作業委託が最も多く、ついで売却または転用の順となっている。

図4-10は農地の受委託についての考えを訊ねたものであるが、「他人に委託するのは不安」というのは4%にすぎず、「生産組合が組織されれば参加したい」とするものが14%、「農協や生産組合に委託したい」とするものがあわせて26%にも上っており、何らかのきっかけがあれば利用権集積による経営改善が進む素地があることが伺われる。

図4-11は農業後継者の有無を訊ねたもので、「継がせたくない」、「子供に継ぐ意志がない」、「子供がいない」と答えた農家はあわせて14%に対して「すでに継いでいる」、「跡継ぎが決まっている」と答えた農家は28%に上っており、このことからも本地区では将来にわたって一定程度の農業が継続されるであろうことが類推される。

農業機械や生産施設に対する要望としては、図4-12に示すように、「農業機械の共同利用」が39%と最も多く、「農協等による作業請負」、「農協等による機械の貸し出し」の順となっており、個別経営に対する問題点が伺われる。流通・出荷については「販売体制の強化」以外にはあまり関心がないといえる。

現在の農地の問題点について訊ねた結果は図4-14に示すとおりである。本地区では谷間の未整備水田が多いところから、「区画が狭くて不整形」、「農地が分散」、「日当たりが悪い」といった指摘が多いが、同時に「用水量が不足」、「用水路が不備」といった用水に関する指摘が多いのが特徴的である。圃場整備に当たっては用水量の確保が重要課題となろう。農地の分散状況は図4-15のとおりで、10〜20ヶ所、多いところでは30ヶ所以上に分散しており、圃場整備による農地の集団化が必要であることがわかる。

図4-7 将来の営農志向
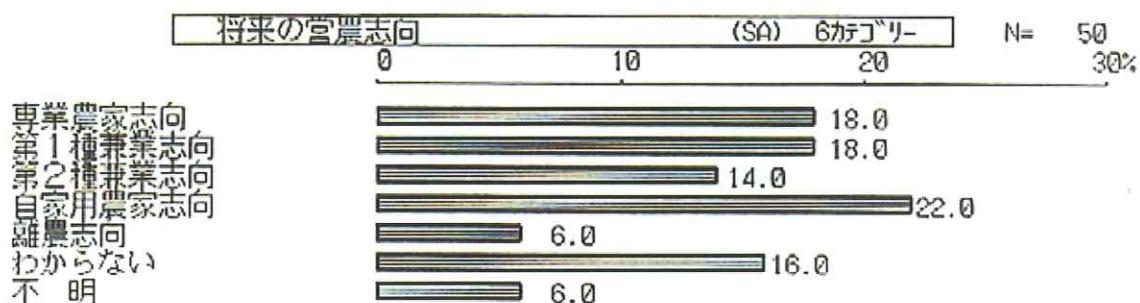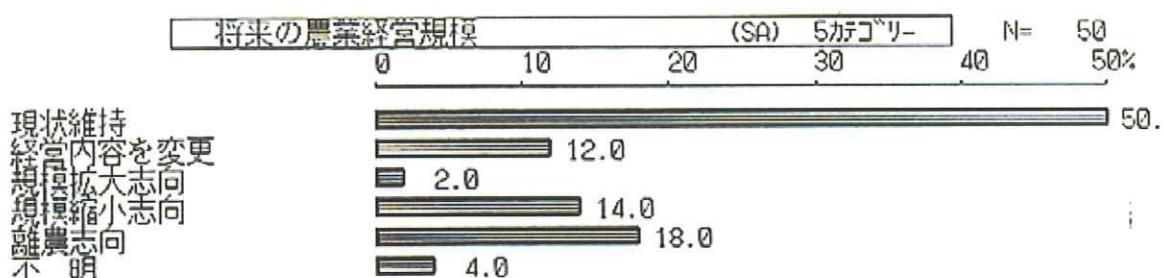
図4-8 将来の農業経営規模
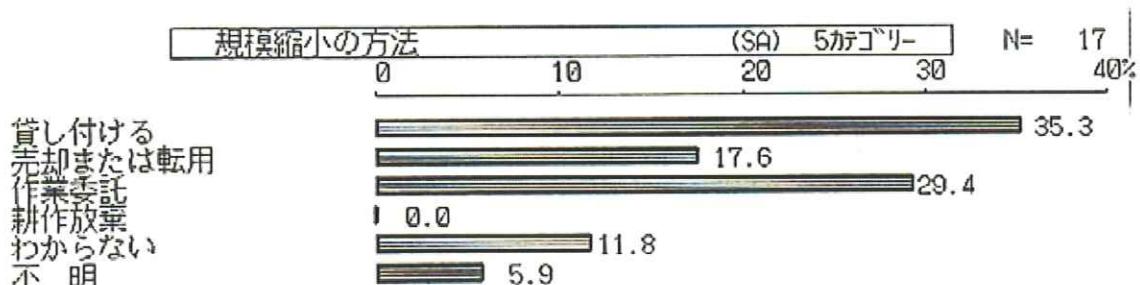
図4-9 経営規模縮小の方法
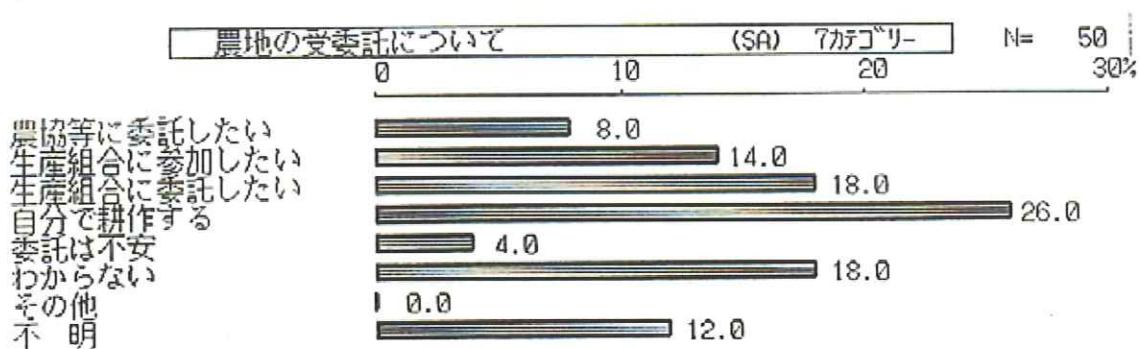
図4-10 農地の受委託について
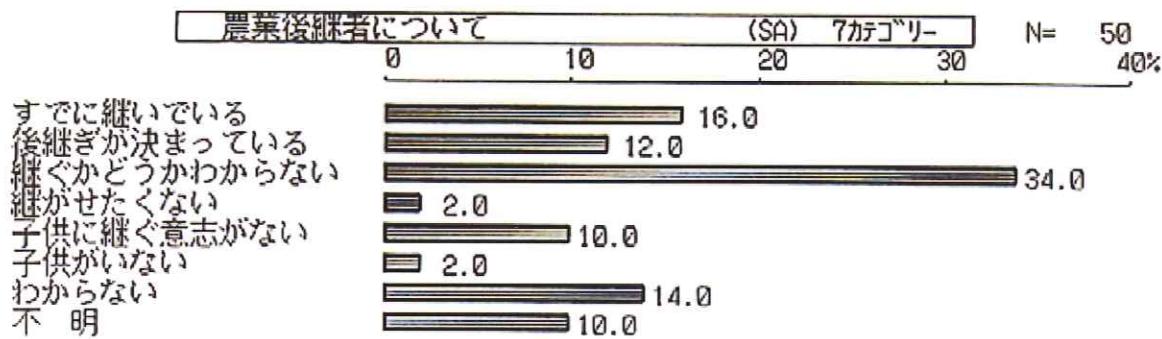
図4-11　農業後継者について
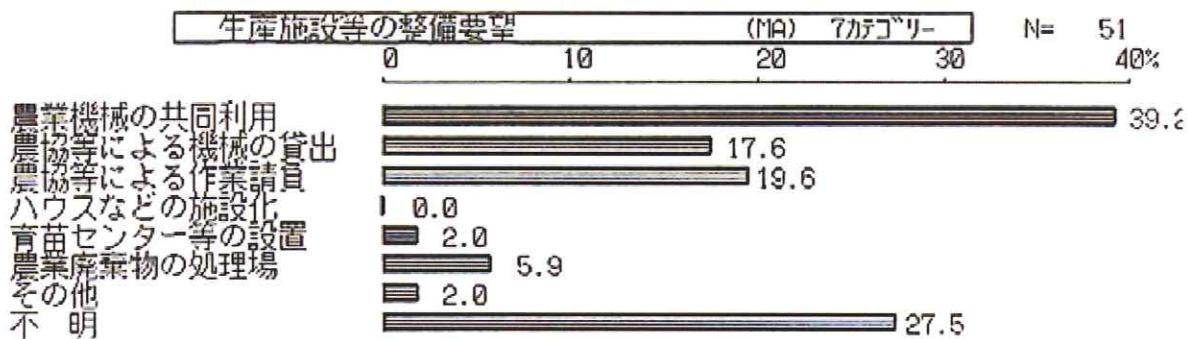
図4-12　生産施設等の整備要望
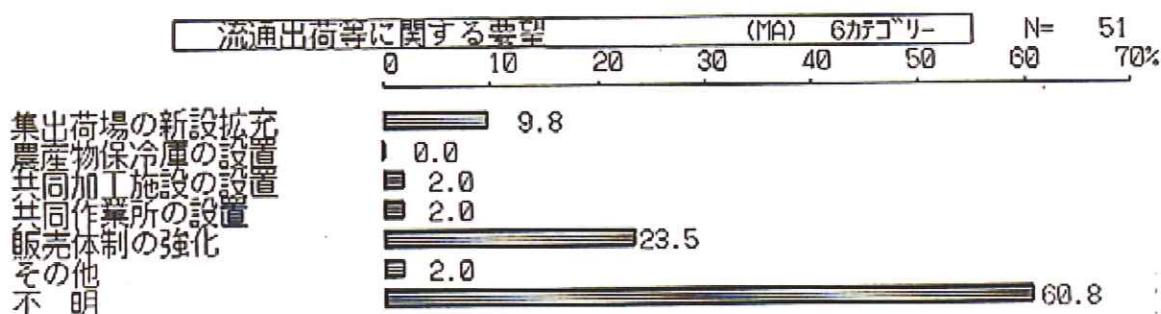
図4-13　流通出荷等に関する要望

図4-16は圃場整備に何を期待するかについて訊ねた結果であるが、「非農用地を設定して生活環境整備をすすめるきっかけになる」、「施設栽培が可能になる」、「子供が跡を継ぎやすくなる」、「農作業の受委託が容易になる」など、積極的に圃場整備を評価している回答が多いのが特徴的である。
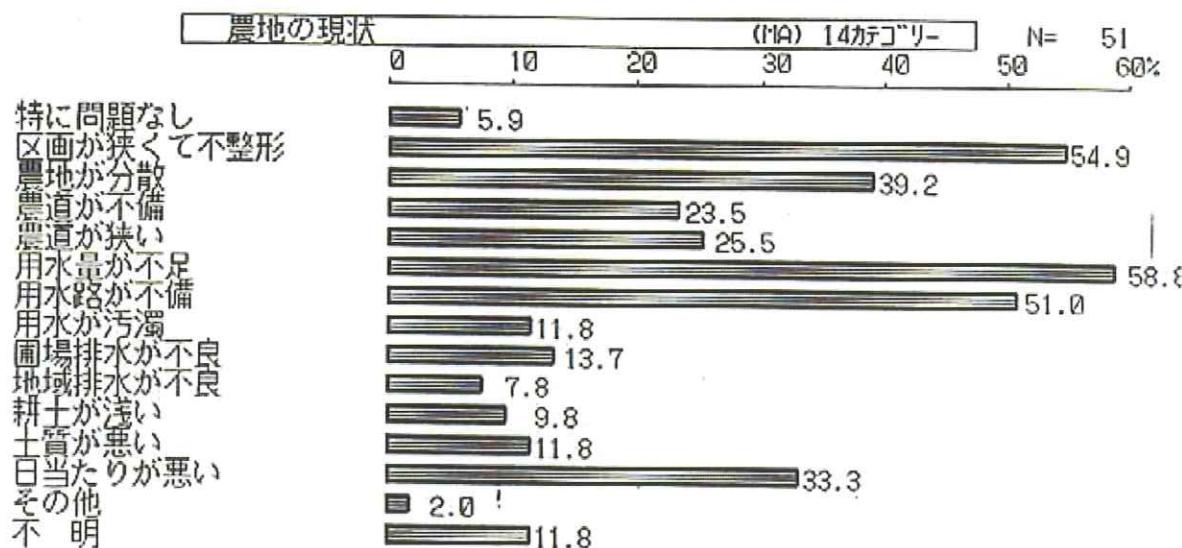
図4-14　農地の現状と問題点
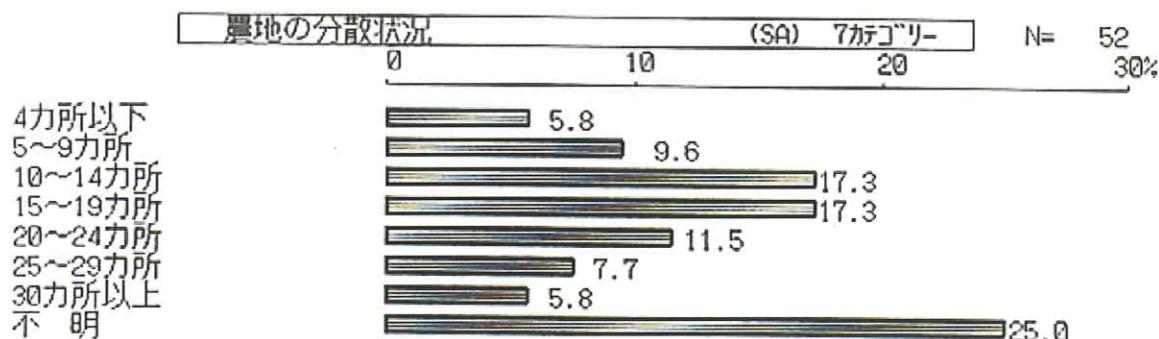
図4-15　農地の分散状況
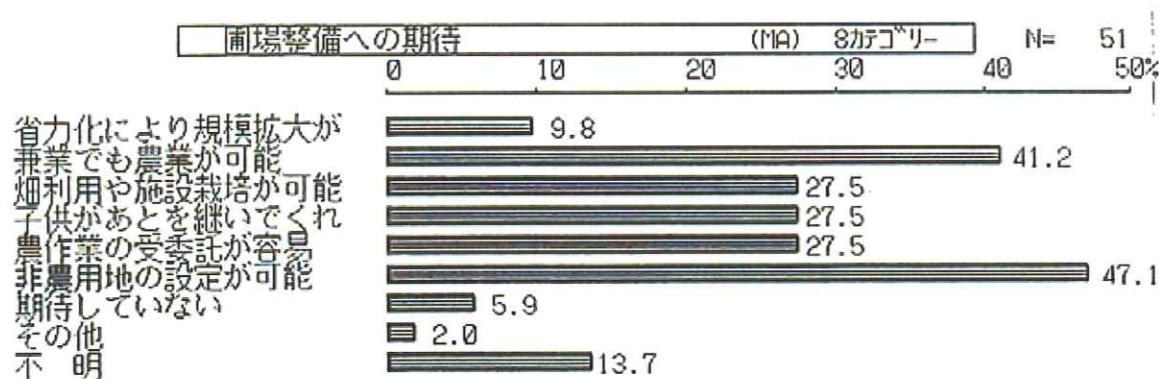
図4-16　圃場整備への期待

4.3　生活環境について

生活環境については全回答者224人を対象として調査を行った。図4-17は、これまでの農業との関わりについて訊ねた結果である。全く農業に関わりがない人は全体の24%にすぎず、何らかの形で農業と関わりをもっているっている人が多いといえよう。

日常の主な外出先とその交通手段を図4-18、図4-19に示す。ほとんどが自家用車で西神中央方面へ、ついで路線バス利用となっており、地区内の幹線道路である主要地方道小部明石線が重要な役割をもっていることがわかる。交通手段では、20歳未満では徒歩、自転車の割合が多く、70歳以上の高齢者では路線バスの利用が多いのが特徴的である。

生活環境の安全性について訊ねた結果は図4-20のとおりで、「交通事故の危険」が78%と最も多く、「防犯灯が少ない」が32%で、これに次いでいる。「交通事故の危険」は高齢者に多く、「防犯灯が少ない」は若い女性に多くの指摘がみられる。

生活環境の保健性については図4-21のとおりで、「蚊、蝿等が多い」が最も多く、ついで「雑草やゴミの不法投棄」、「騒音、振動」の順となっている。「騒音、振動」は幹線道路の交通量の多さを反映しているものと考えられる。

生活環境の利便性については図4-22のとおりで、「交通機関の不便」が最も多く、ついで「買い物の便」、「医療施設」等といった道路整備の立ち遅れに起因すると考えられる指摘が多い。年齢別では、「交通機関の不便」は若年層に多く、高齢者層では「集落内道路の不備」を指摘する声が多く見られる。

生活環境の快適性については図4-23のとおりで、「子供の遊び場が少ない」が48%と最も多く、ついで「運動場、プールが少ない」、「公民館が不備」、「図書館等の文化施設がない」の順となっている。青少年の教育環境や景観に対する指摘は少ない。

生活環境の整備要望について訊ねた結果は図4-24に示すとおりで、「下水道の整備」を要望するものが62%と最も多く、以下「集落内排水路の整備」、「公園、運動広場の整備」、「集会施設の整備」とつづいている。「街路灯の整備」も31%の要望が見られる。街路灯の整備は若い年齢階層に多く見られ、下水道の整備はすべての年齢階層で最も高い割合を示している。
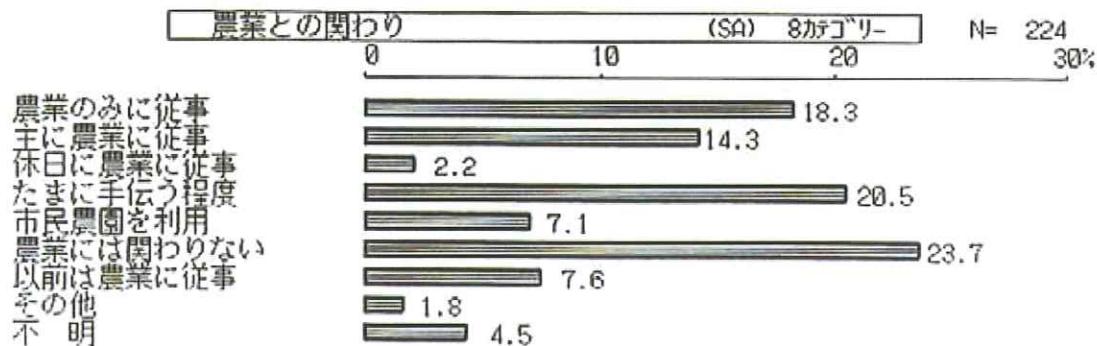
図4-17　農業との関わりについて
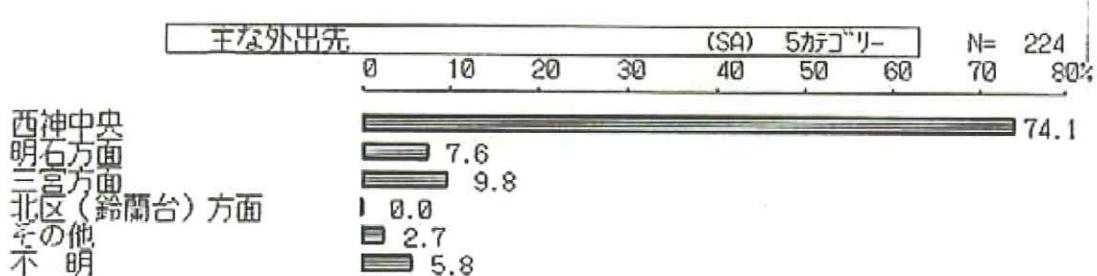
図4-18　主な外出先
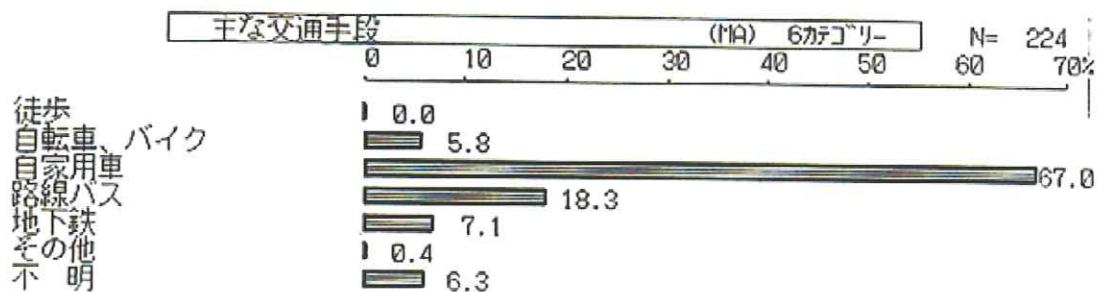
図4-19　主な交通手段
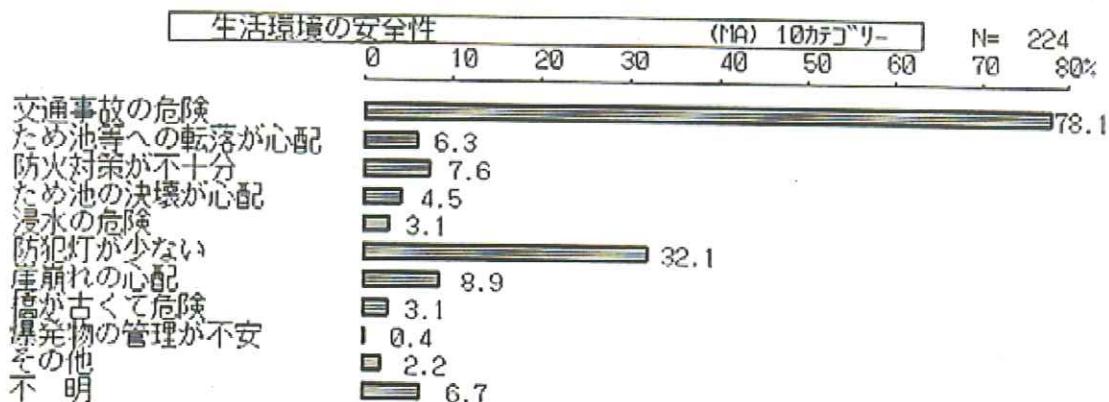
図4-20　生活環境で危険な所
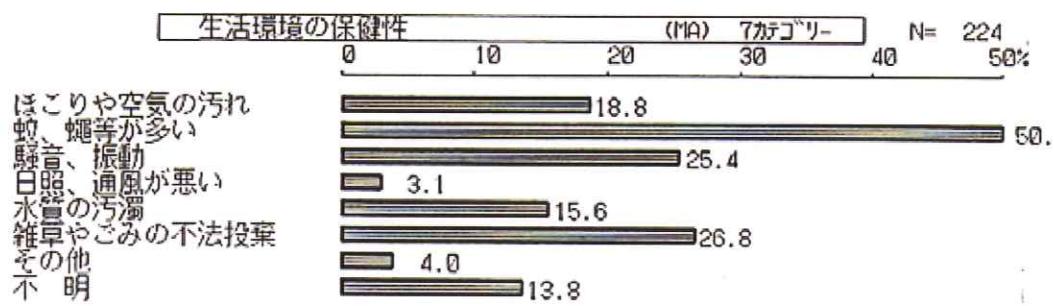
図4-21　生活環境で不潔な所
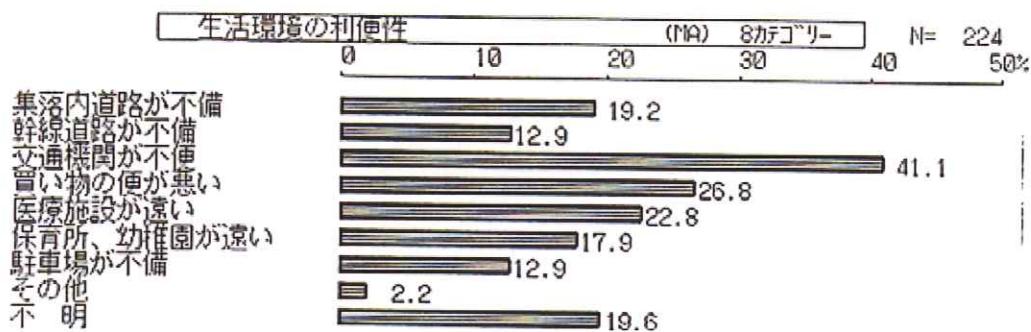
図4-22　生活環境で不便な所
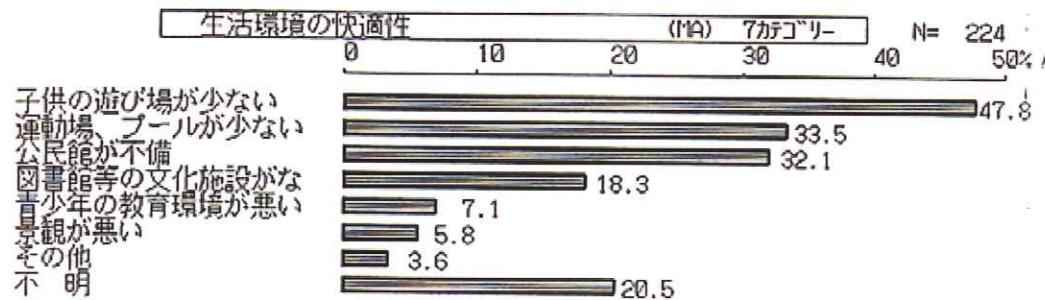
図4-23　生活環境で不便な所
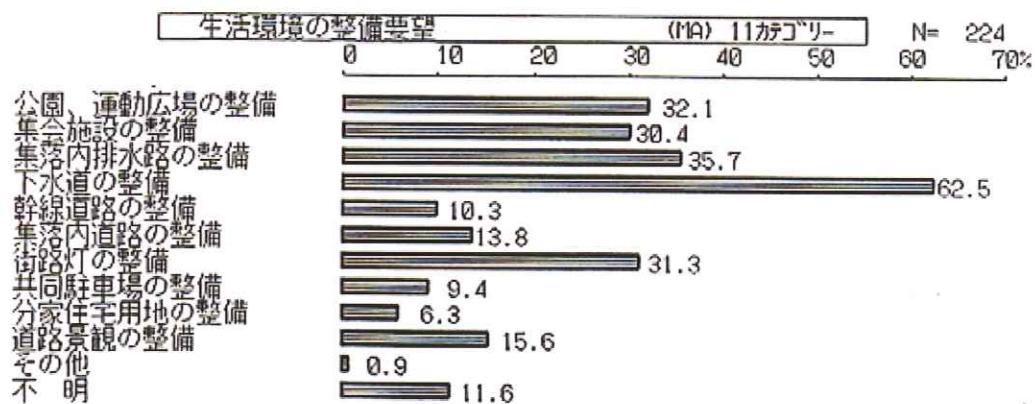
図4-24　生活環境の整備要望

4.4　地域整備について

まず、農地の所有者52名に対して将来の農地の利用意向を訊ねた結果は図4-25のとおりで、「全ての農地を将来とも農地として利用し続けたい」とする農家は15%にすぎず、大半の農家は「当分の間は農地として利用するが、周囲の様子を見て決めたい」と答えている。それに対して「農地の一部または全部を転用したい」とする農家は11%存在するが、「売却したい」と考えている農家は見当たらず、土地の保有志向はかなり根強いものがあるといえる。農地の転用希望としては、図4-26のとおりで、自己住宅用地、分家住宅用地のほか、駐車場、資材置き場等があげられている。

次に、周辺地域の都市化の進行に対する感想を訊ねたところ、図4-27に示すように、「交通事故が心配」、「美しい農村風景が破壊される」、「農業用水の汚濁が心配」といった都市化に対するマイナスの評価が多くみられ、「商店等が増えて生活が便利になる」、「就業機会が増える」といったプラスの評価を上回っていることがわかる。商店等が増えて生活が便利になるというプラスの評価は若年層ほど多くなっているが、全般的には都市化に対する危惧感が強いといえよう。

また、地区内に農地が存在することに対する感想を訊ねた結果は図4-28のとおりで、「緑が多く、よい環境である」、「新鮮な野菜が入手しやすい」、「子供の教育環境にもよい」といったプラスの評価が圧倒的に多く、「蚊や蠅が多く、不衛生」、「耕作放棄があって見苦しい」、「水路が汚れている」等といったマイナスの評価を上回っている。

そこで、今後の土地利用や地域整備の方向を訊ねたところ、図4-29に示されるように、「転用は認めず、現在の農地は全て保全すべき」という意見は26%、「一定区域に限って農地転用を認める」が36%、「積極的に開発すべき」が11%であった。開発志向は若年層におおく、保全志向は高齢者に多く見られる。そこで、どの様な種類の開発なら認められるかについて訊ねたところ、図4-30に示されるように、「地区住民の住宅」、「公共施設」が多く、「スーパー・商店等」も25%に上っている。生活の利便性向上のためにはある程度の開発は必要としているものの、農業の振興や農地保全の意向も根強いものがあるといえよう。
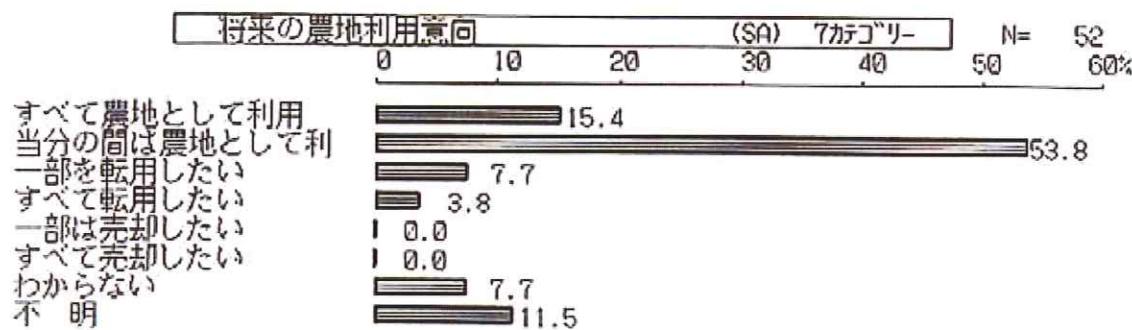
図4-25 将来の農地の利用意向
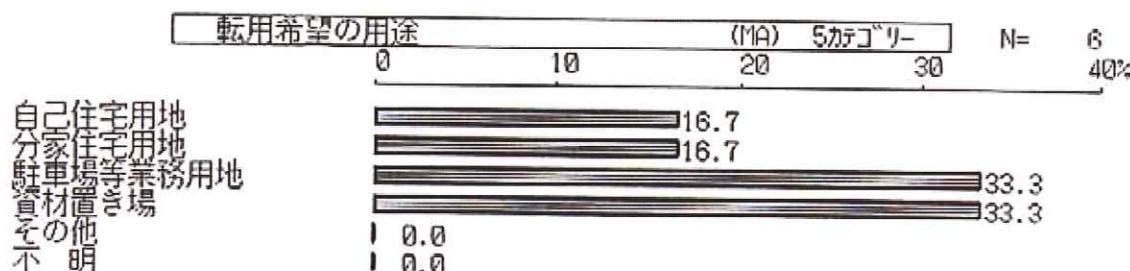
図4-26 転用希望の用途
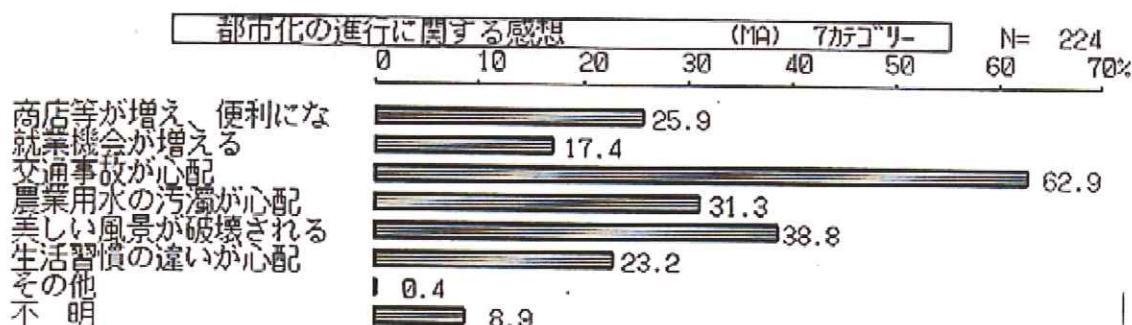
図4-27 都市化の進行に関する感想
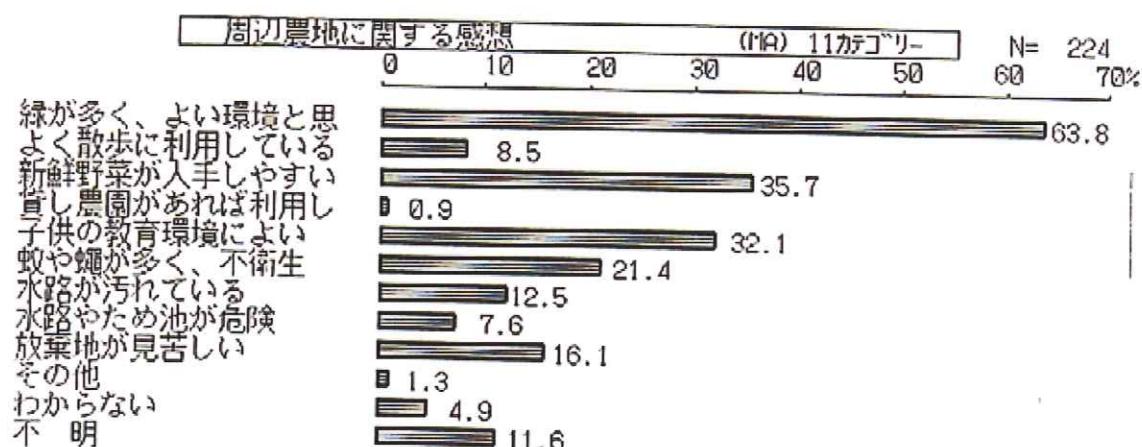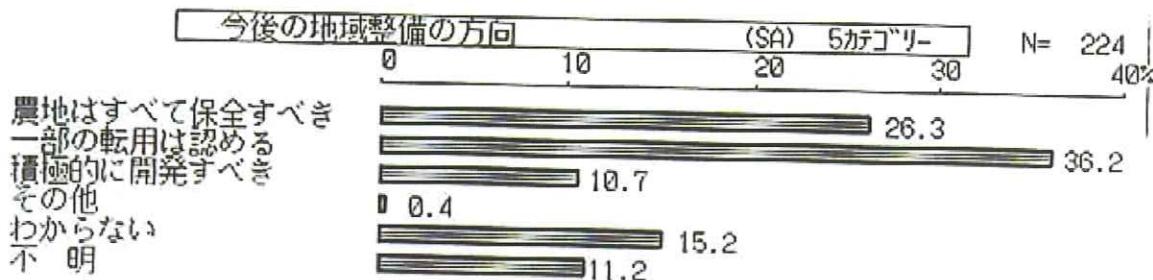
図4-29 今後の地域整備の方向
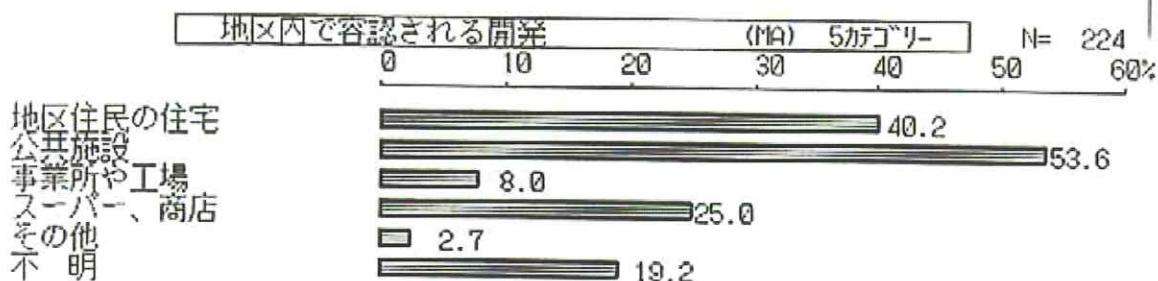
図4-30 地区内で容認される開発

4.5 景観や環境について

地区内の景観や環境については、平成８年度に神戸市西農政事務所がアンケートを行っているので、今回はとくに実施しなかったが、西農政事務所のアンケートによると、保存したいと思われる場所としては図4-31に示すように、満福寺、端谷城跡、大歳神社、岩淵池と堂屋敷の洞窟があげられている。

また、櫨谷川沿いの蛍の里については、来訪者の不法駐車やマナーの悪さについての指摘が見られた。
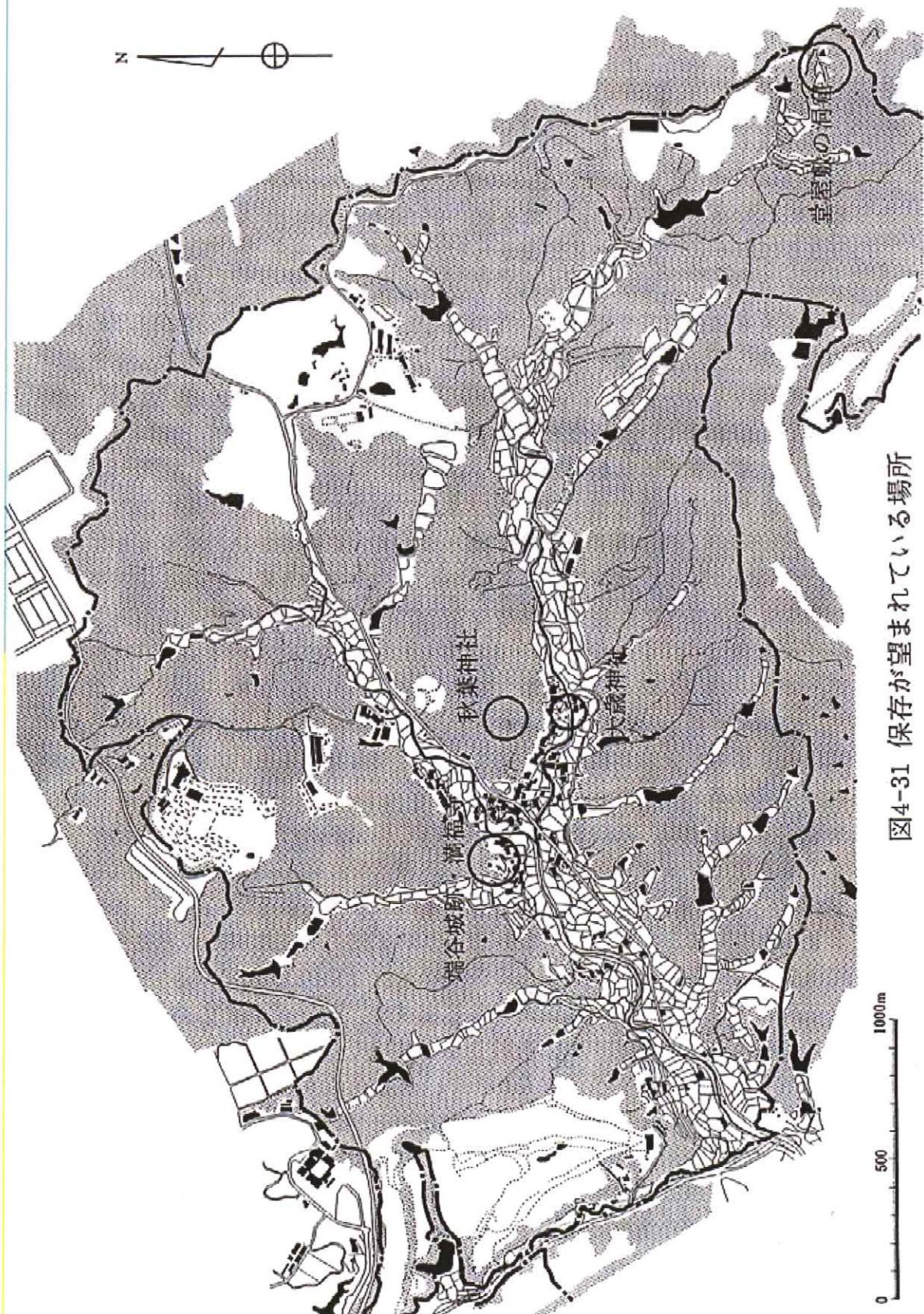
図4-31 保存が望まれている場所

第５章　計画の課題

５．１　土地利用の課題

寺谷地区は全域が市街化調整区域に指定されており、現況農用地はほぼ全域が農用地区域に指定されている。また西区の区別計画においても緑を保全する地域に指定されている。いまだ圃場整備等は行われていないが、営農環境を保全・整備する地区として、農地が管理され、特色ある農業が営まれてきた。

しかし本地区は神戸市や明石市の市街地にも近く、地区内を横切っている県道明石小部線は、近年交通量が著しく増加してきている。さらに西神ニュータウンにも至近の距離となっており、開発の外圧も一段と強くなっている。また、米の輸入自由化や新食糧法の施行など、農業を巡る情勢の変化により、後継者不足と農業の先行きに不安を感じる地区住民が、農業に見切りをつけて、他用途への転用を図ろうとする可能性も出てこよう。事実、現在でも農地が有効に活用されているとは言い難く、耕作放棄や不作付地となっている農地が18%にも上っている。
このような農地は特に、他用途への転用が起こりやすいと考えられるが、傾斜の急な谷間にある条件的に不利な、狭小な農地だけでなく、県道近くにも耕作放棄地や不作付地が見られるようになっており、土地利用の混乱が生じる可能性がある。現在の農地のほとんどは農用地区域に指定されているため、当面は大規模な都市的土地利用への転用はないと考えられるが、現在でも小規模な事業所や資材置き場、駐車場等の立地が見られることから、優良農地保全のための適正な土地利用計画の策定が必要である。

農用地区域以外では、土取り場跡地の利用の問題があげられよう。土取り場に出入りする大型トラックの排出する排気ガスや粉塵による環境への影響はともかく、交通量の増加による住民の交通事故の危険性など、直接的に地区住民に多大の影響を与えている。また、遠くから望まれる山肌の露出は周辺の緑豊かな農村景観に異質な感じを与えていることは否めない。とくに、地区東端の県道沿いにある２ヶ所の土取り場は規模も広大であるだけに、その影響は大きい。しかしながら逆に、規模が広大なだけに、土取り場跡地はその利用方法如何によっては地区の発展にも重要な働きをすると思われる。自然環境や景観に配慮しながら地区の発展に資するような土地利用方法を考えることが肝要である。

本地区の山林は、集落所有と個人所有（一部は地区外居住者の所有）とに分かれているが、雑木が繁り木材生産としての価値はない。しかしながら、周辺のニュータウン、ゴルフ場開発によって土地評価が高騰し、相続税も高くなっているので、今後と

も、土取り場、資材置き場等への転用が増えることが懸念される。地域の環境と調和のとれた山林の活用を図っていくことが望まれる。

以上のように、本地区は豊富な自然資源を持ち、数多くの由緒正しい史跡や昔ながらのすばらしい景観などにも恵まれている。このような貴重な農村環境の保全を図りながら、地区の経済的、文化的な発展にも資するよう、地域の活性化を図っていくことが求められている。そうした観点にたって、「人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例」の主旨にそって農村用途区分を定め、秩序ある土地利用計画を策定することが必要である。

５．２　農業振興の課題

第４次農漁業振興計画では、輸入農産物の増加、広域交通網の整備による他産地との競合、農産物価格の低迷、さらには担い手の高齢化と後継者不足が避けられないとして、この厳しい状況を乗り越えるため、①消費者ニーズと流通の多様化に対応した農産物の安定供給体制を確立するとともに、②創造性と発展性に富んだ経営体の育成、③園芸・畜産・水稲の各部門別経営の高度化と合理化、④これら３部門の連携の強化と活力ある生産構造の構築を図ることとされている。

第一の安定供給体制の確立では、市民ニーズに対応して新鮮で質の高い農産物を安定的に供給するため、有機・減農薬野菜の推進、果実、花卉の価格安定制度の見直し、畜産物の生産性の向上と高品質化、消費者ニーズにあった米の市内安定供給、衛生管理の強化や災害時の供給支援体制の強化等があげられている。また、流通の多様化に対応して、市場流通を中心に大型量販店、生協、外食産業への供給や消費地に近い有利性を生かした多様な販路拡大に努めること、農業公園、フルーツ・フラワーパーク等での朝市、直売、各種イベントの開催等、市民との交流を図る中での販路拡大がうたわれている。

第二の担い手の育成については、中核農家登録制度、認定農業者育成等により企業的経営体の育成に勤めるほか、里づくり協議会において営農計画を策定する際に、それぞれの地域の特性に応じた機械の共同利用、農作業の受委託等、営農組織の育成強化を図ることとしている。また、農協等と連携した雇用農業促進システムの構築もうたわれている。

園芸については、消費地に近い立地条件を生かして、多様化する消費者ニーズに応じた有機・減農薬栽培を中心として、特色ある産地の育成に努め、有機質資材による土づくりの推進、バイテク、ハイテク等先端技術の導入に努める。

畜産については、優良素牛の確保、飼養技術の向上、飼料の安定確保等による生産性の向上とあわせて、糞尿処理施設、畜舎の環境整備等、地域社会との共生に努め、

ブランド化による消費の拡大を図る。

水稲については、生産コストの低減を図るため、地域の実態に応じた多様な生産組織の育成を図ることとして、地域の実情と将来方向に即した集落営農組織づくりを進める他、兼業農家が農地の保全や集落機能の維持に果たす役割の重要性に鑑み、地域農業の重要な担い手としての位置づけ、兼業退職者の活用等が重要であるとしている。

本地域は都市近郊農業としての条件を活かした生産活動が展開されている地域で、今後は良好な営農環境・生活環境及び自然環境の整備・保全・活用を図りながら、園芸・畜産・水稲の３部門の連携の強化と活力ある生産構造の構築を図ることが必要であるが、部門別に見ると次のような課題が上げられる。

（１）水稲

本地区の主要作物として古くから高い地位を占めているが、減反政策や米価の低迷によりますます厳しい状況が予想され、農業就業者の高齢化、後継者不足が深刻であるところから、生産コストの低減や担い手の確保が重要な課題である。

（２）椎茸

輸送手段と栽培技術の向上により、中国からの輸入が急増しており、関西市場では６～７割位の輸入椎茸が市場に出回り、日本産の椎茸を圧倒している。また、原木の調達が困難になっていることもあり、椎茸の収益性は低下し、地区内の生産量は減少気味である。椎茸栽培の振興を図るためには、都市近郊という立地条件を活かした流通の改善と品質の向上が課題である。

（３）野菜

以前はナス、スイカ、大根、白菜、ピーマン、トマト等多くの野菜が栽培されていたが、現在では専業２名が約6,500m^2のハウスで、トマト、ミニトマト、軟弱野菜を栽培しているのみである。出荷、販売先としては、大玉トマトは市場と一部朝取りで生産者名を表示して生協へ出荷し、好評を博している。ミニトマトは３年前から有機減農薬栽培で生産者名のシールを貼ったパックで、ダイレクト便で量販店へ出荷している。これらは「生産者の顔の見える近所の野菜」と銘打って、生産者が自分の生産品に責任を持つという意味と、消費者が安心して買えることで大好評である。

今後は、以上のような消費者への直販を進めるとともに、多種類の特産物を低コスト、高品質で供給できるための栽培の施設化、団地化が課題となろう。

（4）酪農

乳価の低迷で、ランニングコストのウエートが高くなっており、現状維持が精一杯という状況である。したがって、ランニングコストの低減、販売方法の検討、高付加価値化を推進することが課題である。

（5）肉牛

国内産肉牛の消費は微増ではあるが増加傾向にある。こうした現状の中で、消費者の嗜好傾向の把握、公害等に対して十分に配慮し、協同経営という形態を生かしながら、生産コストの低減、肥育成績の向上に努めることが必要である。

5．3　農用地整備の課題

地区内の農地は、圃場整備が行われていないため、ほとんどが狭小で不整形であり、その上、山がちで、平坦地のほとんどない地形条件にあるため、田面差も大きく、区画も複雑になっている。特に、櫨谷川に流れ込む小河川沿いの谷筋では、きわめて狭小な区画になっており、田面差が3～4mに及ぶところもある。それにつれて農地の分散傾向も進んでおり、多い農家では30カ所以上に及ぶところもあり、作業効率の悪化につながっている。住民アンケートの結果を見ても、農地の現状に対する問題点で区画の形状や農地の分散が上位にあがっている。生産性の向上はもちろんのこと、集落営農の組織化を進めるためには、分散した農地の整形化と集団化が必須条件である。従って、平坦部においては区画の大規模化や農地の集団化が、傾斜地においても地形に対応した整形化が必要である。その際、作業効率のみを考えて、画一的な長方形の区画形状にするのではなく、地形条件に応じて、可能な限りもとの地形に沿った曲線を活かし、等高線に沿った区画とする方が切盛土量が少なく、工事費が軽減される上、景観にも配慮した区画配置となろう。

圃場整備と並んで、農道の整備も課題の一つである。幅員が狭く、作業機械が通れない農道も多い。農地の中には、農道に面していないものもあり、これらは畦畔を利用した通作を余儀なくされている。未舗装のものも多いので拡幅と同時に幹線農道においては舗装を行うことも望まれる。農道と生活道路が兼用になっている箇所もあり、特に県道明石小部線と重複している箇所では、通過交通の妨害となったり、通作者自身が交通事故の危険にさらされており、改善が必要である。

区画の形状と並ぶもう一つの大きな課題は用水の確保である。本地区は西区の標高最高点で、河川の最上流部に当たり、集水面積が小さいことから、慢性的な用水不足に悩まされてきた。それを補うため古くから数多くのため池がつくられてきたが、ため池の多くは老朽化が進み、耕作放棄の増加などによって、良好に管理されていないものもある。用水量を確保するためのため池の改修や、統廃合による合理化などの対策が必要である。また、用水の絶対量が不足しているため今後とも反復利用は必須であり、そのための施設の新設も必要に応じて行うべきである。

5.4　生活環境整備の課題

（1）県道明石小部線の整備

本地区の集落居住区域は、県道明石小部線をはさんで集居状につらなっている。この県道は幹線道路で交通量が多く、利用するのは地区住民のみでなく通過交通が大部分を占めている。とくに土取り場関連の大型トラックも頻繁に通行するので、地区住民の安全のためにも交通事故に対する対策が急がれる。一部には農道と兼用の所も見られる。地区内において全線二車線は確保されてはいるものの、信号はなく歩車道の区別のない区間もある。加えて、カーブが多く見通しの悪い箇所もあり、常に交通事故の危険にさらされている。さらには、福谷交差点の交通渋滞も著しいことから、県道の交通安全対策に加えて、渋滞を緩和するためのバイパスの新設も必要となろう。

（2）集落道路の整備

集落内の県道を除くほとんどの道路は、自動車のすれ違いの不可能な幅員3.5m未満の狭隘なものになっている。特に住宅地内を通っている生活道路は、狭い上に住宅の塀などによって見通しが妨げられており危険である。また、狭い生活道路から広い県道などにでる部分、特に県道がカーブしている付近にある交差点は、見通しが悪いにも関わらず信号も設置されておらず、車どうしの出会い頭の事故の危険性が高い。また、住民アンケートによると、街路灯が不備で、夜間の安全な通行に不安を覚える住民も少なくないことから、安全性のみならず、利便性、快適性からみた集落道路の整備が必要である。

（3）下水道の整備

現在、寺谷地区の下水道は未整備で、生活排水は櫨谷川に未処理のまま放流されている。これは、河川自体の汚濁はもちろんのこと、その河川を水源とする農業用水の汚濁も引き起こす。さらに、トイレの水洗化がなされていないための不快感、不潔感の解消は地区住民の不断の願いであり、アンケートでも62%と最も大きな値を示していた。そのため、農業集落排水施設の整備が必要である。

（4）公園・緑地の整備

寺谷地区は河川沿いに開けた細長い形の地区であるが、地区住民の憩いの場ともいえる公園は、地区内に一ヶ所しかない。地区住民の要望の中にも、歩いていける距離に公園が欲しい、というものが多かった。その唯一の公園である大歳神社境内は、広さはゲートボール場一つほどで十分とは言えない。遊具も老朽化しており、快適・安全な公園としては不十分と言わざるを得ない。

また、大歳神社と並んで地区住民の信仰の対象となっている満福寺は、公園というかたちでの整備はなされておらず、その上にある端谷城跡も住民の誇りであったはずなのに荒廃したままで、ただ看板を残すのみとなっている。端谷城跡は地区住民のためのみでなく、観光用の史跡公園としても整備することが望まれる。

（5）その他公共施設の整備

学校、病院、児童館等の公共施設は櫨谷町内にあり、商業施設についても、寺谷橋沿いに個人商店が1軒あるのみだが、車で10分ほどの西神中央付近には大規模商業施設があるので、地区内での立地は不要であろう。

ただ、地区住民の集会施設としては寺谷公民館があるが、駐車スペースが狭く、会合のあるときは路上駐車せざるを得ない状況になっている。現在地は河川と農地に囲まれ、拡張の余地がないので、もっと広い駐車スペースが確保できる場所に移転することが望まれる。

5.5　景観保全の課題

寺谷地区の大きい特徴の一つに、豊かな自然を背景とした農村景観をあげることができる。それはまた、土地利用計画を立てる上で、注意していかなければならない点

でもある。しかし現在、耕作放棄地や荒れ地が点在するようになり、県道沿いには資材置き場や廃車置き場が目に付き、自然豊かな農村景観にインパクトを与えている。

　また地区内に４ヶ所ある土取り場の景観に対する影響も、無視できない。土取り場は、山を削って操業しているので、自然を破壊しているという感は否めない。

土取り場跡の土地の有効活用とならんで、景観保全対策が本地区の最も重要な課題といえよう。

第６章　里づくり計画

６．１　計画の基本方針

神戸市では「人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例」を定め、農業･農村地域を”人と自然との共生ゾーン”に指定し、適切な土地利用の誘導を図ることにより、地域農業の振興と農村地域の活性化を図り、農業･農村地域のもつ公益的機能を最大限に発揮させる施策がとられている。

本地区は全域を市街化調整区域に指定されており、神戸市総合基本計画の西区区別計画においても都市型農業の振興と自然型レクレーションゾーンに指定されている。これを受けて、第４次農漁業基本計画においても、環境保全に配慮しながら都市型農業を振興すべき区域とされている。本地区の人口はほぼ一貫して漸減の傾向にあり、これからも大きな増加は見込まれない。したがって計画人口は現状維持として、新規転入者のための住宅用地は確保せず、地区住民のための住宅用地、分家住宅用地のほか、地区内農業の振興と生活環境の整備、地域環境の保全等に利用するための用地以外の農地転用は行わず、可能な限り優良農地の確保と自然環境の保全に努めることとする。

ここでは「人と自然との共生ゾーン整備基本方針」の主旨に即して、寺谷地区における集落の現状と土地利用上の課題、住民意向、及び神戸市農漁業基本計画の内容を踏まえ、”豊かな自然と快適な暮らしを支える”を基本理念として、寺谷里づくり計画を策定する。

６．２　農村用途区域の区分

（１）農業保全区域

本地区は、農地のほとんどが農業振興地域内にあり、都市型農業を推進する地域として位置づけられていることから、まずは良好な営農環境の整備・保全を基本として、農業保全区域を指定する。

現況の土地利用をもとに、櫨谷川・寺谷川及び県道周辺の集団的農用地及びそれらに付随するため池を農業保全区域とする。この区域に含まれることが農業生産基盤整備の対象となる。現況の農用地の内、圃場整備を行うことが困難な狭い谷あいの農地も、その上流に位置するため池の管理と保全の必要性から農地の有効利用や農道の整備が不可欠となるので、農業保全区域に含めることとする。ただし、上流の農地が全

て耕作放棄されている場合は、多少の生産基盤整備を行っても今後十分な営農基盤として機能することは困難と思われるため、農業保全区域には含めないこととする。

寺谷地区では狭小で不整形な耕地条件と用水不足という問題を抱えているため、農業保全区域においては圃場整備を行って生産環境を改善することが不可欠である。あわせて、地域の特産である椎茸や、トマト、軟弱野菜などの高付加価値の生産物も栽培できるように、汎用農地として営農基盤を整えておくことも必要である。

（2）集落居住区域

寺谷地区の中心集落は櫨谷川と寺谷川が合流する辺りに存在するので、ここを中心として、現在の住宅用地並びに介在農地を集落居住区域に指定する。住宅の間にあって、圃場整備の対象とすることは困難な小区画の介在農地は、当分の間は農地として利用するが、将来的には、家庭菜園や分家住宅、公共・公益施設等の用地として、集落居住区域に含めるが、圃場整備の対象となる農地は農業保全区域に含める。集落居住区域においては、生活環境の安全性、利便性、快適性の向上を図るための生活環境整備を進める。

地区の下流側にも住宅が散居状に分布しているが、その周辺は農地が集団的に広がり、本地区の優良農地の中心的位置を占めているので、農業保全区域として農地の保全に努める。

（3）環境保全区域

農業保全区域や集落居住区域を取り囲む山林・里山は原則として環境保全区域として、土地利用の転換は認めず、景観や環境の保全に努める区域とする。櫨谷川、寺谷川支流の狭い谷間に伸びる棚田で、全ての農地が耕作放棄されており、今後も有効利用される見込みが低い農地も環境保全区域とする。

ゴルフ場は、早急な用途変更はないと考えられるが、周辺環境になじむよう、適切な管理を進めるものとして環境保全区域に含める。畜舎、放牧地等は本地区の景観を代表するものであり、環境保全区域として景観や環境の保全に努めるものとする。

土取り場は広大な敷地の山肌を露出した、緑豊かな周囲の農村景観になじまない土地利用であり、明確な跡地利用計画が策定されるまでは、環境保全区域として環境や景観の保全・形成に努めるものとする。

なお、土地利用が具体化していなかった地区北東部の県道北側の土取り場跡地については、アスファルト合材処理施設の設置が具体化したことから、周囲の環境を損なわない状況で整備するという条件で整備を位置付ける。

また，西神１号線北側において，「特別積合せ貨物運送施設」の設置が具体化したことから、周囲の環境を損なわない状況で整備するという条件で整備を位置付ける。

（4）特定用途区域

本地区は、優れた農村景観をもつという条件から考えて、現状の景観を保全し、改善していくことが特に重要であると思われるため、当面は特定用途区域の指定は行わないこととする。地区北東部の県道北側の土取り場跡地については、地元でクラッシャープラント用地としての利用が検討されているが、未だ構想の段階であり、計画が具体化してきた場合には特定用途Ｂ区域としての指定を検討する。

農村用途区域の指定を図6-1、図6-2に示す。

図6-1　農村用途区域区分図

図6-2 農村用途区域区分図(部分図)
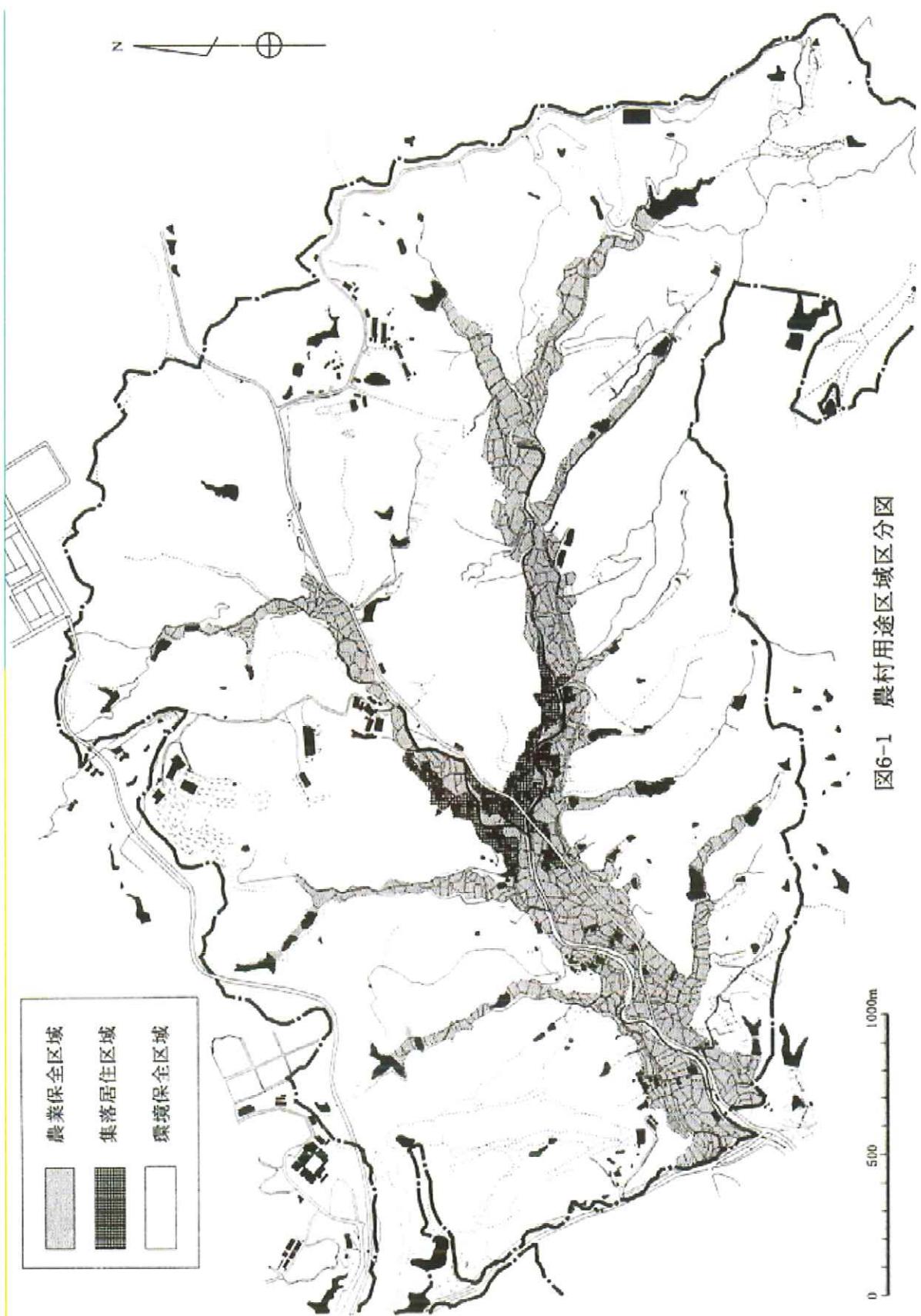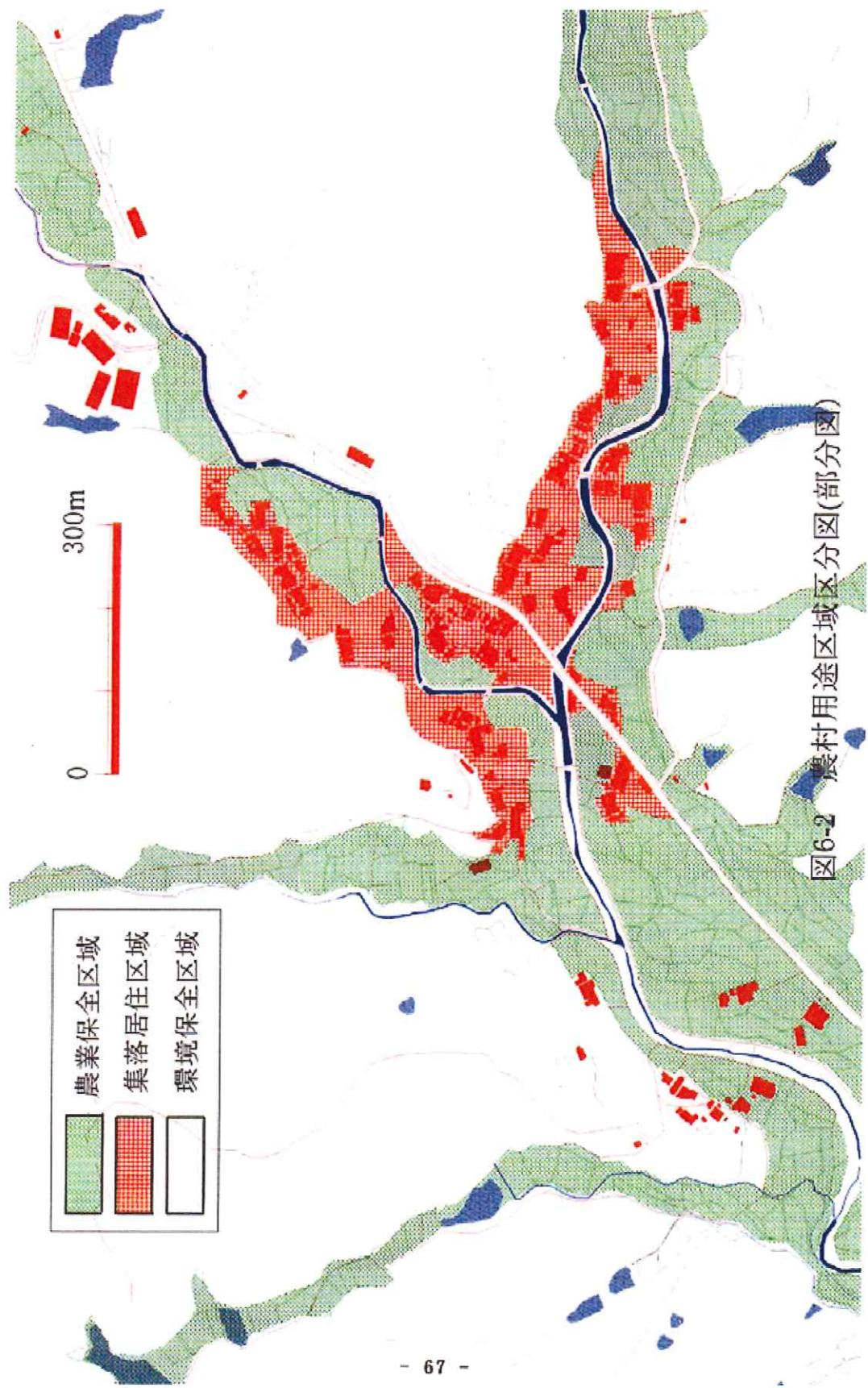
６．３　地域農業振興計画

地域の特色を活かしながら、水稲、椎茸、野菜、酪農、肉牛等の地域農業の振興を図る。

（１）水稲

農業就業者の高齢化、後継者不足に対応しながら、生産コストの低減を図るためには、できるだけ大型機械化を進めなければならないが、経営規模が小さく、個別の農家個々の対応では限界があり、地域全体としての連携と協力が不可欠である。具体的には次のような対策が必要である。

1)大型機械化農業に対応した圃場整備、農道整備の実施。

2)生産組合等の組織化による大規模経営を行うことによる、作業効率の向上と農業就業者の確保。

3)大型機械化、直播による低コスト栽培等による経費の削減。

4)定年退職者を含む多様な担い手の育成。

5)早期栽培中心から一部普通栽培への移行による作業量の平均化。

6)人気品種や地域の特色を活かせる優良品種の導入、有機米栽培の採用。

（２）椎茸

都市近郊という本地区の立地条件を活かし、流通機構の改善を図ることが椎茸栽培の課題であるが、狭い谷間の棚田は日照時間が短く、湿気に富み、椎茸栽培にはむしろ適した立地条件にあるといえる。こうした気候にあった品種の選択により、原木椎茸としての品質の向上を図るとともに、産地直送や、生産者名を表示しての出荷など、「生産者の顔の見える野菜」として、安全性に重点を置いた出荷体制の確立と販路拡大を図る。

また、日照時間の短い谷間の棚田は他のきのこ類の栽培にも適していると考えられることから、”きのこの里”として、体験農業施設や販売所などの整備を進める。

（３）野菜

現在、有機減農薬栽培や生産者の顔の見える野菜として好評を得ていることから、こうした出荷体制をさらに進めるとともに、沿道販売所の設置など、新たな販売体制を確立する。圃場整備に当たっては、野菜栽培のための農地の汎用化、施設の団地化

を進め、高度な管理技術で高品質化、低コスト化を図るとともに、野菜栽培農家の労働条件の改善等、後継者の確保に努める。

（4）酪農

乳価の低迷で、酪農経営は厳しい状況にあるが、椎茸、野菜等と連携して共同販売所を整備するなど、新しい販路拡大に努めるほか、長期的には山林や土取り場跡地活用による交流施設、レジャー施設等と連携して、観光・体験型の酪農経営を取り入れることも考えられよう。

（5）肉牛

神戸市農業の特産品として、消費者の嗜好傾向の把握、生産コストの低減、肥育成績の向上、畜産公害に十分配慮し、協同経営という形態を活かしながら、なお一層の生産性の向上を図るため、大型化、省力化を目指す。

また、公害対策と合わせて、糞尿の堆肥化を進め、耕種部門と連携して農地還元を図ることは、農地の地力増進に資するのみならず、有機減農薬栽培による安全、高品質の野菜栽培にも資するものであり、一層の推進が望まれる。

６．４　農用地整備計画

（１）区画配置

生産性の向上のためにはできるだけの大区画が望ましいが、水稲を主体としつつも都市型農業の推進を目指すことが本地区の農業振興の基本であることから、水田単作地域のような大区画化はふさわしくなく、基本区画としては50アール程度が望ましいと考えられる。しかしながら、本地区は谷筋に沿って棚田が細長く連なっているという地形条件にあり、傾斜もかなりけわしいので、長方形の大区画を規則的に配置することは困難である。切り盛り土量を減らして、工事費を節減するためにも、地形傾斜に沿って谷筋に平行に長辺を配した区画配置が適切であろう。

寺谷橋より下流の櫨谷川沿いの農地については、地形も比較的平坦であるので、50ｍ×100ｍ程度の50アール区画が可能となろうが、寺谷橋より上流の農地については谷幅も狭まり、傾斜も急になるので、せいぜい 30ｍ×100ｍの30アール区画程度が基本となろう。それ以外の各谷筋に細長く伸びる棚田部分については谷幅も狭く、整形区画とするのは困難であることから、必ずしも整形区画にはこだわらず、農道と用排水路の整備を中心とした簡易な整備にとどめる。農道の整備は、谷筋の上流に位置するため池の管理のためにも必要な整備である。圃場整備に当たっては、農地汎用化が可能となるよう、必要に応じて圃場排水に留意するとともに、ハウス等施設の団地化を図る。

（２）農道の整備

県道小部明石線の交通安全と農作業の安全性を確保するために、まず第一に、県道と農道の機能分離を図り、農作業車両が県道を通行しないように、農道の配置を考える。しかしながら、その他の生活道路と農道は、交通量も少ないので、一体的に計画、整備するのが効果的である。

農道の幅員は、これからの農業の大型機械化の進展を考慮して、最低４ｍを基本とし、幹線級の農道及び生活道路との兼用区間は舗装する。

（３）用排水路の整備と用水量の確保

本地区は慢性的に用水不足の状態にあり、圃場整備に際しての用水量の確保は必須条件である。そのため、地区内にある多くのため池の内、老朽化したため池の改修を行う。

圃場整備を行うと、用排水の分離により圃区内での用水の反復利用ができなくなるので、用水量が不足することが懸念される。とくに水管理労力の節減のため用水路のパイプライン化が行われると、用水路の途中で水の補給が行われないので、従来以上に用水が不足する危険性は避けられない。そのため、パイプライン化を進める場合には各圃場での半自動給水栓の使用を条件としたい。半自動給水栓とは、バルブ開放は手動で行うが、所定の水位まで用水が供給されれば自動的にバルブが閉鎖されるというもので、これによって過剰な取水が防止されるというものである。

これまでは田人ごとに水管理が行われてきたが、地区全体の水需給のバランスを図るために、それぞれのため池を用水路（パイプライン）で連結し、一体的に運用することにより、用水の有効利用を進める。河川掛かりの農地では、多数ある取水ゼキの整理統合を図るとともに、前述したため池掛かりの水利系統と一体化することにより、地区全体としての用水の反復利用を促進する。すなわち、取水ゼキの位置に小型ポンプを設置することにより、用水のパイプライン組織に連結できるので、地形条件の制約を受けることが少なく、これまで以上に用水の反復利用が可能となろう。

さらに、用水の反復利用を進めるために、調整池（ファームポンド）を２ヶ所新設することを提案したい。場所は西谷川と櫨谷川の合流部、及び櫨谷川の上流部、下滝谷橋付近である。ここに調整池を設けることにより、上流農地からの排水をすべて調整池に受け入れ、ここからポンプアップしてパイプライン系統に連結することで、反復利用の徹底を図ることができる。

圃場排水については、用排分離を図ることと傾斜地に位置することにより、特に大きな問題は生じないと考えられるが、大きな段差のある所では法尻部に排水不良個所が生じることがあるので、施設野菜の圃場では必要に応じて暗渠排水を施工し、汎用農地化を図らなければならない。

圃場整備の計画平面図を図6-3に示す。

図6-3 圃場整備計画平面図
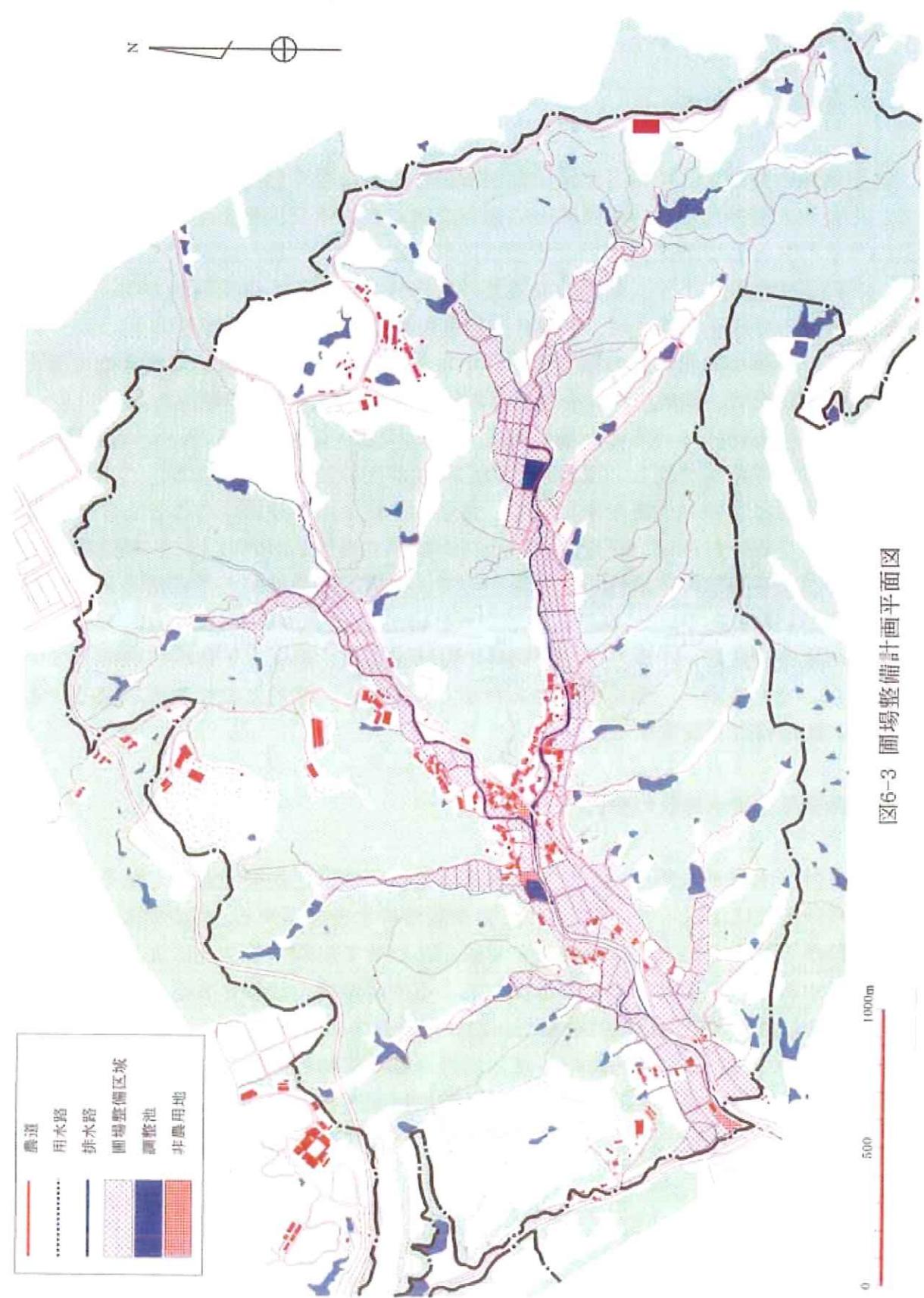
６．５　生活環境整備計画

（１）道路体系の整備

幹線道路の整備としては、県道小部明石線の交通安全や朝晩の渋滞の緩和対策として、主要地方道神戸加古川姫路線との福谷交差点の立体交差化を進めるとともに、県道のバイパスとして地区東端付近で都市計画街路西神１号線へ接続する道路を新設する。この道路新設により、県道の交通量の大部分を占める通過交通量の内、西神中央方面へ抜ける車両を迂回させ、県道の交通量を減少させることができよう。

さらに、県道小部明石線の福谷交差点から友清との集落界に沿って布施畑方面へ抜ける道路の新設は、周辺山林の有効活用の起爆剤として、強い要望がある。

県道小部明石線については、緩やかなカーブが続いて見通しが悪い上に居住区域からの取り付け道路が交差し、交通事故の危険性が高い箇所が見られる。このような所では、取り付け道路の位置を変更して、見通しの良い所に連結することとする。集落中央部分の寺谷橋付近は、緩やかなカーブが続いて見通しが悪い上に、県道横断の機会が多く、交通事故の危険性が最も高いので、曲線区間の拡幅と予告信号を含む信号機の設置が必要である。

集落内道路や住居への取り付け道路等の生活道路は、農道と一体的に機能していることから、できる限り、圃場整備とあわせて、農道と一体的に拡幅整備を図る。必要な箇所には街路灯を設置する。

（２）農業集落排水施設の整備

本地区は下水道が未整備であり、下水道の整備は地区住民の悲願でもあるが、公共下水道の計画地区に入っていないので、農業集落排水を計画する。農業集落排水とは、農村集落から排出される生活雑排水とし尿をあわせて処理することにより、農業用水や公共用水の水質保全とトイレの水洗化による生活環境の改善を図るというもので、処理施設の位置は地区内最下流の櫨谷川沿いに設置する。

処理施設から排出される汚泥は、地区内の畜産廃棄物とあわせて、既設の堆肥還元施設においてコンポスト化し、資源として農地還元できるよう、計画することが望ましい。

（３）櫨谷川の河川改修

櫨谷川は寺谷川との合流部より下流部については河川改修が完了していないので、改修を進めるが、蛇行している部分については、圃場整備とあわせて、一部の河道を付け替える。その場合、全面的に河道の拡幅、浚渫を行うのではなく、生態系保全に配慮した工法を採用することが望ましい。とくに、集落居住区域に近い箇所においては生態系豊富な中州を残し、ホタルブロックの護岸を採用するなど、ホタルの里にふさわしい整備を行う。また、前述した調整池の近傍においては、自然護岸や親水護岸を採用して、親水公園として一体的な整備を図る。

（４）公園・緑地の整備

端谷城跡、満福寺周辺は本地区の顔として、来訪者にも広く利用できるよう史跡公園として整備する。端谷城跡は現在はなにもないが、山頂周辺の散策道、ベンチ、四阿等の休憩施設、案内板等が必要であろう。「太陽と緑の道」自然歩道のルートに組み入れて、これらと一体的に利用できるように整備することも考えられる。

現在、地区内唯一の公園として利用されている大歳神社は狭いので、隣の農地を加えて拡張し、遊具の整備も行い、奉納相撲の開催、児童公園や高齢者の憩いの場として、多目的に利用できるようにする。

寺谷地区は細長く広い集落であるにもかかわらず、公園は一ヶ所しかないので、地区住民の身近な遊び場としての公園を新たに設ける。場所は、櫨谷川と西谷川の合流部付近、前述の灌漑用調整池のほとりとする。櫨谷川の河川改修や圃場整備と一体的に整備を進め、多目的広場として、また親水空間として利用できるように計画する。

（５）集会施設の整備

現在の寺谷公民館は駐車スペースも狭く不便であることから、駐車スペースをとって新設する。地区住民が利用しやすいように、現在の位置から櫨谷川を挟んで対岸が適切と思われる。駐車スペースは広めにとり、公民館の利用者のみならず、満福寺・端谷城跡公園の駐車場としても利用できるようにする。

里づくり計画の全体配置図を図6-4に示す。

図6-4 里つくり計画平面図

- 75 -
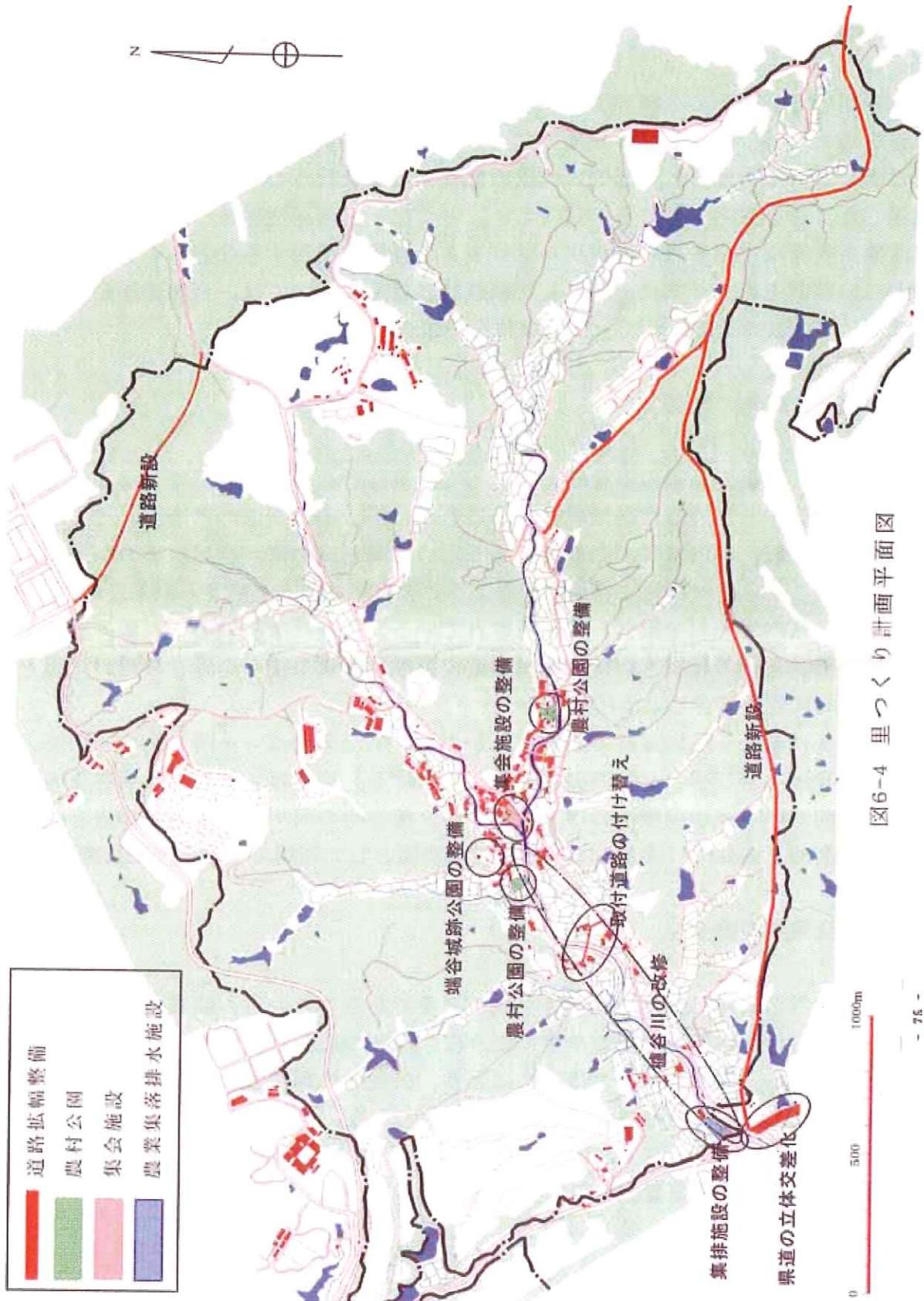
6．6　地域活性化計画

（1）市民農園の整備

櫨谷川の支流、西谷川に沿った谷間の農地は、道路が不備で、現在そのほとんどが耕作放棄されたままであるが、ここは端谷城跡公園にも比較的近く、道路条件が改良されれば市民農園として、有効活用が図れると思われる。なぜなら、調整池沿いの親水公園も近くにあり、市民農園での農作業のみならず、親水公園や端谷城跡公園での散策といった家族そろっての多様な活動が可能となるところが他に例を見ない特徴といえるからである。

これまでの市民農園では、利用者がそれぞれに創意工夫を凝らした利用資材を活用していることは評価されるが、その反面景観的に問題となることが多いのも事実である。周辺の農村景観にふさわしい市民農園とするためには、休憩所、農機具庫、トイレ等の施設のデザインに配慮するとともに、周囲には四季折々の花を栽培するゾーンを設けておくことが有効と思われる。また、雨よけ栽培が可能で、四季を通じて利用できるビニールハウスの農園等、他に類を見ないハイグレードな農園を準備するなどの工夫も有効と思われる。

こうした市民農園は、ただ遊休農地を活用するということ以外に、ベテランの農業経験者が栽培指導に当たり、農業経験を活かして市民との交流の輪を広げていくことは、高齢者に生きがいの場を与えるとともに、広く市民との交流を広め、地域の活性化にも大きな効果をもたらすものと考えられる。

（2）山林・土取り場跡地の活用

本地区の山林は、市街地に近いという恵まれた立地条件にあるため、いろいろな開発構想が考えられるが、急激な開発、発展を望むのではなく、地域の良好な環境を保全しながら、調和のとれた発展を目指すことが望まれる。たとえば、地域の特産品としての椎茸栽培や、栗、柿狩り等の観光農園、地域特産物としての生鮮野菜や牛肉、椎茸等を利用したレストランや直販店、宿泊施設を備えた体験農業施設、林間スポーツ、レジャー施設、キャンプ場等が考えられよう。本地域の南部、友清集落との間に広がる山林、特に地区東端部の山林は岩淵池、堂屋敷洞窟があり、「太陽と緑の道」自然歩道も通っていることから、こうした多様な利用に適しており、そのためには前述した道路の新設が不可欠となる。

ただ、道路が新設されると、ややもすると土取り場などの安易な開発のみが促進され、結果的に地肌が露出した禿げ山のみが残されるといったことにならないよう、住

民合意の上で、有効な利用計画を策定しておくことが重要である。具体的な山林利用計画が策定されるまでは、本地域の山林は環境保全区域のままとして、環境や景観の保全に努めるものとする。

つぎに、地区東北部の土取り場跡地の利用であるが、県道北側の部分については地元地権者の間でクラッシャープラント用地としての利用が計画されていることは前述したとおりであり、周辺の環境保全対策、修景計画を含めた具体的な利用計画を確立することが望まれる。

県道南側の土取り場跡地については、現在の所利用計画の検討は行われていないが、面積も最も広く交通条件も良いので開発の対象になりやすい。早急に本地区としての計画を固めておくことが必要である。たとえば、自治会で毎年神戸市に要望を提出し続けている、リサイクルセンターの建設用地として、この土取り場跡地を当てることも考えられよう。ただし、ダイオキシンの発生等環境に対して悪影響を及ぼさぬように十分に配慮しなければならないのは当然ながら、ただ単にリサイクルセンターのみの建設にとどまることなく、焼却の際に出る廃熱を有効に利用した温水プール、クアハウス等を建設する。また、近くに位置する寺谷ファームズや乗馬クラブの畜舎の冷暖房に利用したり、加温温室を設けて野菜や花卉の促成栽培を行うなども面白い。

ただし、リサイクルセンターは構造物の性格上無機質な風景になってしまうので、周りに桜、カエデやキンモクセイもしくは季節により表情を変えていく落葉樹の林をつくり、憩いの場にふさわしくなるよう修景に配慮することが必要と思われる。

すなわち、リサイクルセンターのみを誘致するのではなく、リサイクルセンターを中心施設として、クアハウス、温水プール、加温温室等を整備し、また既存の寺谷ファームズの畜舎、放牧場、乗馬クラブ等と連携し、一体的に利活用できる交流施設も有効な一案と考えられるが、土取り場跡地の利用にせよ山林の利用にせよ、合意に至る将来計画の構想を進めるとともに、構想が固まるまでは環境保全区域として、現状の保全に努めることが重要である。

６．７　農村景観保全形成計画

寺谷地区にある端谷城は歴史的にも古く、この地域が古くから栄えており、文化水準が高かったことを示すもので、櫨谷町の人々の誇りとなっている。

本計画でも端谷城跡、満福寺周辺は本地区の顔として、来訪者にも広く利用できるよう山頂周辺の散策道、ベンチ、四阿等の休憩施設、案内板等を配置し，史跡公園として「太陽と緑の道」自然歩道のルートに組み入れて、これらと一体的に利用できるように整備が位置づけられている。

今後は，施設整備と併せて端谷城跡、満福寺周辺を寺谷の歴史的遺産として守っていくためにて、「農村景観保全形成地域」に位置づけていくことを具体的に検討する。

(1) 農村景観保全形成

神戸市の「農村景観の保全及び形成の基本計画」の基本目標では，「活き活きとした農業，生活・文化，自然の風景をまもり，つくり，そだて，調和を図ることにより『神戸らしい農村景観をそだてる』こと」を掲げている。

寺谷では，秋には黄金色に揺れる田と真っ赤に輝くマンジュシャゲの花，緑に囲まれた農家のたたずまい，ため池や河川，そこで暮らし，働き，集う人々，そして徐々に整備が進み，地域のシンボルとなりつつある「端谷城址」がある。

これらの景色の保存や整備が農村景観に果たす役割や、どのようにすれば『個性ある農村景観をそだてる』ことができるか、快適な生活空間が創れるか、地域にとってメリットになるかを今後も引き続いて考えて行く必要がある。

里づくり計画では、住民皆の努力で景色の保全や形成をすすめて，『地域のグレード(格)がより高くなり』，住んでいることに誇りが持て，訪れた人も一度は住んでみたいと『あこがれる』集落にすることが地域にとってのメリットにもなると思われる。

(2)　農村景観保全形成区域

農村景観を保全及び形成するためには，「端谷城址」を中心に区域を限定して設定することも考えられるが、当初は集落全体の景観を良くするために集落全域を区域として保全形成する。

(3) 農村景観を保全及び形成するために

農村景観の保全及び形成を進めるために、農村を構成する各部門での地域住民が取り組む目標を設定する。

① 活力ある農業
- 耕作放棄地の発生防止
- 草花等での潤いのある空間の創出

② コミュニティーの活気・賑わい
- 人が集い，話し合い，楽しむスペースの積極的な整備

③ 心地よい生活空間

- 周辺や景観に配慮した整備
- 端谷城址周辺での派手な看板の禁止

④ 歴史に学び，文化を育てる

- 端谷城址を地域のシンボルとして，人と自然が一体となった景観の創出

⑤ 豊かな自然

- 河川等のレクリエーションや交流の場としての活用
- 伐採した土地での緑の回復
- 空地や既存の施設用地についての積極的な花木等の植栽

⑥ 新しい開発とのバランス

- 周辺の景観と調和させた集落会館(公民館)及び観音橋のデザイン化

写真-1　農地の中に点在する農家住宅。遠景に土取り場が見える。

写真-4　谷間に存在する急傾斜の棚田。
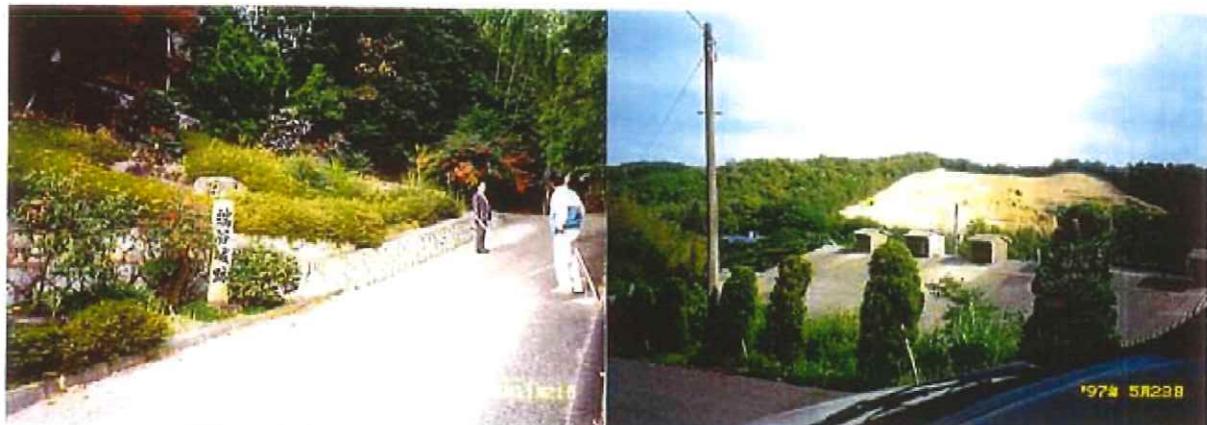
写真-2　満福寺前の緑地。

写真-5　山林を削って作られた土取り場。

写真-3　櫨谷川沿いに整備されたホタル水路。後方は大歳神社。

写真-6　交通量の多い主要地方道小部明石線。

寺谷里づくり活動経過

日　時	会　　議　　名	参集範囲	内　　　容
8.11.21	農業集落地域土地利用構想検討会	自治会長他集落代表者	農業集落地域土地利用構想の導入について
8.12.4	ほ場整備事業推進会議	自治会長他集落代表者	ほ場整備事業の推進について
9.2.10	寺谷里づくり協議会準備会	寺谷住民	アンケート説明と先進地事例説明
9.2.10 9.2.22	アンケート配付　78 戸 アンケート回収　52 戸　224 人		
9.2.23 24	寺谷里づくり推進 先進地調査	寺谷住民	和歌山県貴志川町ほ場整備事業の調査
9.5.14	寺谷里づくり協議会準備会	自治会長他集落代表者	里づくり協議会委員の選出
9.5.23	寺谷里づくり協議会	協議会委員	協議会規約決定 役員選出
9.5.23	寺谷里づくり座談会	協議会委員 地区女性	アンケート調査結果に基づいて検討
9.7.2	寺谷里づくり座談会	協議会委員 50歳以上男性	アンケート調査結果に基づいて検討
9.7.11	寺谷里づくり座談会	協議会委員 50歳以下男性	アンケート調査結果に基づいて検討
9.8.7	寺谷里づくり農業現況確認	協議会委員 農業者代表	アンケート調査結果に基づいて検討
9.8.7	寺谷里づくり座談会	協議会役員	寺谷地区の将来構想について
9.8.6 ～ 8	寺谷里づくり 現地調査	京都大学	地域の現況調査
9.9.19	寺谷里づくり協議会	協議会委員	寺谷土地利用構想素案の検討
9.11.7	寺谷里づくり協議会	協議会委員	寺谷土地利用構想素案の検討
10.1.16	寺谷里づくり協議会	協議会委員	寺谷土地利用構想素案の検討
10.3.7	寺谷里づくり協議会	協議会委員	土地利用構想・集落居住区域・地域農業振興計画の検討
10.3.8 ～9	寺谷里づくり協議会 先進地調査	協議会員	島根県斐川町集落営農研究
10.3.19	寺谷里づくり協議会	協議会委員	土地利用計画 地域農業振興計画の検討
10.5.1	寺谷里づくり協議会総会	協議会員	土地利用構想案の承認 農村農業活性化の検討